

独立行政法人 中小企業基盤整備機構の
令和6年度における業務の実績に関する評価

経済産業省
財務省

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和 6 年度（第五期）	
	中期目標期間	令和 6 ～10 年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣	経済産業大臣（法人全般に関する評価）			
	産業基盤整備業務については財務大臣と共同して担当			
	法人所管部局	中小企業庁	担当課、責任者	長官官房総務課長 黒谷 浩司
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 村上 貴将
主務大臣	財務大臣（産業基盤整備業務に関する評価）			
	経済産業大臣と共同して担当			
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 小平 武史
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 熊澤 明男

3．評価の実施に関する事項
評価のために実施した手続き等については、次のとおり。 ・令和 7 年 5 月 8 日（木）～5 月 1 6 日（金） ユーザー 1 0 先（中小企業：5、公的支援機関：4、ファンド：1）へのヒアリングの実施 6 月 1 9 日（木） 中小機構理事長ヒアリングの実施 6 月 2 0 日（金） 中小機構理監事ヒアリングの実施 6 月 2 3 日（月） 外部有識者からの意見聴取の実施（経済産業省） 7 月 1 0 日（木） 外部有識者からの意見聴取の実施（財務省）

4．その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		A	－	－	
評価に至った理由	項目別評価は以下であり、各項目別評価やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体の評価は「A」評価とした。 Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援：「A」 2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援：「B」 3. スタートアップの創出・成長への支援：「B」 4. 事業継続・経営体力強化への支援：「A」 5. 経営環境変化対応への支援：「A」 Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項：「A」Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項：「B」Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項：「B」				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	「1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援、4. 事業継続・経営体力強化への支援、5. 経営環境変化対応への支援」については、当該法人の業績向上努力により、支援体制を見直すとともに、体制強化を図り、中小企業が抱える課題に対して適切に対応したことや、支援担当者研修のオンライン化により女性受講比率が大幅に増加するなど、定量的指標の達成だけではなく質的な成果等もあり、所期の目標を上回る水準であるA評価と判断した。 「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」については、DX推進を促進し業務プロセスの改善を中小機構内へ共有するほか、中小機構のあり方を示す「2030ビジョン」についても中小機構内に浸透させ、人材育成を通じた組織力向上を図り、内部統制の向上を実施したことなど、質的な成果等もあり、所期の目標を上回る水準であるA評価と判断した。 また、「2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、3. スタートアップの創出・成長への支援、Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項、Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項」の全ての項目に対して、中期計画に基づき着実な業務運営がなされ、所期の目標を達成している水準であることから、それぞれ「B」評価と判断した。 以上、各項目別評価やその重み付け及び有識者の意見も踏まえ、令和6年度における法人全体としての業績向上努力により、所期の目標を上回る水準であると評価し、全体の評価を「A」評価とした。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	－

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	会計検査院から「補助金交付に関する指摘事項（3件）」及び「出資金（貸付事業）に係る償還金の国庫納付漏れ」について指摘を受けた。再発防止策として検査体制等の強化を行うと共に、検査時の確認事項の整理等を実施するなどの対策を講じた他、委託先や執行先における不正検知の改善や会計システムの見直しを行うなど具体的な再発防止策を策定した。 また、「仮受金振替漏れによる国庫納付の遅延」が発生したが、管理体制強化としてルール化やマニュアル整備等を実施した等、組織内の情報の共有強化を図った。
その他改善事項	－
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	－

4. その他事項	
監事等からの意見	約800人という職員数で手広い業務をこなし、EBPMなどのデータを他の事業に生かしている点で高く評価できる。（監事からの意見）
その他特記事項	－

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 No	備考
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
地域牽引・成長志向の中小企業への支援	<u>A</u> ○					I－1	
企業の成長段階に応じた新市場開拓支援	<u>B</u> ○					I－2	
スタートアップの創出・成長への支援	B○					I－3	
事業継続・経営体力強化への支援	<u>A</u> ○					I－4	
経営環境変化対応への支援	A○					I－5	

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 No	備考
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	A					Ⅱ	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	B					Ⅲ	
Ⅳ．その他業務運営に関する事項	B					Ⅳ	

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I－1	地域牽引・成長志向の中小企業への支援		
関連する政策・施策	中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出に向けた相談・助言やハンズオン支援、成長志向の中小企業等による飛躍的成長を実現するための、大胆な設備投資支援、官民一体による支援体制の構築、海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	重要度・困難度高：指標 1－2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	予算事業 ID：019963

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期 間最終 年度値 等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）	中期目標期間において、5,000 社以上 令和 6 年度 1,000 社以上		1,430 社							予算額（千円）	104,034,094 千円			
	ハンズオン支援の派遣開始から 2 年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」（※）の伸び率の平均 （アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】 ※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費	中小企業実態基本調査のデータの「売上高」または「付加価値額」の伸び率を 2 割以上、上回る		中小企業実態基本調査のデータの伸び率の 2 割（＋12.5%）を上回った （＋12.9%・達成率 100.4%）						決算額（千円）	3,000,040 千円				
										経常費用（千円）	2,775,851 千円				
										経常利益（千円）	145,456 千円				
										行政コスト（千円）	2,775,851 千円				
										従事人員数	779 の内数				

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
(定量指標) 指標 1－1：ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）5,000社以上 ・6年度：1,000社以上 指標 1－2：ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」（※）の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る (アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】 ※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費 ＜目標水準の考え方＞ 指標 1－1：ハンズオン支援の実施においては、経営者との対話と傾聴を通じて本質的課題を設定する「課題設定」の段階から支援を開始することが重要であり、そのプロセスが企業の主体的な課題解決への取組や事業成果へと繋がる。また、経営者の意欲や課題解決の実現可能性等を見極めることも必要なため、ハンズオン支援に向けた事前ヒアリングや調査を実施した事業者数を指標とする。 なお、水準感については、伴走型の支援手法を丁寧にかつ広く普及していく必要がある	(中期目標で定める定量指標に係る6年度実績値) ・指標 1－1：1,430社 ・指標 1－2：中小企業実態基本調査のデータの伸び率の2割（＋12.5%）を上回った（＋12.9%・達成率100.4%） (年度計画で定める指標に係る6年度実績値) ・経営アドバイス等の相談・助言利用者の「役立ち度」が5段階評価において上位2段階の評価を得る割合：目標値70%以上 実績値99.1% (1) 成長を促す一貫した支援 ○地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等に対して、新事業展開や成長分野への参入、事業再構築、IT導入、研究開発・技術の高度化等のテーマで、専門家による相談助言やハンズオン支援を実施。経営課題を的確に把握し、その課題に応じた支援を実施することにより、成長・挑戦への後押しを行った。 ■ハンズオン支援事業 ・ハンズオン支援事業（総合） 売上拡大・生産性向上等に向け、組織的にPDCAサイクルを回しながら経営課題の解決を図るため、長期で専門家を派遣して支援を実施。 支援件数404件、支援回数3,826回 ・ハンズオン支援事業（IT） ITシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業等に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、企業内CIO候補者の育成を支援。 支援件数46件、支援回数402回 ・ハンズオン支援事業（特定） 中小企業等の営業強化・コスト低減等の特定・個別の経営課題の解決を図るため、短期・集中的に専門家を派遣して支援を実施。 支援件数34件、支援回数195回 ・ハンズオン支援事業（テストマーケティング） 新規性の高い優れた新製品・新技術・新サービスを持ちながら販路開拓が困難な中小企業等に対し、マーケティング企画のブラッシュアップや首都圏又は近畿圏でのテストマーケティング活動に関する支援を実施。 支援件数135件、支援回数930回 ・ハンズオン支援事業合計：支援件数619件、支援回数5,353回 ■事業再構築相談・助言 ・新事業展開・成長分野への参入、事業再構築など新たな取組に関する支援（事業再構築相談・助言）	<評価と根拠> 評価： A 根拠： 中期目標・中期計画上の指標に基づく指標 1－1 については達成率120%以上、指標 1－2 については達成率100%以上となる実績を達成。 経済発展をもたらす地域牽引・飛躍的な成長を目指す企業の一層の創出に向け、「成長企業支援室」の新設や地域本部における職員を中心とした「伴走支援チーム」のスキームの確立など支援体制の基盤強化を実施。また、地域で一体的な支援を行うために地方銀行・政府系金融機関など関係機関と連携し、地域の特性に応じた支援を実施した。支援先企業の経営者層等との入念な対話を通じて経営課題の優先順位付けや支援方針のすり合わせを踏まえた、成長を促す効果的な支援を実施した。 【指標】 ■指標 1－1：ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数 ・飛躍的な成長を目指す企業を継続的に発掘するため、情報交換や勉強会等の実施を通じて地域金融機関・政府系金融機関・支援機関等と共同で成長企業の掘り起こしを実施した結果、目標1,000社以上に対して1,430社（目標達成率143.0%）を達成。 ■指標 1－2：ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」（※）の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る ・経営者との入念な課題設定と支援方針の擦り合わせを行い、中小企業と機構で支援計画を共有。支援にあたっては、支援内容が一過性のものにならないよう、課題解決と同時に社内人材の育成・体制整備に繋がるようプロジェクトチームを組成するなど、企業が自立的に成長するための支援を実施した結果、中小企業実態基本調査の伸び率の2割（＋12.5%）に対し、＋12.9%（目標達成率100.4%）を達成。 ○成長企業支援に向けた支援体制の基盤強化 ・機構内の本部及び全地域本部において経営トップから支援現場の職員に至るまで議論を重ね、全社的な対応を図るとともに、過去の支援データに基づき、成長要因や障壁、必要な施策を分	<評価に至った理由> 定量的にAの基準を満たしている。当該法人の業績向上努力により、地銀や政府系金融機関との連携の結果、地域特性に応じた支援で企業の売上高や付加価値の向上に貢献するなどの質的な成果等もあり、所期の目標を上回る水準であるA評価と判断した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> (経営に関する有識者からのコメント) ・中小機構内の支援体制を強化するとともに、外部との連携による地域一体的な支援ネットワークを構築したことを高く評価。 ・ハンズオン支援においては、事前ヒアリングを実施した事業者数及びハンズオン支援派遣後の支援企業の売上高や付加価値額の伸び率が目標を上回ったことも評価。	A

ることから、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、これまでのハンズオン支援事業や4年度から開始した事業再構築相談助言事業を踏まえて推計した4年度の実績値を基準として、指標を設定する。 指標 1－2：前期においてハンズオン支援の目標が中小企業実態基本調査のデータと比較して1割以上上回ると設定していたこと等から、今期は、より高度な伴走型の支援を実施していくことを踏まえ、より成長度合いを高めることを目標とし、前期よりも高い指標を設定する。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 1－2 【重要度高】：地域での良質な雇用創出、経済の底上げに貢献する成長志向の高い中小企業等への伴走支援の必要性は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2023」にも掲げられており、地域社会のみならず我が国経済の発展において極めて重要度が高い。 【困難度高】：支援にあたっては、個々の中小企業等が抱える多様な課題へ柔軟な対応が求められるとともに、顧客や競合等の外部環境を踏まえた差別化された戦略、戦術作りなど、質の高い実践的な支援が必要となり、また前期の目	成長・発展を目指す中小企業等の新分野展開、事業転換、業種転換や事業再編等の事業再構築が円滑に進むよう相談・助言を実施。 支援企業数282社 ■研究開発・技術の高度化に取り組む企業に対する支援 ・各地域本部にもものづくり支援の専門家を配置し、研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業等に対し、G o-T e c h（成長型中小企業等研究開発支援事業）を中心とした研究開発計画のブラッシュアップ支援及び事業化に向けたサポートを実施。 ・各地域本部において、経済産業局等と連携しつつ、研究開発の成果普及や事業化の促進等を目的としたセミナー・フォーラム・ビジネスマッチング等を開催。 ・G o-T e c hの個別プロジェクトの事業化を促進すべく、機構が有する各種支援ツールを紹介、提供。 支援件数1,065件 ツールの紹介・提供による支援：437件 ■生産工程スマート化診断 ・専門家との3回の面談を通して、生産工程の自動化、ロボット化等に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を実施し、中小企業等の生産工程の効率化、可視化、管理体制の確立を支援。 支援企業数56社 ■機構内外の他の施策と連携した支援 ・例えば、伊予銀行のコンサルティングメニューと連携させ、ハンズオン支援を実施。具体的には、伊予銀行の支店が把握した中小企業等の支援ニーズを本部で集約し、その支援ニーズに基づいて、機構がハンズオン支援を提案。ハンズオン支援実施中は、伊予銀行も同行する等して共同で支援を実施。さらに、機構によるハンズオン支援終了後も伊予銀行による支援を継続。 ○令和6年度補正予算（第1号）により措置された、成長志向の中小企業等による飛躍的成長（売上高100億円超）を実現するための支援を実施するため、中小企業生産性革命推進事業において、大胆な設備投資を支援するとともに、中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に活用すべく、支援体制や執行の準備を進めた。 ・支援の中核を担う「成長企業支援室」を新設。 ・大胆な投資を進めようとする中小企業等の取組を支援すべく、7年3月4日付にて補助金事務局に対して交付決定を実施。同月17日付で事業者向け公募要領を公開し、早期公募開始を実現。 ・中小企業等が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築のほか、海外展開支援及び人材育成・人材確保への支援の仕組みづくり、これらの支援に必要な基盤整備を進めた。 ・機構内（本部・地域本部間）で、支援先企業に関する各種情報（接触情報や経営課題、補助金・ハンズオン支援等の支援の進捗等）の可視化・共有化を目的として、「企業カルテ」を管理する情報システムを構築。	析し（25ケース）、経営戦略の策定、海外展開、M&A等の成長段階に応じた課題に対応する具体的支援（「100億企業創出支援」※）のあり方を整理。本部に、「100億企業創出支援」の中核を担う「成長企業支援室」を新設（7年1月）。また、支援の現場を担う各地域本部では、個別企業毎の「伴走支援チーム」を設置し、地域本部を含めた効果的かつ一体的な支援体制を構築。加えて、DXや価格転嫁といったニーズ・政策的要請の高い分野に対応できる専門家の登録を積極的に進め、6年度には新たに434人の専門家を登録することで、より高い成果を実現できるよう支援体制の強化を図った。 ※売上高100億円超への成長を目指す「100億企業」候補企業等に対して、中長期にわたり伴走して行う支援 ○金融機関等との連携による地域での一体的な支援 ・地域金融機関や政府系金融機関と連携し、共同で成長企業の掘起こしを実施。60機関以上の金融機関を訪問し、機構による成長企業支援の方針を説明し、連携による支援を提案。特にこれまで比較的關係性の薄かった第一地銀との連携も強化。加えて、経済産業局や投資育成会社等との連携も含め、地域一体的な支援ネットワークを形成。 ○企業が抱える経営課題の解決を通じた売上・付加価値向上の実現 ・成長企業の創出を促進するため、支援開始前には複数回にわたり事前調査や経営者とのミーティングを実施し、経営課題の優先順位や支援方針について綿密にすり合わせた上で、企業ごとの課題やテーマに即した「支援計画」を作成。職員・専門家による構成されるハンズオン支援チームにより、複数の視点から支援プロセスを管理することで、成果の出やすいスキームでの支援を実現。例えば、食料品製造・販売を営む中小企業において、職員・専門家のハンズオン支援の下、「IT経営簡易診断」を行い、生産・販売状況の可視化・分析が可能なシステムを導入。原価管理やPOSデータ分析等により生産・販売のロスを最小化し、支援開始から2年後の決算で、売上高、付加価値額の増を実現。 以上のように、高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。	
--	---	---	--

標よりも2倍高い水準の成果を目指すことから、達成の困難度は高い。 <想定される外部要因> 想定される外部要因としては、初年度を基準として業務遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外貨規制の改善など輸出環境の整備が進むこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。 以下2～5のセグメントにおいても同様。	(2) 多様な経営課題への対応 ■経営相談事業 ○生産性向上、販路開拓等の多様な経営課題について、対面又はWebにて全国9地域本部において専門家による経営相談を実施。また、相談内容に応じて、各地域の支援機関等への橋渡しや機構の支援策を複合的に組み合わせ、実効性の高い支援を実施した。 ・経営相談件数3,477件　うち31.5%をWeb相談で対応 地域本部別経営相談件数 北海道本部120件、東北本部250件、関東本部174件、中部本部581件、北陸本部93件、近畿本部705件、中国本部406件、四国本部241件、九州本部151件、本部756件 利用者の役立ち度　99.1%　今後の利用希望度　98.8% ・中小企業等及びその支援者を対象とした、AIチャットボットを活用した経営相談チャットサービス「E-SODAN」により、24時間365日オンラインで相談対応を実施。 7年3月末時点LINE友だち登録者数40,392人。 チャットボットの利用者数4,391人、うち、有人チャットで372人に対応。 ・補助金申請、事業改善、法律関連等の相談に対して、よろず支援拠点等の他の支援施策や支援機関等への橋渡しを行った。 ・事業再構築相談・助言において、中小企業等の課題を把握し、ハンズオン支援や「J-GoodTech（ジェグテック）」の登録に繋げるなど、複合的な支援を実施。 (事例) ガソリンスタンドを営む企業から、DXの取組の着手をどのようにすべきかという相談を受け、当該企業の業務の全体像とITの活用状況の把握から着手することを助言。業務の全体像とITの活用状況の把握を支援する中で、当該企業は管理業務に人員コストがかかっていることが課題として判明したため、管理業務におけるIT活用による業務効率化をテーマとして、ハンズオン支援事業を開始した。		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I－2	企業の成長段階に応じた新市場開拓支援		
関連する政策・施策	海外展開等に向けた経営戦略の立案・具体的な準備に係る伴走支援や他の支援機関等との連携支援	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 1 号及び第 24 号
当該項目の重要度、困難度	重要度高・困難度高：指標 2－2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	予算事業 ID:019964

2. 主要な経年データ														
③主要なアウトプット（アウトカム）情報								④主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期 間最終 年度値 等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
海外展開を志向する企業への支援件数 （※） ※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数	中期目標期間において、50,000 件以上 令和 6 年度 10,000 件以上		12,433 件						予算額（千円）	3,745,738 千円				
海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数）	中期目標期間において、7,500 件以上 令和 6 年度 1,500 件以上		1,881 件						決算額（千円）	3,238,740 千円				
									経常費用（千円）	3,069,721 千円				
									経常利益（千円）	△132,816 千円				
									行政コスト（千円）	3,069,894 千円				
									従事人員数	779 の内数				

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
(定量指標) 指標 2－1：海外展開を志向する企業への支援件数50,000 (※) 件以上 ※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数 ・6年度：10,000件以上 指標 2－2：海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数）7,500件以上 (アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】 ・6年度1,500件以上 <目標水準の考え方> 指標 2－1：4年度実績は11,000件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、支援件数については、前期(元年～4年度)実績の平均を基準に指標を設定する。 指標 2－2：4年度実績は1,400件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、前期(元年～4年度)実績の平均を基準とし、その2割増となるより高い指標を設定する。	(中期目標で定める定量指標に係る6年度実績値) ・指標 2－1：12,433件 ・指標 2－2：1,881件 (1) 新市場開拓支援 ○中小企業等の海外展開に関し、専門家による相談・助言、セミナー等による情報提供を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決を支援した。また、海外展開に向けた事業戦略の立案等について、ハンズオン支援を実施した。 ・海外展開を検討・実施している中小企業等に対し、豊富な実務経験等を有する海外ビジネスの専門家による相談・助言を実施（アドバイス件数：7,736件）。 ・地域支援機関等との共催で海外展開セミナーを開催し、国際取引や海外展開における留意点等の情報提供を実施（セミナー回数・参加者数：39回・1,253人）。 ・海外展開に向けた事業戦略の立案、事業計画の策定・仮説検証を含む具体的な準備、海外展開後の事業再編や撤退等の事業計画の見直しに関しては、専門家が伴走しながら海外現地での商談・調査等についてアドバイスを実施（海外展開ハンズオン支援事業（伴走型）実施件数：97件（うち挑戦件数：40件）。 ○国内中小企業約28,000社が活用しているビジネスマッチングのWebプラットフォーム「J－GoodTech（ジェグテック）」を活用し、社会的な課題や新製品の開発、共同研究・共同開発等の新たなビジネス展開に関する取組を実施。また、機構の各種事業や支援機関等による商談会等との相乗効果の創出を図るとともに、各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進等を強化し、サイトの活用を促進した。 ・社会的な課題等に対応したマッチングの推進について、「SDGs、カーボンニュートラル商談会」、「SDGs、エシカル分野の海外販路開拓商談会」を実施。 ・「J－GoodTech（ジェグテック）」内に「令和6年能登半島地震 復旧・復興マッチングサイト」を開設（6年1月30日）。被災地域の復旧復興の連携・取引ニーズを確認し、全国の大企業、中小企業等とのマッチングを実施。 ・ファンド事業部門等と連携し、6年3月に「J－GoodTech（ジェグテック）」内に開設したスタートアップ向けの特設サイト「スタートアップマッチングスクエア」においてスタートアップ向けニーズ発信を強化。 ・経済産業局（関東、中部、中国、四国、九州）と連携し、地域経済を牽引する「地域未来牽引企業」のさらなる成長に向けた事業連携・共創ニーズを常時発信する枠組みとして「みらいPitch」を実施。対面でのピッチイベントを6年10月に関東、7年2月に中部で実施し、ニーズを「J－GoodTech（ジェグテック）」で掲載。	<評価と根拠> 評価： A 根拠： 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値 2－1 については達成率120%以上、指標 2－2 については達成率100%以上となる実績を達成。 海外展開を目指す者の裾野拡大に向け、地域金融機関等との連携による海外展開を志向する企業の発掘や支援体制を強化。海外展開の挑戦・実現に向け、企業のニーズを踏まえた新たな国や地域、成長分野や社会課題に即した商談会等のマッチング機会を提供し、目標を達成。 【指標】 ■指標 2－1：海外展開を志向する企業への支援件数 ・「新規輸出一万者支援プログラム」※における輸出準備等の裾野拡大や輸出相談対応のみならず、政府系金融機関や地域金融機関等との連携を通して支援策の利用拡大を図った結果、目標10,000件以上に対して、12,433件（目標達成率124.3%）を達成。 ※経済産業省、中小企業庁、日本貿易振興機構及び中小機構が一体となり、新たに輸出に取り組む事業者を支援するプログラム。プログラムに登録した事業者に対し、輸出の実現に向けた課題や準備状況に応じて支援策の提案を行う。 ■指標 2－2：海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数） 【重要度高・困難度高】 ・企業のニーズを踏まえた国や地域、成長分野や社会課題に即したマッチング機会の提供や、マッチング前後でのフォローアップを継続した結果、目標1,500件以上に対して、1,881件（目標達成率125.4%）を達成。 ○海外展開を目指す者の裾野拡大に向けた取組 ・機構イニシアティブのもと日本政策金融公庫・日本貿易保険・日本貿易振興機構と連携し「海外ビジネス支援パッケージ」を運営し、海外展開の実現まで一貫した連携支援を実施。全国118機関の地域金融機関とも連携。機構は、無料相談（海外マッチングコンシェルジュ相談）、海外展開に向けた事業計画策定や海外企業マッチングの支援等を実施。（機構支援数：1,377	<評価に至った理由> 定量的にAの基準を満たしている。海外展開を目指す企業の裾野を拡大するため、地域金融機関等との連携を強化し、海外展開を志向する企業の発掘など、定量的指標の達成状況における法人業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評価と判断した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> （経営に関する有識者からのコメント） ・進出先の社会課題や海外展開のニーズに応じたマッチング機会の提供など、支援内容の多様化・高度化も進み、支援の質の向上が図られている点も評価に値する。	

＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 2－2 【重要度高】：国内外の様々な構造的変化によって経済社会の変革が進む中、中小企業等が持続的な成長・発展を図るためには、既存の国内市場の開拓に留まらず、海外等の成長・拡大する新市場の開拓に挑戦し、新たな需要を獲得することが必要であり、重要度は高い。 【困難度高】：海外展開の比較的初期段階の中小企業等に対する商材・サービスの磨き上げに加え、販路開拓力の強化、経営戦略の見直し、海外展開の実現可能性検証等の多様で専門的支援が必要であり、また前期の実績よりも高い水準の成果を目指すことから、困難度は高い。	・中小機構、経済産業省、英国ビジネス・通商省の共同プロジェクトとして、6年8月末に「J－G o o d T e c h（ジェグテック）」の「日英防衛産業×J－G o o d T e c h」展示会サイトを公開。 ・輸出・海外展開を希望する中小企業等に対しプッシュ型の支援を実施し、海外企業からの商談を受けるための登録企業ページのブラッシュアップ、英語ページの作成支援を実施することで、W e bコンテンツの充実を図るとともに海外企業への情報発信、マッチングサポートを強化。 ・海外企業のビジネスニーズを一元的に集約した「海外マッチングスクエア」において、海外ニーズの発信を強化。 ・専門家の支援活動件数：2,050件、海外W e bマッチング件数※：1,030件 ※「J－G o o d T e c h（ジェグテック）」に掲載されている海外ニーズに対し、中小企業等から提案のあった件数 ○日本の中小企業等とパートナーとなる海外企業との事業連携（共同開発・技術提携、輸出等）を促進するため、海外企業の招聘による対面、及びオンラインのハイブリッド型のC E O商談会を実施。実施に際しては、海外政府機関等の協力による海外企業選定、「J－G o o d T e c h（ジェグテック）」を活用した事前コーディネート、商談におけるサポート及び商談後のフォローアップ等に取り組んだ。 ・C E O商談会で分野別のマッチング機会を提供する等し、環境（エネルギー分野）、先端産業（A I・I T・I o T分野）、医療（医療機器分野）において、日本企業の製品購入、代理店契約、日本企業との共同開発、合弁会社設立などを希望する海外企業が商談会に参加（商談会開催回数：5回実施）。海外アドバイス件数：250件、商談件数：200件 ・中小企業等に対して海外進出意向調査を実施し、進出意欲が最も高いインドとのマッチング機会を創出。ベンガルール商工会議所、インド工業連盟と連携して、海外企業を選定し、インドC E O商談会を2回実施。商談会には、日本企業の製品購入、代理店契約、日本企業との共同開発、合弁会社設立などを希望するインド企業が参加（商談会参加企業：日本企業256社、インド企業97社）。 ・商談設定に向けた事前コーディネートとして、海外C E O商談会に参加する海外企業に対し、「J－G o o d T e c h（ジェグテック）」の概要や活用方法を説明。商談会に先立って当該海外企業から関心の高い日本企業の指名を受け付けるとともに、海外企業の取引ニーズをジェグテックで公開し、ニーズと関連のある多くの日本企業へ配信した。 ・C E O商談会に先立ち、日本企業・海外企業に対しW e bでのオリエンテーションを行い、商談目的の深掘り・すり合わせを行うことで、成約率を高める取組を実施。 ・商談後も速やかにアンケートを実施し、成約に向けた条件、課題を把握し、電話やW e bミーティングを通じてフォローアップを実施。 ○販路拡大や海外展開を目指す中小企業等が自社の優れた製品、技術、サービス等を展示し、販売先・業務提携先等の開拓に取り組むマッチング促進の場として、「新価値創造展」等を実施。	件） ・5年に「J－G o o d T e c h（ジェグテック）」内に開設した特設サイト「海外マッチングスクエア」を通じた案件掘り起こし等により、6年度ジェグテックのW e bマッチング件数（国内含む）を年間12,622件に増加。 ・「2025 大阪・関西万博」を見据えた展示会の実施や特設マッチングサイトを開設。 ○多様なマッチング機会の提供 ・先端技術や医療等の成長分野やS D G s・カーボンニュートラルなど、進出先の社会課題に即した商談会を実施し、日本のスタートアップや成長志向企業のマッチング機会を創出。（海外ニーズ発信数：492件・前年度比約1.3倍） ・6年度の海外C E O商談会実績：海外企業参加220社（※海外政府機関等80機関と連携）、日本企業参加561社。 ・例えば、機構調査で中小企業等の進出意欲が高いインドのカルナータカ州政府とM O Uを締結（7年2月）。ベンガルール商工会議所・インド産業連盟と連携し商談会を実施。 ○海外展開の挑戦・実現に向けた取組 ・海外企業に対し事前ヒアリングを行い、商談ニーズを深掘り。当該情報を事前に日本企業に共有し、商談時のポイントや留意点等を助言。商談会後フォローアップを継続し、成約に向けた課題整理や再度の商談設定等を通じサポートを徹底。 ・成長志向企業の海外展開に焦点を当てた「戦略的パートナーシップ構築支援事業」等を新設。 以上のように、高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。	
--	---	--	--

	・ 6 年11月13日～15日にインテックス大阪 3 号館で「新価値創造展 i n 未来モノづくり国際E X P O 2 0 2 4」を実施。従来取り組んできた会期中の「海外バイヤーとのマッチング」に加え、新たに会期後にも「海外バイヤーとのマッチング」を設定。会期中の来場者からのニーズ等を反映した提案機会を提供し、商談をサポート。 ・ 出展社数：80社、海外商談件数：42件 ○ 7 年 4 月から開催される「2025 大阪・関西万博」を見据え、7 年 3 月に「J－G o o d T e c h（ジェグテック）」内に万博特設サイト『大阪・関西万博マッチングポータル』を開設。海外市場向けマッチングの一層の強化を図った。 （2）他機関との連携による支援 ○ 中小企業等の成長段階に応じた支援を行うため、業務連携先である国内の支援機関等、海外政府関係機関、民間パートナー企業等と連携・協働した支援を実施。特に、海外展開の実現性を高めるため、日本貿易振興機構との連携強化に取り組んだ。 ・ 日本政策金融公庫、日本貿易保険、地域金融機関等と連携しつつ、海外への販路開拓・販売拡大を図る中小企業等に向け、「海外ビジネス支援パッケージ」（海外展開に関する中小企業等の課題やニーズの把握から、海外ビジネスマッチング支援、金融支援に至るまでの一体的な支援パッケージ）を 5 年度から継続的に推進。6 年度は東北銀行、四国銀行等の新たな地域金融機関が参画する支援体制を構築するとともに（118の地域金融機関が参加）、沖縄振興開発金融公庫、日本貿易振興機構が新たに参画するなど一体的な支援体制を強化。 ・ 上記「海外ビジネス支援パッケージ」の一環として、中小機構のアドバイザーが輸出・海外展開に関する助言を実施（6 年度1,377件）。 ・ 国税庁（日本酒類輸出促進コンソーシアム）と連携し、食品・酒類関連の事業者を対象とした越境 E C 活用セミナーを実施。 ・ 民間パートナー（E C 活用支援パートナー）として登録している民間企業と連携して、海外等の新市場開拓に取り組む中小企業等への支援を実施。 「E C 活用チャレンジ企画」開催回数：4 回、参加者数：734人、課題整理等件数：302件 「ピッチイベント」開催回数：1 回、参加者数：134人、マッチング件数：16件 「E C 活用チャレンジ企画連動アドバイス」開催回数：4 回、実施件数：76件、課題整理等件数：61件 ・ 「地域活性化パートナー」として登録している民間パートナー企業（大手百貨店等）と連携しつつ、商品開発や新規顧客開拓に取り組む中小企業等に対し、大都市圏等における販路開拓の機会を提供（商談会・展示会の開催等）。また、海外販路支援に有効なパートナー企業の開拓を強化。 地域活性化パートナー活用による支援企画数：70件（うち海外販路企画22件）、支援企業数：3,664社 ・ バイヤーに対して商品の新たな価値や魅力を提案する展示会「ヒットをねらえ！」を開催（542人来場）。 ・ 「ヒットをねらえ！」出展社数：120社、海外商談件数：190件		
--	--	--	--

	・日本貿易振興機構との連携を強化し、米英E C市場の最新動向やJ A P A N S T O R E 出展に向けたサポートに関するセミナーを新たに実施。 ○「新規輸出一万者支援プログラム」に引き続き取り組み、経済産業省貿易経済協力局、中小企業庁、日本貿易振興機構と連携しつつ、輸出に関心のある企業の掘り起こし、専門家による輸出相談を実施。また、これまでプログラムで支援した輸出準備段階にいる中小企業等に対しフォローアップ調査を行い、進捗を確認。 ○新市場開拓支援を見据え、海外の支援機関との関係構築・連携強化を推進。また、日本の中小企業等の海外展開に係る投資環境整備を目的として、海外の中小企業支援機関等に施策情報や支援ノウハウの提供を行った。 ・特に日本の中小企業等が注目するアメリカ、イギリス、オーストラリア、インド、フィリピン、台湾、タイ、韓国、フランスの中小企業支援機関等との情報交換や事業説明を行い、機構の関連事業との連携強化。特にインドでは、日本の中小企業等のビジネス機会創出・促進を目的にカルナータカ州政府とのMOU締結（6年度：1件、累計：25件）。 ・海外政府・関係機関からの来訪対応や台湾・タイの中小企業支援機関との経営トップ層同士の対話等を通じ、海外政府・関係機関との連携維持・強化。これらの取組により、海外からの来訪者や面談者数はコロナ前と同水準の16カ国、延べ96機関、400人を達成。 ・他機関が実施する海外研修生の受入事業への協力として、トルコ支援機関向け震災復興ノウハウの提供（国際協力機構主催）、ウズベキスタンビジネス開発銀行職員向け事業説明（山形大学主催）等を実施。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I－3	スタートアップの創出・成長への支援		
関連する政策・施策	成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドへの出資、インキュベーション機能や産学官のネットワーク等を通じた全国でのスタートアップの担い手の確保・育成への支援	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 5 号、第 14 号及び第 24 号
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標 3－2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	予算事業 ID：019965

2. 主要な経年データ														
⑤主要なアウトプット（アウトカム）情報									⑥主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期 間最終 年度値 等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数（※） ※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。	中期目標期間において、70 本以上 令和 6 年度 14 本以上		17 本						予算額（千円）	29, 868, 061 千円				
出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数 （アウトカム指標）【重要度高】	1, 650 社以上 令和 6 年度 330 社以上		398 社						決算額（千円）	29, 114, 146 千円				
									経常費用（千円）	8, 523, 282 千円				
									経常利益（千円）	△5, 137, 671 千円				
									行政コスト（千円）	8, 530, 135 千円				
									従事人員数	779 の内数				

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
(定量指標) 指標 3－1：各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数を70本以上（※） ※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。 ・令和6年度14本以上 指標 3－2：出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上（アウトカム指標）【重要度高】 ・令和6年度330社以上 ＜目標水準の考え方＞ 指標 3－1：ファンド事業は市場の変動に特に左右されること、官民ファンド幹事会での指標設定方法も直近10年平均で設定されていることから、同様に直近10年の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業等へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）は20本以上の出資となるよう最大限努める。 指標 3－2：投資件数は増加傾向にあるものの、市場の動向に大きく影響を受けること等から過去10年間の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業へ	(中期目標で定める定量指標に係る6年度実績値) ・指標 3－1：17本 ・指標 3－2：398社 (年度計画で定める指標に係る6年度実績値) ・インキュベーション施設退去時における退去企業売上計上率：目標70%以上 実績値76.0% (1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給 ○スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進するため、成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う国内外のファンドに出資を行った。また、起業支援ファンド出資事業、中小企業成長支援ファンド出資事業（グローバルスタートアップ成長投資事業を除く）においては、ベンチャーキャピタルの裾野の拡大と多様化を促進するため、設立間もない初号・2号ファンドに対する出資や若手キャピタリストが組成するファンドへの積極的な出資を行った。 ・起業支援ファンド出資事業、中小企業成長支援ファンド出資事業（グローバルスタートアップ成長投資事業を除く）（成長初期段階のスタートアップ等への投資） ・出資ファンド数 10本 ・ファンド総額 615.3億円 ・機構出資契約額 232.2億円 ・グローバルスタートアップ成長投資事業（グローバル展開等を目指すスタートアップ等への投資） ・出資ファンド数2本 ・ファンド総額 USD280M（420億円） ・機構出資契約額 USD21M（31.5億円）※ ※Global SMRJ VCFund2023 LPの内数 ※1USD＝150円で換算 ・起業支援ファンド出資事業、中小企業成長支援ファンド出資事業（グローバルスタートアップ成長投資事業を除く）におけるベンチャーキャピタルへの出資実績10本のうち、初号・2号ファンド6本に出資を行ったほか、若手キャピタリスト育成型ファンドオブファンズ制度により、主に初号・2号ファンドに投資するファンドオブファンズ1本に出資。 ○5年度補正予算に基づき「中小グループ化・事業再構築支援ファンド」への出資を実施し、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を強化。また、地域本部や事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を強化しつつ、サーチファンド型ファンドへの出資拡大に取り組んだ。 ・5年度補正予算にて措置された中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業の公募を実施し、2本に出資 ・中小企業等の事業承継や成長に資する中小企業成長支援ファンド事業については、3本に出資。 ・サーチファンド型ファンドについては、2本について出資審査を実施（提案者都	<評価と根拠> 評価： A 根拠： 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標2項目において全項目で達成率120%以上となる実績を達成。 内外投資環境の変化の中で、リスクマネーの供給を促進するとともに、若手キャピタリストの育成等による裾野拡大を実施。ファンド運営者(GP)と初期段階から綿密な相談を行うとともに、組成後のモニタリングの徹底により投資の“質”を確保しつつ、より多くの投資が見込まれるファンドの組成に注力し、目標を達成。 【指標】 ■指標 3－1：各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数 ・GPからの相談に積極的に対応するとともに、出資審査の迅速化を実施。GPとの丁寧かつ綿密な議論を行いファンドの組成要件に沿った提案となるように助言を行うとともに、日本ベンチャーキャピタル協会等が実施する勉強会等に参加し、機構の現況を共有するなど、政策趣旨に沿った出資提案に至るよう情報交換を密に行った結果、目標出資本数14本以上に対し、17本出資（目標達成率121.4%）を達成。 ■指標 3－2：出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数 ・出資先ファンドの投資件数の確保に向け、6年度当初目標を上回るファンドへの出資を実施。特にシード・アーリーステージのスタートアップを中心に広く投資を行うベンチャーファンドへの出資やファンドオブファンズへの出資を新たに実施した結果、目標投資件数330件以上に対し、398件（目標達成率120.6%）を達成。 ○リスクマネーの供給促進とベンチャーキャピタル(VC)の裾野拡大 ・リスクマネーの供給促進のため、ファンド運営者(GP)と、投資方針やリスク・リターン分析等、組成に向けた綿密な相談を実施(相談対応件数：354件)。 ・設立間もないVCや若手キャピタリストが運営する初号・2号ファンドへの積極的な出資(8本)により中小企業等への投資環境の拡大に加え、若手キャピタリストの育成にも貢献。 ・国内のみならず、累計172社の海外VCとの面談・意見交換を通じ（6年度面談数：91社）、候補先の発掘・案件化に注力し、	<評価に至った理由> 定量的にAの基準を満たしている。アウトプットとアウトカムのつながりや内外投資環境の変化への対応、若手キャピタリストの育成を通じてベンチャーキャピタルの裾野の拡大を図った点など、定量的指標の達成状況における法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評価と判断した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> （経営に関する有識者からのコメント） ・出資件数や投資先企業数といったKPIについて、いずれも目標を大きく上回っているなど、安定した活動実績を評価。	

のリスクマネー供給やG Pによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）は160社以上となるよう最大限努める。 ＜重要度高の設定理由＞ 指標 3－2 【重要度高】：「SU5か年計画」において海外のベンチャーキャピタルも含めて、ベンチャーキャピタルへの公的資本の有限責任投資による投資の拡大、ベンチャーキャピタルと協調した政府によるスタートアップへの支援の拡大等を進めること、「実行計画2023」において、成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、M&A等の取組について集中支援を行うことが掲げられており、スタートアップや成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やG Pによるハンズオン支援強化の重要度は高い。	合により辞退）。 ・出資ファンド数 5本 ・ファンド総額 1,142.5 億円 ・機構出資契約額累計 240億円 ○ファンドへの出資に当たっては、機構の出資比率を50%以内に抑える等により民間資金の呼び水としての役割に徹しつつ、リスク分散を考慮し、事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視した上で、外部有識者等の意見聴取、外部有識者による出資先候補委員会での審議結果を踏まえ、迅速かつ適切な審査を行った。 ・出資ファンド数 23本 ・ファンド総額 2,510.8億円 ・機構出資契約額 641.2億円 ○組成後のファンドに対しては、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底。また、投資先企業の事業成果の向上等を目的に、機構のインキュベーション施設等の施策を継続的に紹介。 ・投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を1,177回実施し、適切なファンド運営が行われるよう努めた。 ・存続期限が迫っているファンドに対しては、早期の回収を図るよう他のLP（有限責任組合員）とともにGP（無限責任組合員）との折衝を重ねるなどの指導・交渉を実施。 ・ファンド運営者に対し、機構のインキュベーション施設や「J－GoodTech（ジェグテック）」等の施策情報を紹介。投資先企業1社のインキュベーション施設への入居が実現したほか、ジェグテックにおけるマッチングを実現（96件）。 ○産業競争力強化法の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証に取り組んだほか、指定金融機関の拡大を推進した。 ・事業拡大ステージにあるディープテックベンチャーを対象とする債務保証制度（革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度）により、商用EV開発事業者、レーザー施工装置開発事業者、電動車椅子開発事業者、物流施設におけるロボティクスソリューション開発事業者への4件の契約を締結。 ・6年度末時点で保証先11社 ・保証残高13,140百万円。 ・指定金融機関登録に関する周知や相談対応等を通じ、指定金融機関の拡大に取り組み、新たに7機関が指定を受けた（計25機関）。 ○その他、各種の法認定を受けた事業者等の借入等に対する債務保証制度に関する相談に対応。 ・外部経営資源活用促進投資事業円滑化債務保証制度（産業競争力強化法）、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度（地域再生法）、社外高度人材活用新事業分野開拓促進債務保証制度（中小企業等経営強化法）、経営力向上促進債務保証制度（中小企業等経営強化法）の活用を図るため、金融機関等からの相談対応を実施。 ○各種の債務保証制度の活用を促進するため、金融機関を中心に周知を実施。 ○6年度補正予算として措置された100億企業育成ファンド出資事業（M&Aや新事業展開等により成長を目指す中小企業等に対し、メザニン・ファイナンス等によりリスクマネーの供給を実施）において、7年3月17日より速やかにファンド運営者の募集を開始。 （2）スタートアップへの支援 ○各地域の事情に応じたスタートアップ・エコシステム（支援機関等や大学、金融	海外ベンチャーファンドへの新規契約も実現。 ○出資先ファンドの投資件数の確保に向けた取組 ・GPとの継続的な面談や投資委員会等へのオブザーバー参加等を通じ、ファンドの投資先発掘状況や支援活動の実態把握、ファンド運営に係る認識共有等、継続的なモニタリングを実施（1,177回）。 ・投資件数の拡大に向け、シード・アーリーステージのスタートアップに広く投資を行うベンチャーファンドを中心に投資し（17本中12本）、ファンドオブファンズへも出資。（例：インキュベイトファンドLP3号） ○投資先企業の企業価値向上への支援 ・インキュベーション施設への入居に係る支援や、「J－GoodTech（ジェグテック）」内のスタートアップ向け特設サイト（スタートアップマッチングスクエア）を活用し支援。投資先企業にマッチした取引ニーズを紹介したり、逆に取引ニーズを発信する際にマッチングしやすいよう助言。 ○債務保証業務（財務省共管業務） ・事業拡大ステージにあるディープテックベンチャーを対象とする債務保証制度（革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度）により、商用EV開発事業者、レーザー施工装置開発事業者、電動車椅子開発事業者、物流施設におけるロボティクスソリューション開発事業者への4件の契約を締結。 ・6年度末時点で保証先11社、保証残高13,140百万円。 ・また、指定金融機関の拡大に取り組み、新たに7機関が指定を受けた（計25機関）。 以上のように、高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。	
--	--	--	--

	機関、ベンチャーキャピタル等）と連携し、起業家の発掘・支援に関するイベント企画、相談対応、インキュベーションマネージャーの派遣等を行った。 ・地域事情や体制に応じ、大学、地方公共団体、スタートアップ支援拠点等と連携したイベント企画や相談対応等を実施。 ・本部・地域本部ともに専門家を充実させ、スタートアップ支援に取り組める体制を強化。オンラインを中心に、全国のスタートアップからの相談に対応。 支援件数：1,773件 ・大学や地方公共団体等が運営するインキュベーション施設に機構のインキュベーションマネージャーを派遣する「インキュベーションプログラム強化・発展事業」を実施。4大学への派遣を行い、大学内におけるシーズの発掘や支援体制の構築、地域におけるスタートアップ支援体制の強化に貢献。 ○インキュベーションマネージャーが、機構の他事業や各地域の支援機能と連携しつつ、施設入居者の様々な支援ニーズに対応することを通じて、資金調達等を含め入居者の事業化の促進に取り組んだ。また、施設退去時と施設退去後2年経過後の調査・分析を行い、支援効果の測定を行った。 ・インキュベーション施設数 29施設 ・入居者数 477者 ・インキュベーション施設における支援活動の一環としてセミナー、ワークショップ、勉強会等を実施。 ・開催回数 90回 ・延べ参加者数 3,029人 ・入居者等の課題に応じたコーディネート支援件数 1,581件 ・入居企業に対し、ハンズオン支援や機構出資ファンドからの投資等、機構の支援ツールを提供。 ・ハンズオン支援事業の活用企業 2社 ・ファンドの投資先企業 42社 ・地方公共団体や地域支援機関等が実施する展示会への出展、補助金・助成金の獲得、大学研究者とのマッチング支援等、他のスタートアップ支援機関等と連携した支援を実施。 ・入居企業30社とともに「B i o J a p a n 2 0 2 4」に出展（商談引き合い件数：173件）。 ・入居企業の新製品や技術力をメディアに紹介する等の取組を実施（メディア掲載数543件）。 ・ベンチャーキャピタルや事業会社等、日本政策金融公庫等の金融機関との連携を通じ、資金調達の支援を推進。 ・投資受入金額 18,407百万円 ・融資借入金額 6,654百万円 ・入居企業9社が6年度内にエクイティで5億円以上の大型資金調達を実施し、IPOに向け事業を加速。そのほかにも、大学ファンド等、国内外のベンチャーキャピタルや事業会社から出資を受付 ・6年7月に独自の創薬基盤を用いた新規医薬品の研究開発を行う卒業企業が上場（上場企業は通算20社）。 ・3年度にインキュベーション施設を退去した企業につき、施設退去時と施設退去後2年経過後の調査・分析を行い、支援効果の測定を行った。 ・売上高平均伸び率 14.2% ・従業者数平均伸び率 7.4% ・資本金平均伸び率 24.4% ・地域への定着率 69.6% ○インキュベーション施設入居者や地域における起業者等に対し、ユニコーンや地域中核企業を目指すスタートアップ等を1年間集中的に支援するアクセラレーションプログラム「FASTAR」を実施。また、機構内外の支援機能を複合的に		
--	---	--	--

	活用し、スタートアップ支援を推進。 ・「FASTAR」については一次公募・二次公募合わせて223社の応募の中から、37社を採択とし、5年度からの継続案件35社を含め計428回の支援を実施。また、5年度採択企業35社が投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催し、マッチングを促進。 ・支援社数：72件　ピッチイベント参加者：776人 ・ベンチャーキャピタルからの出資を希望する場合は、ファンド事業部との連携によりGPとのマッチングを実施。共同開発等を希望する場合は、「J-GoodTech（ジェグテック）」の登録や活用の支援を実施。 ・FASTAR採択企業が抱える経営課題に応じて、スタートアップを支援することを目的とするNEDOを中心とした22機関による連携協定「Plus」の参画機関へ繋ぐなど、機構外の支援ツールの活用も積極的に実施。 ○JVA（Japan Venture Awards）の実施等。 ・創業の啓発と促進に向けて、モデルとなる起業家を表彰する「第24回JVA（Japan Venture Awards）」を実施。あわせて、創業機運の向上及びアントレプレナーシップの醸成に向け、セミナーやパネルディスカッション等により創業やスタートアップの取組事例を紹介。 ・JVA応募者236人の中から、経済産業大臣賞、科学技術政策担当大臣賞、中小企業庁長官賞、機構理事長賞など、計14人のベンチャー企業経営者を表彰。これに加えて、ベンチャーキャピタリスト奨励賞を設け、ベンチャー企業に対して成長実績を挙げており、今後一層の活躍が期待されるキャピタリスト3人を表彰。 ・JVA過去受賞者によるキーノートスピーチ、VCと起業家によるピッチイベント及びノミネート者によるパネルディスカッションを実施。 ・参加者　108人(リアル)、480人(オンライン)　・参加者の満足度　86.2%		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I－4	事業継続・経営体力強化への支援		
関連する政策・施策	3機関（事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会・よろず支援拠点）の連携促進等、事業承継・引継ぎ、事業再生、よろず支援拠点による収益力向上等に向けた支援、支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上支援、支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献、情報収集・提供の積極的な推進、将来の事業廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の着実な運営等を実施。	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号、第4号、第8号～25号、第2項第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度・困難度高：指標4－2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	予算事業ID：019966、019968

2. 主要な経年データ														
⑦主要なアウトプット（アウトカム）情報								⑧主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期 間最終 年度値 等）	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
支援機関等の支援する者への支援件数	100,000 件以上		26,322 件						予算額（千円）	1,211,894,512 千円				
講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数 （アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】	1,200 件以上		174 件						決算額（千円）	1,507,073,812 千円				
地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数	80,000 人以上		21,528 人						経常費用（千円）	1,491,053,664 千円				
支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数（※） （アウトカム指標） ※支援機関等サポート事業（支援機関 I T 化支援サポート事業含む。以下同じ。） において提供した機構ノウハウ・ツール を活用した機関数	10,000 機関以上		2,579 機関						経常利益（千円）	△122,709,222 千円				
									行政コスト（千円）	1,491,170,499 千円				
									従事人員数	779 の内数				

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
(定量指標) 指標 4－1：支援機関等の支援する者への支援件数100,000件以上 ・令和6年度20,000件以上 指標 4－2：講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数1,200件以上 (アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】 ・令和6年度150件以上 指標 4－3：地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数80,000人以上 ・令和6年度16,000件以上 指標 4－4：支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数(※) 10,000機関以上 (アウトカム指標) ※支援機関等サポート事業(支援機関 I T化支援サポート事業含む。以下同じ。)において提供した機構ノウハウ・ツールを活用した機関数 ・令和6年度2,000件以上 ＜目標水準の考え方＞ 指標 4－1：4年度実績は24,327件であり、着実に支援件数は増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期(元年～4年度)実績の平均を	(中期目標で定める定量指標に係る6年度実績値) ・指標 4－1：26,322件 ・指標 4－2：174件 ・指標 4－3：21,528人 ・指標 4－4：2,579機関 (年度計画で定める指標に係る6年度実績値) ・活性化全国本部の協議会に対する相談対応・助言等が協議会の課題解決につながったとする協議会の割合：目標70%以上 実績値89.5% ・拠点への研修受講者数：目標800人以上 実績値992人 ・拠点への研修の実施後、研修を通じて得られた支援事例や支援ノウハウ等を参考に、拠点運営の改善を図り、成果があったとする割合：目標80%以上 実績値89.3% ・中心市街地・商店街等診断・サポート事業(巡回型支援、パッケージ型支援)及び中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業の役立ち度：目標70%以上 実績値93.2% ・小規模企業共済の新規加入者数：目標60,000者以上 実績値94,696者 ・連携事業継続力強化計画支援件数：目標300件以上 実績値400件 4. 事業継続・経営体力強化への支援 (1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援 ①3機関の連携(事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会・よろず支援拠点) ○3機関間での連携が円滑に行われるよう、経済産業局が主催する「3機関連携推進会議」(47都道府県で開催)に地域本部が出席し、先進支援事例等の収集、連携状況の確認や他地域の連携事業等の情報提供を行った。 ・本部においては、それぞれの地域で把握された連携上の課題を共有し、3機関へ効果的な助言を行った。また、機構内W e bサイトに3機関連携情報共有サイト「3機関連携に係る情報共有ページ」を整備し、3機関連携による合同相談会等の開催状況など各地域の3機関連携イベント情報や先進支援事例等の共有を実施。 ・金融機関等の支援機関等に対して、3機関の事業に対する理解を増進するとともに、早期の課題解決が必要な事業者の掘り起こしを促すため、支援機関等向けに3機関の連携・活用に係る説明会を各地域で開催するべく、地域本部から働きかけを行った。また、未開催の地域では機構が主催して、説明会を実施。 ・中小企業等の経営課題に応じ、機構は、3機関の間で案件を受渡しするための手引きやF A Q、同意書等の様式を整備。全ての都道府県において、相談案件の受	＜評価と根拠＞ 評価： A 根拠： 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値 4－1、4－3、4－4については達成率120%以上、指標 4－2については達成率100%以上となる実績を達成。 (1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援支援機関等※による事業承継計画策定を促進するため、支援機関等のスキルレベルに応じた講習会や個別助言を通じ、支援機関等の支援能力向上を促進。事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化を通じて、目標を達成。 ※地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、その他士業等専門家 等(基礎自治体を含む) (2) 支援機関等の支援力の強化・向上支援支援機関等のニーズを踏まえたテーマ設定による講習会や、支援現場で活用できるツールを開発。中小企業等の喫緊の課題である価格転嫁を進めるために活用できるツールを支援機関等の意見を踏まえつつ開発。加えて、中小企業等の I T化支援分野において、機構の「 I T経営サポートセンター」による支援機関等の支援力の補完と支援機関職員への O J T型の支援を同時に行うなど、支援機関等の支援能力の向上に貢献。 【指標】 ■指標 4－1：支援機関等の支援する者への支援件数 ・支援機関等の支援能力向上と裾野拡大に向け、支援機関等への支援に加え、基礎自治体と連携した講習会の開催を強化。また、複数の支援機関等と連携した地域の支援ネットワークの関係強化を図った結果、目標20,000件以上に対し、26,322件(目標達成率131.6%)を達成。 ■指標 4－2：講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数【重要度高・困難度高】 ・事業承継計画策定に向け、より具体的な講習会を実施するとともに、地域本部職員が地域の支援機関等に同行する形で事業承継計画策定支援を実施したこと等の結果、目標150件以上に対し、174件(目標達成率116.0%)を達成。 ■指標 4－3：地域の中小企業等を支援する者への支援力向上に	＜評価に至った理由＞ 定量的にAの基準を満たしている。当該法人の業績向上努力により、事業承継という重要課題に対し、支援機関を通じた個別助言や講習会の提案を行い、様々な支援ツール開発で支援施策の実効性を高めている点などの質的な成果等もあり、所期の目標を上回る水準である A 評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ (経営に関する有識者からのコメント) ・中小機構の有する専門的ノウハウや経験を生かし、支援機関等の支援件数目標を達成したことは評価しており、今後も指導的立場で先導していくことを期待している。 ・支援現場で活用できるツール開発等により、その提供自体が支援施策の実効性を高めるものであると注目している。	

基準に指標を設定する。 指標 4－2：本指標は機構主催の講習会等により事業承継計画策定等を学んだ支援機関等が、実際に計画を策定した件数をカウントするものであるが、現状、事業承継計画策定は事業承継・引継ぎセンターが行っており、支援機関等はほとんど計画策定を行っていない。そのため、5年度の策定見込み件数は年間30件と見込んでいることから、これを5年後に10倍にすることを目標とし指標を設定する。 指標 4－3：機構が実施する講習会等を通じて、重要な政策テーマに係る支援スキルをインプットした支援機関等の職員の数（8テーマ(※)を2,000機関（全国の主要な支援機関等の約半数）の職員が受講した数、16,000人）を基準として指標を設定する。 ※重要な政策テーマとは、売上拡大（販路開拓、経営計画等）、I T、経営改善（事業性評価等）、創業、事業承継、人手不足、カーボンニュートラル（以下、「C N」という。）、その他（インボイス、知財、S D G s、B C P等）の8テーマ。 指標 4－4：前期で成果目標としていた対象はI Tプラットフォームの活用機関数のみであったが、今期ではそれ以外の支援ツール等の活用機関数も加味することとなるため、前期(元年～4年度)実績の平均(1,447機関)に(※)、新たに加味する他の支援ツール等の活用見込み(約500機関)を勘案	け渡しが行われ、事業者の資金繰り改善、販路開拓支援等、事業者の課題解決が行われていることを確認。 (事例) 会社設立後経営不振が続いた、洋菓子製造・販売事業者。借入金の返済が滞り信用保証協会の代位弁済・管理案件となっていた。回収を行うサービスーから相談を受けたよろず支援拠点において、直近の経営状況及び商品力の確認を行い、新規事業による再建の可能性が確認できたことから、信用保証協会、活性化協議会、金融機関と協議。活性化協議会による経営改善計画の策定のほか、中小機構の支援を活用した計画策定後の実行面での課題に対する助言などにより、旧債務の整理及び新規融資が実現。また、現経営者が高齢のため、今後の事業承継を進めるため事業承継・引継ぎ支援センターに受け渡し。 ②事業承継・引継ぎへの支援 ○事業承継の推進に取り組む意欲のある基礎自治体に対し、複数の支援機関等と連携した地域の支援ネットワークづくりの助言を行うとともに、基礎自治体を含め支援機関等に対して、講習会を実施した。また、既に連携の取組が進んでいる地域の事例の収集、整理、情報提供を実施。 ・基礎自治体に対する助言や講習会数：1,010件 ○事業承継の対象となる企業の発掘から事業承継計画策定の手法に至るまで、支援機関等の担当者のスキルレベルに応じたカリキュラムを開発し、講習会を実施。ロールプレイング等の実践的な講習会、中小企業等への同行支援・個別助言(O J T支援)等を拡充し、事業承継計画策定に関する支援能力を強化。 ・事業承継の機運醸成を図るため、支援機関等の支援能力向上等を目的とした事業承継フォーラムを開催。4本の動画を作成し、ホームページに公開した上で機構のメルマガ登録先に発信（再生回数：109万回）。 ○事業承継計画の策定のみならず、事業承継前後の課題解決に向け、支援機関等の伴走支援力を高めるため、「事業価値を高める経営レポート」等のテキスト類の提供や「I T経営サポートセンター」等の機構の持つ支援機関等を支援するツールの周知を実施。 ・支援機関等の支援する者への支援件数：26,322件 ・地域の支援機関等に対する講習会開催回数：553回 ・講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数：174件 ○全国48の事業承継・引継ぎ支援センターの支援能力強化と機能強化のため、事業承継やM&Aに関する法務・税務等、高度・専門的な相談への対応について助言を実施したほか、プロジェクトマネージャー研修、業務研修等の職能別・テーマ別の研修を実施。また、全国の優良事例のとりまとめを行い、フリーペーパー3冊（6事例）及び動画を作成し、ダイレクトメール（50万通）での誌面送付や動画広告を実施したほか、各地域の事業承継支援を行う支援機関等で構成される「事業承継ネットワーク会議」等への参加を通じて、優良な支援事例等の情報提供を行った。さらに、「中小M&Aガイドライン（第3版）」に基づくセカンドオピニオン※対応等について、上記研修に盛り込むとともに、各地域のセンターと弁護士会との連携を推進。加えて、M&Aトラブルの防止のため、「中小M&Aガイドライン（第3版）」のホームページでの周知や、ダイレクトメールでの	資する講習会等の参加者数 ・支援機関等への更なるリーチの拡大を図るため、従来取り組んできたテーマに留まらず、人手不足や価格転嫁などの時宜を捉えたテーマ、支援機関等の状況に応じた個別のテーマ等で講習会を実施した結果、目標16,000件以上に対し、21,528件（目標達成率134.4%）を達成。 ■指標 4－4：支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数 ・支援機関等が支援現場で活用できるよう、中小企業等の喫緊の課題である価格転嫁への対応等のための支援ツールを、支援機関等の声を踏まえつつ開発。また、I T経営サポートセンターの本格稼働に伴い、事業者の単独での相談に加え、支援機関等の支援者が同席をする形で事業者が相談を行うことを可能とした結果、目標2,000機関以上に対し、2,579機関（目標達成率128.9%）を達成。 (1) 事業承継・引継ぎへの支援 ○支援機関等の支援能力の強化・裾野拡大に向けた取組 ・事業承継の機運醸成に向け、中小企業経営者に加え、支援機関等も対象に「事業承継フォーラム」を開催。支援機関等の支援による成約事例や施策等に関する動画(4本)をH Pで公開し、取組を促進。（動画再生回数：109万回） ・事業承継支援の経験・ノウハウが不足する支援機関等や「事業承継診断」に取り組む支援機関等に取り組む支援機関等への訪問を通じて、事業承継支援に関する課題を把握し、支援能力向上に向けた個別助言や講習会等の提案を実施。 ・事業承継の対象となる企業の発掘から事業承継計画策定の手法に至るまで、各支援機関等の担当者のスキルレベルに応じたカリキュラムを開発し講習会を実施。ロールプレイング等の実践的な講習会、中小企業等への同行支援・個別助言(O J T支援)等を拡充し、事業承継計画策定の支援能力を強化。 ○地域における事業承継支援の自走化に向けた取組 ・支援機関間連携による地域単位での支援ネットワークの構築に向け、中核となる基礎自治体と（地域本部の）連携を強化。関係機関間の役割の整理や他地域の連携事例の横展開等を実施。地域本部の自治体支援件数は、1,010件(前年度比約4倍に拡大) ・事業承継・引継ぎ支援センターと共同で、地域の複数の支援機関等向けの講習会を実施する等、センターとの連携強化により、地域での円滑な事業承継支援を促進。 (2) 支援機関等の課題・ニーズに合わせた支援力の強化・向上支援	
--	--	--	--

したものに基づいて指標を設定する。 ※4年度のITプラットフォームの活用機関数の実績は2,004機関であり、着実に増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期実績の平均を採用する。 ＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標 4－2 【重要度高】：事業承継ガイドラインや中小M&Aガイドラインによる事業承継の進め方についての理解の促進、中小M&A推進計画等に基づく各種支援施策等、円滑な事業承継・引継ぎに向けて国の取組は認識されつつある。一方で、依然として中小企業等における高齢の経営者や後継者未定の割合は高く、経営資源の散逸や地域経済への悪影響を防ぐために、事業承継を促進する重要度は高い。 【困難度高】：地域における事業承継支援の定着、自走化を進めるため、支援機関等の相談対応力の向上や事業承継計画の策定スキル習得に向けた支援の強化が必要であり、また、5年度の策定見込み件数は年間30件に対し、これを5年後に10倍にすることから、困難度は高い。	注意喚起等の情報発信を実施。 ※M&Aを検討する売り手・買い手が、取引の適正性やプロセスの妥当性、不安や懸念点について、専属契約を結んでいるM&Aアドバイザーとは別の専門家から助言を受けること ・相談助言件数：4,563件、研修回数：78回 ○マッチング機会の創出のため、センターが利用する事業承継・引継ぎ支援データベースについて、例えば、法人番号による名寄せ等の機能強化を実施。また、M&Aの機会の創出のため、匿名の譲渡希望情報等を支援機関（M&Aのマッチング支援や仲介等を行う支援機関、民間企業、士業等）に提供するノンネームデータベースについて、適切な情報管理に関するルールを設け、着実に運用するとともに、ノンネームデータベースの利用規約等を見直し、センターにおける円滑なマッチングを促進。あわせて、センターの業務標準化に向けて、センターへのアンケート調査及びヒアリング調査を行い、業務実態を明らかにした上で標準業務手順書を策定。 ・事業承継・引継ぎ支援データベース登録件数：148,218件 ・ノンネームデータベース登録件数：22,420件 ○中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化。具体的には、5年度補正予算にて措置された中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業の公募を実施し、2本に出資したほか、中小企業等の事業承継や成長に資するファンドについては、3本に出資。サーチファンド型ファンドについては、2本について出資審査を実施（提案者都合により辞退）。（再掲） ・出資ファンド数 5本 ・ファンド総額 1,142.5億円 ・機構出資契約額累計 240億円 ○組成後のファンドに対しては、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底して行った。具体的には、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を1,177回実施し、適切なファンド運営が行われるよう努めた。（再掲） ○あわせて、機構が運営する事業承継フォーラムについて、GP（無限責任組合員）へ情報提供等を行ったほか、事業承継事例動画の作成にあたっては、出資先ファンド及び投資先企業に協力を要請し、連携して実現。 ③全国の中小企業活性化協議会への支援 ○中小企業活性化全国本部（以下「活性化全国本部」という。）は、中小企業等の収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業（以下「再生等支援」）案件に中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）が対応できるよう、27人の専門家を配置するとともに、各都道府県の協議会に対し、関連施策※や事例等の情報提供、助言を実施。 ※「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」等 ・地域金融機関、商工団体等が主催する研修に全国本部専門家を27回講師派遣（353機関から1,142人参加）。 ○協議会の活動に関わる専門人材の不足や、地域毎の偏在も踏まえて、特に弁護士・会計士等の民間支援専門家を育成すべく、これらを対象とした研修を実施。また、早期に事業清算を決断して新事業に再挑戦する経営者を支援するため、活	○支援機関等の課題・ニーズに合わせた支援力の強化・向上支援 ・支援機関等が抱える課題の棚卸を行い、経営計画策定・中核人材育成等の支援に係る講習会等、ニーズに応じてきめ細やかにテーマを設定し支援(757回)。 ・オンデマンド等を活用した基礎的な知識の提供からワークショップ型の実践的な知識・ノウハウの習得に至るまで段階的な講習会や、地域での支援体制構築に向けて、複数の支援機関等が参加する合同講習会等を通じ、支援機関等の支援力の向上を支援。 ○現場で活用できる支援ツール等の開発 ・中小企業等の価格転嫁への対応や事業戦略等の検討を効果的に促進するため、支援機関等との情報交換を踏まえ、新たなツールを開発。 ●「価格転嫁検討ツール」 公開日：6年12月 利用者数：14,924人※ ●「儲かる経営 キヅク君」 公開日：7年2月 利用者数：6,699人※ ※公開日から7年3月末までの利用者数 ○支援機関等と共同での支援体制の確立 ・例えば、中小企業等にIT化のアドバイスを行う「IT経営サポートセンター」を支援機関職員が同席可能な形で全国展開し、支援機関等の支援力の補完とOJT型の支援で支援能力の向上を図った。支援機関等職員が「IT経営サポートセンター」等機構の支援ツールを活用し、IT化をはじめとした中小企業等の課題解決を支援。（支援機関等による「IT経営サポートセンター」の活用件数：816件）。 ○債務保証業務（財務省共管業務） ・産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いはなし。 ・債務保証制度に係る勉強会の実施等制度の周知に努め、事業者からの相談に対応（6件）。 以上（1）（2）のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。	
--	---	--	--

	性化全国本部では、各地域の協議会における弁護士サブマネージャーの配置を支援するとともに着任時研修等を実施して、支援体制を拡充。支援手続の明確化や効率化を図りつつ、研修等を通じて本事業を周知。 ・中小企業等や事業再生支援等に関心を持つ金融機関や土業等を対象とした中小企業活性化セミナー（会場参加者251人、オンライン参加者1,265人）や、協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーに対して、支援能力向上のための研修や円滑な事業実施を図るための会議（実務者会合）等を実施。 ・協議会向け研修：4回　・専門家向け研修：5回 ・金融機関等向けセミナー：1回 ・再チャレンジ支援完了件数：1,340件 ○活性化全国本部が実施する事業評価において低評価が固定した協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁や認定支援機関と連携の上、定期的に面談等を実施し、案件管理・支援能力の向上、人員体制の強化、関係機関との連携強化、外部専門家の発掘・育成等に関する業務改善計画のフォロー等を実施。また、協議会の利用企業等に対して、協議会担当者の専門性や経営改善のアドバイスに関する満足度調査のアンケートを実施。今後の業務運営の改善に向け、当該集計結果を中小企業庁、各経済産業局、認定支援機関、協議会にフィードバック。 ・活性化全国本部の協議会に対する相談対応・助言等が協議会の課題解決につながったとする協議会の割合：89.5% ○協議会の業務効率を高めるため、効率的な情報分析・情報共有を実現する新たなネットワークシステム開発に向けた要件定義等を実施。 ○地域における支援の最大化を図るため、認定支援機関、金融機関、中小企業等に対して、認定支援機関が実施する経営改善計画策定支援事業等の活用を促進。また、認定支援機関の支援能力向上のため、認定支援機関に対し、協議会による助言機能の活用促進。さらに、全国本部として事業運営基準の整備を行った上で、年2回、各協議会に対して、事業運営基準に則った適正な事務手続きが行われているか、検査を実施し、適正な執行を確認するとともに、効率化に向けた業務運営方法の提案を実施。 ・金融機関による早期経営改善計画策定支援事業の利用が開始されたことを受け、金融機関向けのFAQ等を整備するとともに、協議会に対して情報提供を行った。（金融機関向けのFAQの設問数：57問） ・経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付：2,214件 ・早期経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付：771件 ○地域金融機関等やファンド運営者と連携して再生ファンドを組成し、協議会とも連携し、中小企業等の事業再生の取組に貢献した。具体的には、再生ファンド6本（能登半島地震復興支援ファンドを含む）に出資を行った。能登半島地震復興支援ファンドについては、関係各機関との調整に尽力し、49億円の出資を実施。 ・出資ファンド数累計　6本 ・ファンド総額累計　333億円　・機構出資契約額累計　136.5億円 ○組成後のファンドに対しては、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底して行った。具体的には、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を1,177回実施し、適切なファンド運営が行われるよう努めた。（再掲）		
--	---	--	--

	○あわせて、活性化全国本部が主催する中小企業活性化セミナーへのG P（無限責任組合員）の参加促進等を通じて、再生事例の紹介や補助金や再生ファンド等の機構支援ツールの情報提供等を実施。能登半島地震復興支援ファンドについては、(株)地域経済活性化支援機構の加入にあたり、同機構の存続期間に係る対応として、脱退の際の買取契約を締結するなどの措置により加入を後押しした。また、投資（債権買取等）が進捗するよう、G P（無限責任組合員）や復興相談センター、北國銀行、中小企業庁とも緊密に連携し、1号投資案件の投資決定につなげた。 ○産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いはなし。 ・債務保証制度に係る勉強会の実施等制度の周知に努め、事業者からの相談に対応（6件）。 ④全国のよろず支援拠点への支援 ○よろず支援拠点全国本部（以下「よろず全国本部」という。）の専門家が担当のよろず支援拠点（以下「拠点」という。）を訪問するなどして各拠点の問題の把握に努め、その解決に向けた助言等の支援を実施。（各拠点への巡回訪問回数413回（オンラインを含む）） ・各拠点のチーフコーディネーター等を対象に、中小企業庁が定めた拠点の事業運営に関する「令和6年度事業実施方針」の浸透に加え、最新の施策情報を提供する全国研修等を実施。（研修回数16回） ・商工団体・金融機関等の機関紙やよろず全国本部ホームページ等に拠点における支援事例や支援実績等の情報を掲載することで、拠点の取組を後方支援。 ・拠点への研修受講者数：992人 ・拠点への研修の実施後、研修を通じて得られた支援事例や支援ノウハウ等を参考に、拠点運営の改善を図り、成果があったとする割合：89.3% ○5年度の評価結果等に基づき要改善点がある拠点に対して、改善計画の策定やその実施のための課題整理、解決のためのフォローを実施。また、拠点に係るフィードバック委員会をよろず全国本部に設置。委員によるヒアリングや実績確認により定性的・定量的な観点から実績管理・評価を実施。 （2）支援機関等の支援力の強化・向上支援 ①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上 ○中小企業等を支援する支援機関等の支援能力向上に資するため、支援に必要な知識、施策情報、支援ツールやスキルの提供等を行うための講習会等を実施。 ○従来から取り組んできたIT化支援テーマに留まらず、人手不足対策、価格転嫁等の政策要請に応じたテーマのほか、少子高齢化が急速に進む地域における、経営革新計画の策定支援能力向上をテーマとした講習会を実施した。また、指導経験の豊富な人材が不足している支援機関等における、窓口相談スキルの向上をテーマとした講習会を実施した。 →地域毎の実情や支援機関等のニーズに即した個別性の高い多様なテーマでの講習		
--	---	--	--

	会・オンデマンド講習会等を実施。 ・支援機関等向け講習会：参加者数18,555人 ・支援機関等向けオンデマンド講習会：6回開催 ・参加者数：2,059人 ○講習会に加え、人材不足や価格転嫁など中小企業等が抱える喫緊の課題に対応し、「価格転嫁検討ツール」等の新規ツールを支援機関等との情報交換を踏まえ開発し、支援機関等による支援現場での活用を促進。また、Webサイト「ここからアプリ」において、データの分析・利活用に関する支援ノウハウを解説する特集ページを掲載するとともに、機構・支援機関等のIT支援によるIT導入事例等を掲載。さらに、IT化支援の更なる機能拡充・利便性向上のため、機構が運営する「ITプラットフォーム」と「みらデジ」を統合し、7年度から新たなポータルサイトを立ち上げるための準備を実施。 ・「価格転嫁検討ツール」等の新規ツール利用者数：21,623人 ・「価格転嫁検討ツール」等の新規ツールメディア掲載件数：106件 ※「価格転嫁検討ツール」等の新規ツール利用者数・メディア掲載件数は、6年12月19日から7年3月31日までの実績値 ・「ここからアプリ」新規掲載コンテンツ数：43件 ○中小企業等の生産性向上に資するITの利活用を更に加速させるため、オンラインで専門家に相談ができる「IT経営サポートセンター」を、6年4月から本格稼働。支援機関等の支援能力の向上を図るため、支援機関等が同席して相談する形式で実施した。 ・支援件数：1,522件（うち、支援機関等による「IT経営サポートセンター」の活用件数：816件） ○ITの利活用によって課題の解決に取り組む中小企業等に対して具体的な助言をすることで、IT導入・定着支援のサポートなどを行う専門家を派遣する「IT化支援アドバイザー派遣」を、6年4月から本格稼働。 ・支援件数：43件 （事例）「IT経営サポートセンター」及び「IT化支援アドバイザー派遣」を活用した支援 ・「IT経営サポートセンター」を活用し、自社のIT化の現状を把握するとともに、勤怠管理に関する問題点と今後取り組むべき課題を整理。その後、「IT化支援アドバイザー派遣」を活用し、課題解決に適した複数の勤怠管理アプリを選別・提案。当該支援終了後、事業者は、アプリの導入に向けて、選別したアプリをテスト中。 ・上記支援には、支援能力向上のため、支援機関等の職員も同席。IT化を進める具体的な支援手法を習得する機会を提供。 ○産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受けた自治体の支援スキル向上のため、創業支援担当者向け講習会を10回開催し、計1,669人（リアル43人、オンライン1,626人）が参加。また、認定自治体等との共催で、創業機運醸成イベント「TIPS」を開催（開催回数：57回、参加者：1,323人）。さらに、大学起業部等活動調査を実施し、大学における創業機運の醸成や地域への波及、政策的な課題について分析。今後、認定自治体向け講習会等を通じた情報提供や「TIPS」の企画への反映を予定。 ○高等学校等における起業家教育に関し、起業家教育プログラム実施支援を20校、		
--	--	--	--

	起業家教育出前講座を50校に対し実施。また、起業家教育標準的カリキュラムを改訂。 ○起業関連情報を学習したA Iによる起業相談チャットボット「起業ライダーモデル」のL I N E上での運用を実施。 ・L I N Eの累計友だち登録者数106,217人（7年3月末）、起業に関する情報提供や相談対応（相談者数3,131人）、事業計画書作成支援（事業コンセプト作成機能利用者数10,353人）。 ○中小企業大学校東京校施設の一部で、創業者の育成を行う地域の拠点（B u s i N e s t）を運営し、創業者等への支援を実施。また、中小企業大学校東京校において、「中小機構B u s i N e s tの創業支援研修」（年1回）、日本政策金融公庫向けオーダーメイド「創業マネージャー研修」においてB u s i N e s tの創業支援ノウハウを提供。さらに、SNS活用やW e bマーケティング、女性創業やシニア創業を担う専門家を配置することで、入会希望者及びイベント参加者の増加を図る体制を構築。 ・延べ会員数833人（7年3月末） ・セミナー：133回 参加者数：1,362人 ②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献 ○都道府県との連携を強化し、中小企業等が連携・共同化、経営の革新、産業集積の活性化に取り組む事業に対して、診断・助言と資金支援を実施。 ※一般高度化事業 ・貸付決定額36.9億円、貸付決定先12先 ・資金交付額31.9億円、資金交付先14先 ・新規貸付に係る診断・助言（支援件数10件、支援先9先、支援日数47人日）。 ※小規模企業者等設備貸与事業 ・小規模企業者等に対する設備貸与制度（割賦・リース事業）の実施に必要な財源の一部として、11道府県に対して、29.9億円を貸付け。 ・小規模企業者等に対して、400件、59.0億円の設備貸与（割賦・リース）を決定。 ○組合へ訪問して、金融機関保証の適用や1社リニューアルなど最新の高度化事業の要件等について説明（商団連・工団連会員組合11先、その他組合6先）。 ○中央会等の支援機関等と意見交換を行うとともに、高度化事業の活用促進、中小企業等のニーズ把握、及び、案件発掘等の協力を依頼（14先）。 ○都道府県担当者や支援機関職員に対し、初任者研修から具体的な診断に至るまでレベルに応じた研修や説明会を実施。 ・都道府県等の初任者研修（参加者168人）、新規案件対応研修（参加者51人）。 ・支援機関職員向け、高度化事業の貸付制度について講義（参加者68人）。 ・都道府県・支援機関職員向け、新規貸付に係る高度化診断研修（参加者20人）。 ・中小企業組合、商工中金に対して現地で高度化事業の説明会を開催（13回）。 ○高度化制度融資貸付先へのフォローアップとして、貸付後3年経過した利用者に対する事業目的の達成度、有効度、満足度に関する高度化成果調査を実施。 ・2年度貸付先に対するアンケート調査目的達成度85.7%（訪問7先の回答）また、条件変更中の貸付先への経営支援のため、継続的に職員や専門家を派遣して、経営力強化の取組みの支援を実施。（経営サポート事業：2先） ・不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービサー派遣等を実施。（回収委託支援業務：6県11件）		
--	---	--	--

	○中心市街地や商店街等の抱える課題について、中心市街地活性化協議会支援センターにおいて、研究会・交流会・メルマガ配信・まちづくり特設サイト「まちかつ」での事例紹介により、中心市街地活性化協議会等に対し情報提供を実施。また、中心市街地活性化に関わる様々な課題解決を推進するため、相談内容に精通した専門家の派遣を実施したほか、エリア価値の向上に向けた取組への支援のため、商店街等活性化支援事業において、専門家派遣による助言（巡回型支援）、複数専門家で構成するプロジェクトチームによる伴走支援（パッケージ型支援）を実施。さらに、機構をはじめ各支援機関等が保有している支援実績データ等を一元的に集約し、専門家助言を実施する際の基礎データとして活用するとともに、専門家派遣等の実効性の向上を目的として、地域カルテデータベースを整備。 ・中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業支援回数：11地域、38回 ・巡回型支援（支援先）：43地域 ・パッケージ型支援（支援先）：20先（5年度から継続2先、6年度新規18先） ・中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業及び中心市街地・商店街等診断・サポート事業（巡回型支援、パッケージ型支援）の役立ち度：93.2% ・データ保有状況施策利用者概要登録：98件 ○産業用地事業の終了に向けた取組を着実に実施するため、未譲渡となっている賃貸用地について、賃貸契約に基づき、賃貸先企業と定期的に連絡・交渉を実施し、買取の検討状況を、継続して確認。 ③情報収集・提供の積極的な推進 ○約19,000社の中小企業等を対象に四半期毎に業況判断、売上高、経常利益等の動向を産業別・地域別等に把握する「中小企業景況調査」を実施。中小企業白書に活用されたほか、日本銀行、内閣府、地方公共団体等に提供。6年7月より、紙媒体の調査からオンラインの調査へ移行するとともに、集計システムは3月に予定通り刷新完了。また、政策課題や支援のあり方に関する調査として、中小企業の経営課題に関する最新の情報や支援ノウハウ、経営ノウハウ等に関する調査研究を実施。 ・「中小企業景況調査」の提供先数 1,317機関 ・「中小企業景況調査」のマスメディア等掲載件数 延べ41件 ・中小企業のDX推進に関する調査（12月公表） ・円安等の影響に関する調査（3月公表） （3）経営安定や事業継続のための支援 ○小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る6年度加入促進計画に基づき、関係省庁、地方公共団体、支援機関等と連携し、加入促進活動を実施。その結果、小規模企業共済制度において、在籍者数を維持できる水準以上の加入者を獲得。 ・小規模企業共済制度新規加入者数：目標60,000者以上 実績値94,696者 ・小規模企業共済制度在籍者数：1,686,741者（対前年度比：28,152者増） ・中小企業倒産防止共済制度新規加入者数：70,915者 ○オンライン利用率の向上を図るため、インターネット広告を通年で実施するとと		
--	---	--	--

	もに、オンライン手続きのエントリーサイトとなる「共済サポートn a v i」への積極的な誘導を展開。パンフレットや共済契約者向けの各種通知物において、同サイトへのアクセスを促進したほか、コールセンターにおいては、オンライン手続きに誘導するトークスクリプトを整備。 ○委託機関との意見交換を積極的に実施し（8,026先）、従来の紙手続きよりもオンライン手続きに比重を置いた今後の委託手数料体系を整備。 ○業務・システム刷新プロジェクトについては、安全性、正確性の確保に万全を期すために開発工程の見直しを実施。進捗状況について関係者間で細かく情報共有を図りながら、計画実現に向けてプロジェクトを推進。 ○専門家派遣により複数事業者の連携型事業継続力強化計画策定支援を400件実施。特に、策定された計画の実効性向上や認定計画の更新手続きの支援を行うフォローアップ支援を128件実施。実効性向上を目的とし、ワークショップを全国10カ所で開催（延べ参加者数134人）その他、単独型の事業継続力強化計画策定支援を1,266件実施。また、策定を支援する人材育成や情報提供・普及を行うため、機構主催のオンラインセミナーを22回（延べ参加人数1,162人）、支援機関等との共催等によるセミナーを207回（延べ参加人数3,472人）実施。機構が運営する中小企業強靱化ポータルサイトにおいて、連携型事業継続力強化計画を効果的に活用している企業等へのインタビュー動画を4本追加したほか、当該ポータルサイトへのアクセス数を促すため記事体広告2件・ネット広告等を実施。これらにより、サイトアクセス数は54.8万PV。さらに、サイバー攻撃等の新たな脅威に関する普及啓発を図るため、ポータルサイトでの記事掲載や専門家による無料相談を実施。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
I－5	経営環境変化対応への支援		
関連する政策・施策	経営環境変化（カーボンニュートラル（C N）・グリーントランスフォーメーション（G X）等）への対応、中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等の実施、事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援、大規模な自然災害への対応等の緊急時への対応等	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 25 号並びに、第 2 項第 1 号～第 4 号及び第 7 号
当該項目の重要度、困難度	重要度高：指標 5－2	関連する政策評価・行政事業レビューシート	予算事業 ID：019967、019968

2. 主要な経年データ														
⑨主要なアウトプット（アウトカム）情報								⑩主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期 間最終 年度値 等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
政策テーマ（C N・G X）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数	3,700 件以上		6,816 件						予算額（千円）	1,119,084,557 千円				
政策テーマ（C N・G X）等の事業者による機構支援施策等の利用件数	440 件以上		604 件						決算額（千円）	970,288,755 千円				
有料研修における受講人日数	92,800 人日以上		118,404 人日						経常費用（千円）	785,294,656 千円				
研修受講による業務への貢献数	2,340 件以上		3,610 件						経常利益（千円）	△109,233,872 千円				
									行政コスト（千円）	785,613,423 千円				
									従事人員数	779 の内数				

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A	
(定量指標) 指標 5－1：政策テーマ（C N・G X）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数18,500件以上 ・令和6年度3,700件以上 指標 5－2：政策テーマ（C N・G X）等の事業者による機構支援施策等の利用件数2,200件以上 (アウトカム指標) 【重要度高】 ・令和6年度440件以上 指標 5－3：有料研修における受講人日数464,000人日以上 ・令和6年度92,800人日以上 指標 5－4：研修受講による業務への貢献数11,700件以上 (アウトカム指標) ※研修終了から2～3ヵ月後に行うアンケートにて調査 ・令和6年度2,340件以上 ＜目標水準の考え方＞ 指標 5－1：本事業は、政策上の要請により、機構として積極的に推進する必要のある事業という認識の下、今後のC N・G X支援の体制の拡充を図っていくことが必要であることから、5年度実績見込みに今後、積極的に事業を推進することを踏まえた6年度の伸びを加味したものを基準に指標を設定する。 指標 5－2：水準感については上記の考えと同様。	(中期目標で定める定量指標に係る6年度実績値) ・指標 5－1：6,816件 ・指標 5－2：604件 ・指標 5－3：118,404人日 ・指標 5－4：3,610件 5. 経営環境変化対応への支援 (1) 経営環境変化への対応 ○C N・G Xの普及・啓発を図るため、中小企業等がC Nに取り組む機運の醸成、動機付けに繋がるようなセミナーを支援機関等とも連携して開催。 ・セミナー開催件数：83件、参加者数：3,972人 ○全国の地域本部にC N相談窓口等を設置し、C Nの基礎知識やC O 2削減に向けた取組方法等、中小企業等からの各種相談に対応。中小企業等のC O 2排出量を見える化の促進に向け、専門家による現状や課題の把握、C O 2排出量の算定方法等のアドバイスを行うC N診断を実施。また、C Nへの取組を具体的に進めた い中小企業等に対し、専門家を派遣し、C O 2排出量削減計画の策定・実行等をテーマにしたハンズオン支援を実施。 ・相談対応件数：523件 ・C N診断件数：53件 ・ハンズオン支援：28件 (事例) ・取引先からのC N取り組み要請に対応するため、機構の支援を希望。機構は、C N診断により現状の把握を実施し、ハンズオン支援を実施。ハンズオン支援では、「C N推進体制の構築」をテーマとし、C O 2排出量算定、排出量削減に向けたロードマップの作成、中小企業版S B T※の申請に向けた支援を実施。支援後、中小企業版S B Tを取得。さらに、ロードマップの実行に向けて継続して支援を行っている。 ※中小企業版の温室効果ガスの排出削減目標。S B T i（WWF、C D P、世界資源研究所（W R I）、国連グローバル・コンパクトにより設立された共同イニシアティブ）により認定。 ○支援機関等の中小企業等に対するC N・G X支援の取組促進に向けて、支援機関等に対し、C N支援施策等の情報提供やC N支援手法習得のための講習会等を広く実施（95回）。また、支援機関等の支援先の多くを占める小規模事業者に着目し、小規模事業者のC Nの取組事例等を掲載したW e b ページを作成し、周知。 ・支援機関等向け講習会：受講者数2,844人 (2) 経営基盤の強化 ①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等 ○中小企業等の経営力強化や生産性向上の支援に向け、中小企業等に対する研修ニ	＜評価と根拠＞ 評価： A 根拠： 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標4項目において全項目で達成率120%以上となる実績を達成。 (1) 経営環境変化対応への支援（C N・G X） 喫緊の政策課題であるC N・G Xの理解促進、取組の動機づけに向け、中小企業等及び支援機関等への情報提供を強化。中小企業等に対しては、C Nの取組促進に向けた課題整理、具体的な計画策定に至るまで企業の取組段階に応じ、セミナー・相談窓口・ハンズオン支援等幅広く支援を展開。支援機関等に対し、小規模事業者の取組事例等の支援機関等の関心の高いコンテンツを新たに作成し公開。 (2) 中小企業等・支援機関等の人材育成 人材不足等の喫緊の経営課題に即した研修の拡充や利便性の向上等により、受講者層を拡大。派遣元企業及び受講者に対する研修受講前の参考資料(「道標」)の提供、ゼミナール型の中長期研修、研修後のフォローアップの実施を通して、研修終了後の受講者の業務の課題解決に係る目標を大幅に達成。 (3) 緊急時への対応（能登半島地震への対応） 令和6年能登半島地震・同年奥能登豪雨からの復興に向け、5年度に引き続き、国・県等と歩調を合わせ、機構の過去の復興支援の知見を横断的に活用し支援。企業の被災状況・復興フェーズに応じた、仮施設設置備支援事業等の総合的支援を拡充し、地場産業の復興等に寄与。 【指標】 ■指標 5－1：政策テーマ（C N・G X）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数 ・C Nの普及・啓発のために、機構主催のみならず支援機関等との共催によるセミナーを開催したほか、より広範なC Nの普及・啓発のため支援機関等に対する講習会を実施した結果、目標3,700件以上に対し、6,816件（目標達成率184.2%）を達成。 ■指標 5－2：政策テーマ（C N・G X）等の事業者による機構支援施策等の利用件数 ・C Nに本格的に取り組みたい企業の発掘にあたり、大企業と連	＜評価に至った理由＞ 定量的にAの基準を満たしている。研修プログラムをオンライン形式に拡充し、受講者と女性受講者比率を拡大、能登半島地震への対応では迅速かつ的確な対応で社会的役割を果たしたことなどの当該法人の業績向上努力、質的な成果等もあり、所期の目標を上回る水準であるA評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ー ＜その他事項＞ (経営に関する有識者からのコメント) ・時宜を得た内容の研修や各種啓蒙活動への継続的取組を通じ、中小企業や支援機関等への幅広い支援活動を評価。 ・能登半島地震への対応では、国県と連携を図り、仮施設設置の整備や販路支援の包括的支援が展開され、被災中小企業の事業継続・再建に寄与した点で高く評価できる。		

指標 5－3：4 年度実績はおよそ10万人日である。実績は着実に伸びており、回数を増加させることも重要である一方、機構の研修のキャパシティに加え、質の高い研修を充実させることも考慮する必要があることから、前期(元年～4 年度)実績および5 年度見込みの平均を基準として指標を設定する。 指標 5－4：本指標は、新たな考えに基づき設定するものであり、参考となる実績が存在しない。そのため指標を算定するのに際しては、試行的に実施したアンケートにより貢献したと回答があった件数をもとに、想定される研修回数から貢献があると回答される件数を求めた推計値(2,340/年)を基準に指標を設定する。 <重要度高の設定理由> 指標 5－2 【重要度高】：「G X実現に向けた基本方針」において、2050年C Nの実現に向けて、中堅・中小企業のG Xは極めて重要であると位置づけられおり、中堅・中小企業のG Xの推進のため、機構の支援を通じたC Nの実現への対応策を知るための支援や中小企業等の取組を支援機関等からプッシュ型で支援する体制の構築等の対応が求められていることから、施策推進に係るため重要度は高い。	ーズ調査を実施し、人手不足への対応等時流を踏まえたテーマの研修を企画・実施。中小企業等の経営課題解決に向け、課題設定から成果発表を実施するゼミナール形式（演習）での研修を実施。 ・人材確保・育成に関する研修：32コース ・中小企業等向け研修：研修回数771回、受講者数13,179人、受講人日数49,754人日 ○支援機関等の職員等の人材育成に向け、スキルレベル別や分野別の研修を実施。 受講者層の拡大に向け、長期研修においてもオンライン化を促進。 ・都道府県、地域の支援機関等及び認定経営革新等支援機関等の職員等研修：研修回数192回、受講者数3,894人、受講人日数47,351人日 ○中小企業経営改善計画策定のための管理会計の基本知識と財務・税務及び金融等の専門知識の習得を目的とした研修を実施。 ・中小企業経営改善計画策定支援研修：研修回数14回、受講者数567人、受講人日数3,414人日 ○「生産管理」、「人事・組織」等をテーマとした少人数でのゼミナール形式での研修をオンラインで実施。 ・ITを活用した遠隔研修：研修回数213回、受講者数1,574人、受講人日数4,976人日 ○大学校施設で実施している研修を各地域の支援機関等と連携して行う「サテライト・ゼミ」や地域の都市部など地域本部等での研修を実施。 ・サテライト・ゼミ：研修回数116回、受講者数1,710人、受講人日数4,150人日 ・地域本部等研修：研修回数276回、受講者数5,155人、受講人日数17,026人日 ○中小企業等や支援機関等の個別課題に応じ、オーダーメイド型で行う自主研修を実施。 ・自主研修：研修回数204回、受講者数9,877人、受講人日数17,885人日 ○中小企業・小規模事業者等の手軽な学習機会の提供のため、「営業・マーケティング」等の日々の業務に活用できる短い時間の動画を中心に作成・発信。 ・オンデマンド講座：122講座、受講者数4,634人 ○関西校及び九州校において、都市型・地域本部一体の特徴を活かした研修企画や運営等を実施。I T・D X関係のテーマの研修において、I T経営サポートセンターの専門家の講師起用したほか、海外展開のテーマの研修において、国際化・販路開拓の専門家の講師起用を実施。次世代管理者を育成する中長期研修では、インターバル期間中に中小企業等の課題に応じた相談対応を行った。 ・派遣元企業での研修の効果を高めるため、研修前後に取り組むべきポイント等をまとめた参考資料（「道標」）を新たに作成し、派遣元企業に対し公開。 ・研修終了後に、派遣元企業に対し業務への浸透度の確認等のフォローアップを実施。 ②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援 ○中小企業等再構築促進事業の基金設置法人としての、適切かつ確実な基金の管理・運用を実施。 ・2 年度補正（3 号）から4 年度補正（第 2 号）により、新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換等の事業再構築を実施するため、事業再構築補助金を交付。6 年度においては、複雑化していた支援枠の再編等制度の見直しを	携したセミナー、C N相談をプログラムに盛り込んだセミナー等を実施。企業の取組段階に応じて、C Nの基礎知識やC O 2削減に向けた取組方法等について助言を行うC N窓口相談や自社のC O 2排出量の見える化を行うC N診断、取組の実行を支援するハンズオン支援事業を実施した結果、目標440件以上に対し、604件（目標達成率137.2%）を達成。 ■指標 5－3：有料研修における受講人日数 ・時流を踏まえたテーマや中小企業等の喫緊の課題解決に向けた研修を実施。また多様な受講ニーズに対応するため、従来の大学校施設での研修に加え、受講者の利便性を考慮した都市型研修の拡充や長期研修のオンライン化の促進に取り組んだ結果、目標92,800人日に対し、118,404人日（目標達成率127.5%）を達成。 ■指標 5－4：研修受講による業務への貢献数 ・研修成果の具現化に向け、研修前段階から、派遣元企業と受講者に対し情報提供を行うとともに、派遣後のフォローアップを実施。また、自社課題を適確に把握し、実践的な課題解決力を養うため、経営者等を中心に課題設定から成果発表までを行う個別のゼミナールを含む中長期研修を実施した結果、目標2,340件に対し、3,610件（目標達成率154.2%）を達成。 （1）経営環境変化対応への支援（C N・G X支援） ○事業者のC Nへの理解の促進・取組への動機づけ ・大企業と連携して、サプライヤー向けセミナー等(83回／延べ3,972人の参加)により、C Nに本格的に取り組みたい企業を発掘し、具体的な取組に向けての窓口相談(523件)や自社のC O 2排出量の見える化を行うC N診断(53件)を実施。 ○事業者のC N促進に向けた具体的な取組への支援 ・C O 2排出量の削減に向け、ハンズオン支援の活用により、新たにC O 2排出量の把握や削減計画の策定を行う企業の取組を支援。計画策定後の「中小企業版S B T認証」の取得や、計画の着実な実行に向け、継続的にハンズオン支援を実施。 ○支援機関等によるC N支援の裾野拡大 ・支援機関等を通じて中小企業等のC Nの取組の掘起こしを進めるため、C Nの取組が進んでいない地域に注力しつつ、C Nの理解の促進や取組の動機づけに繋がるような講習会等を実施（信用金庫、商工会・商工会連合会等に対し計95回実施）。 ・支援機関等による小規模事業者への支援を後押しするため、C Nの必要性や小規模事業者による取組事例等をまとめたコンテンツをとりまとめた特設サイト「今日から始めよう！カーボン
---	---	--

	実施（６年度採択件数：2,052件（申請件数：7,811件））。 ・５年度補正予算（第１号）により、人手不足に悩む中小企業等に対し、売上拡大や生産性向上を後押しすべく省力化投資支援を行うため、中小企業省力化投資補助金を交付。６年度は、自社の課題に沿ったオーダーメイド製品を対象とした一般型を創設し公募を開始（６年度採択件数：274件（申請件数：284件））。 ○経営の革新に資する果敢な事業活動等に対する補助事業の実施 ・５年度補正（第１号）により、中小企業等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発等のための設備投資支援を継続的に実施するため、ものづくり補助金を交付。省力化に資するオーダーメイド設備を支援する省力化（オーダーメイド）枠等を新設（６年度採択件数2,255件（申請件数：6,416件））。 ・５年度補正予算（第１号）により、小規模事業者等が取組む販路開拓支援を引き続き実施するため、持続化補助金を交付。能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等の事業再建を図ることを目的に「災害支援枠」を創設し公募を実施（６年度採択件数10,703件（申請件数：23,478件））。 ・中小企業等が生産性向上に資するＩＴツールの導入支援を引き続き実施するため、ＩＴ導入補助金を交付。６年度当初予算により、６年９月９日付にて補助金事務局に対して交付決定を実施。９月20日付で公募を開始（６年度採択件数50,175件（申請件数：71,767件））。 ・５年度補正（第１号）により、円滑な事業承継・引継ぎ等を引き続き支援するため、事業承継・引継ぎ補助金を交付（６年度採択件数1,285件（申請件数：2,109件））。 ○補助金関連情報を掲載したポータルサイト「補助金活用ナビ」について、中小企業等の気づき、腹落ちを促すため、ユーザーの立場に立った抜本的な見直しを実施。具体的には、事業者の経営課題に基づいた補助金の検索機能の新設、補助金のメリット・注意点等のポイントのとりまとめ、補助金活用事例の充実（31事例作成）等、コンテンツを拡充し、更なる補助事業活用を促進。 ○補助事業終了後の事業状況や収益化状況等に関する調査・分析を踏まえ、中小企業庁と制度設計に関する議論を実施。補助事業の効果がより高まるよう機構の支援ツールの活用を検討。 ○補助事業を通じて得られたデータを基に、企業毎の経営課題や支援ニーズを把握。個別企業に対し関心の高い施策情報等を発信する仕組みを検討。 ○令和６年度補正予算（第１号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、中小企業等の生産性向上を実現するため、以下の中小企業生産性革命事業に活用。 ・ものづくり補助金において、７年１月30日付にて補助金事務局に対して交付決定を実施。補助金額に係る従業員規模区分の見直し、製品・サービス高付加価値枠等の補助金上限額の拡充を実施、７年２月14日より公募開始。 ・持続化補助金について、７年２月10日付にて補助金事務局に対して交付決定を実施。 ・事業承継・引継ぎ補助金について、７年３月11日付にて補助金事務局に対して交付決定を実施。	ニュートラル」を新たに作成(約18万ビュー/７年２月～３月の約１か月)。 （２）中小企業等・支援機関等の人材育成 ○時流を踏まえた研修テーマや中小企業等の喫緊の課題の解決に向けた研修 ・中小企業及び支援機関等の研修ニーズ調査等に基づき、例えば、人手不足など、喫緊の経営課題を支援するため、人材定着の仕組みづくり等の人材確保・育成に関する研修を拡充するなど(32コース・前年度比1.6倍)、喫緊の経営課題の解決に向けた研修を実施。 ○多様な受講ニーズに対応した研修形態の促進 ・受講者の利便性向上のため、関西校(大阪市)・九州校(福岡市)の本格稼働をはじめとした都市型研修※の拡充(251コース・前年度比1.3倍)や支援担当者向け長期研修のオンライン化の促進(前年度比3.2倍)など、多様な形態での研修を実施し、女性受講者をはじめとして受講者層が拡大。※交通等の利便の良い中核的な都市圏での研修 ・中小企業等や支援機関等へのヒアリングによりニーズを把握し、「組織マネジメント」や「企業経営・経営戦略」等の中小企業等や支援機関等のニーズに対応したオーダーメイド研修を拡充(前年度比1.2倍)。 ○課題解決の実現等研修成果の具現化に向けた取組 ・受講者の“学び”を組織的に企業運営に反映するための参考資料(「道標」)を新たに制作し、派遣元企業及び受講者に提供。研修後も派遣元企業に対し、業務への浸透度の確認等フォローアップを実施。 ・自社課題を的確に把握し、実践的な解決力を養うため、経営者及び経営者候補を中心に課題設定から成果発表までを行う個別のゼミナールを含む中長期研修等を実施。 （３）緊急時への対応（能登半島地震への対応） ○情報提供・相談・助言 ・復興に向け、施策情報提供サイトによる継続的な情報提供を実施。 ・特別相談窓口、仮設入居者に対し職員等による支援チームの派遣。(支援チームの派遣回数：94回) ・中小企業アドバイザー(復興支援)派遣(アドバイザー派遣件数：1,089件)	
--	--	--	--

	(3) 緊急時への対応 ○6年度に発生した自然災害等に対する対応について、大規模な自然災害等の発生時に機動的に支援を行うため、速やかに特別相談窓口等を設置するなどして、被災中小企業等の要望に対処するための体制を整備し、相談対応を実施。 ・令和6年7月9日からの大雨災害：7/11 中国本部（実績0件） ・令和6年7月25日からの大雨：7/26 東北本部（実績1件） ・令和6年台風第10号に伴う災害：8/29 関東本部、中部本部、九州本部（実績0件） ・低気圧と前線による大雨に伴う災害：9/24 北陸本部（実績0件） ・令和6年11月8日からの大雨：11/11 九州本部（実績0件） ・令和6年12月28日火らの大雪：1/8 東北本部（実績0件） ・令和7年2月4日からの大雪：2/10 東北本部 関東本部（実績0件） ・流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故：2/13 関東本部（実績0件） ・令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪：2/25 東北本部 関東本部（実績0件） ・令和7年岩手県大船渡市における大規模火災：2/28 東北本部（実績0件） ・令和7年3月23日に発生した林野火災：3/27 四国本部（実績0件） ○令和6年能登半島地震の被災中小企業等に対し復興支援アドバイザーを派遣し、被災中小企業等の事業再開支援を実施。令和6年能登半島地震で被災した地域において、被災中小企業等の早期の事業再開を支援するため、自治体に対して複数の被災中小企業等が入居する仮施設の整備に係る費用の助成事業を実施。支援にあたっては、費用の助成だけではなく、これまでの復興支援で蓄積した機構の知見とノウハウを最大限活かし、職員による被災中小企業等の事業再開に向けた助言、仮施設整備手法に係る助言を併せて実施。 ・復興支援アドバイザーの支援件数：1,089件 ・仮施設整備に関する支援実績（交付決定ベース）：29件（1県3市3町）、6,633百万円 ○令和6年能登半島地震への対応に関するその他の国の要請・法令等に基づいた必要な支援施策について、以下の通り実施。 ・施策情報提供サイトによる継続的な情報提供。 ・特別相談窓口の設置、仮設入居者に対する職員等による支援チームの派遣。 ・和倉温泉等の観光地や地場産業の復興に向け、観光協会、まちづくり協議会、組合等と連携しプロジェクトチームを組成して支援。 ・輪島朝市の復興に向けた若手事業者による輪島市のまちづくり計画への提案書作成・提出を支援。 ・小規模事業者持続化補助金の災害支援枠の設置(申請件数2,614件)。 ・小規模企業共済加入者への災害時貸付、特例災害時貸付の設置。 ・高度化貸付先に対する償還猶予等の負担軽減措置の実施。 ・被災事業者の二重債務問題に対し能登産業復興相談センターを開設したほか「能登半島地震復興支援ファンド」の組成及び債権買取の第1号案件となる投資を決定(7年3月)。 ・販路開拓・EC活用パートナー事業を活用したバイヤー等とのマッチング。	○事業基盤の再建・（早期）事業再開、まちづくり・地場産業等への支援 ①施設の復旧・再建(仮設店舗・事務所・工房・宿泊施設) ・仮施設整備支援(助成)事業(入居者数：180者、交付決定：30件（うち1件は令和5年度）（1県3市3町）、6,633百万円)。 ・和倉温泉等の観光地や輪島塗等の地場産業の復興に向け、観光協会、まちづくり協議会、組合等と連携しプロジェクトチームを組成して支援(BCP策定、仮設商店街マップ製作等)。 ・輪島朝市の復興に向けた若手事業者による輪島市のまちづくり計画への提案書作成・提出を支援。(6年9月) ②資金面の支援 ・小規模事業者持続化補助金の災害支援枠(申請件数2,614件) ・小規模企業共済加入者への災害時貸付、特例災害時貸付 ・高度化貸付先に対する償還猶予等の負担軽減措置 ・被災事業者の二重債務問題に対し能登産業復興相談センターを開設したほか、「能登半島地震復興支援ファンド」の組成及び債権買取の第1号案件となる投資を決定(7年3月)。 ○売上の回復・拡大 ・販路開拓・EC活用パートナー事業を活用したバイヤー等とのマッチングや「復興応援フェア in 丸の内」（7年1月）等展示販売フェアの実施。 ・販路開拓パートナーとの協業(「CAMPFIRE」等)によるクラウドファンディング ・機構運営のマッチングプラットフォーム(「J-GoodTech（ジェグテック）」)を活用した販路開拓等支援（復旧・復興、調達、代替生産等のニーズに対する中小企業等の提案：256件) ○その他 ・北陸地方の食材を使用した新商品の開発に取り組む中小企業等に対し、自治体や支援機関等と連携し、商品開発、改良等に関する助言や事業計画の策定支援を実施。 以上（1）～（3）のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。	
--	---	--	--

	・機構運営のマッチングプラットフォーム（「J-GoodTech（ジェグテック）」）を活用した販路開拓等支援(提案256件)。 ○東日本大震災に伴う仮施設整備の有効活用に関して、機構が整備し自治体に譲渡した仮施設について、復興の促進と仮施設の有効活用を図るため、福島県原子力災害被災12市町村からの依頼に基づき、一定の要件を満たした場合、自治体に対して仮施設の撤去等に係る費用の助成事業を実施。 ・支援実績（交付決定ベース）：5件（4町）513百万円 ○原子力災害により深刻な被害を受けた福島の復興・再生に向けた支援として、国・福島県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」の創設に伴い、機構は「国」の一員として同チームの事業者支援グループに参画。同チームは総勢約266人の体制で福島県内（福島、南相馬、いわき）及び東京都内の計4支部に駐在し、被災事業者に4,546回訪問し、事業者の継続的な事業発展等のための自立支援を実施。 ○ALPS処理水の処分に伴う風評被害を受け得る中小企業等へ専門家を派遣するアドバイザー派遣制度を3年9月に設置（派遣要請：0件）。また、ALPS処理水の処分に伴う経営の対策に関する特別相談窓口を各地域本部に設置（5年8月）。 ・特別相談件数：2件 ○原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生に向け、関係省庁と自治体等が主催する事業者向け説明会（主催：東北経済産業局 開催地域：青森県青森市、宮城県石巻市、福島県いわき市）を通じて、特別相談窓口・アドバイザー派遣制度、販路開拓支援メニューの情報を周知。 ○東日本大震災で被害を受けた中小企業者等の二重債務問題に対応するため、23年度に設立、出資を行った産業復興機構5本について、運営者に対する事務経費の支援（管理報酬補給助成金）を実施。 ○大規模な自然災害である東日本大震災により特別貸付を受けた被災中小企業等に対して利子補給を行う自治体、財団等への助成。 ・日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が行う「東日本大震災復興特別貸付」等の借入を行う被災中小企業者等のうち、事業所が全壊若しくは流出した中小企業者等、計画区域等に事業所を有していた被災中小企業者等、又は、一旦廃業した事業者であって新たに事業を開始する中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設し、その運営体制を整備。 県の財団法人等を経由して被災中小企業者等に利子補給を実施。 ・中小企業災害復旧資金利子補給助成金事業：6件 総額：19,635円 ○以下、大規模な自然災害等により被害を受けた中小企業等を対象とする都道府県が実施する貸付制度への支援を継続して実施。 ・東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）について、被災6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県）に対し、23年度から累計1402.3億円の貸付。23年度から累計1,100件の事業者に対して、711.0億円の貸付承認。うち6年度は9件の事業者に対し、5.6億円の貸付承認。 ・平成28年熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）について、熊本県に対し、385.4億円を貸付。		
--	--	--	--

	・平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）について、被災3県（岡山県・広島県・愛媛県）に対し、200.5億円を貸付。 ・令和元年台風19号に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（3セク貸付）について、被災3県（宮城県・福島県・栃木県）に対して37.1億円を貸付。 ・被災道県及び財団が実施する貸付審査等への助言協力を実施（対象県1県、支援先数2先、支援日数4人日）。 ○特定地域中小企業特別資金貸付（原発事故対策）について、福島県に対し、福島第一原子力発電所事故により甚大な影響を被る福島県の中小企業等に対して、同県内の移転先又は避難区域が解除された地域等での事業継続・再開に必要な事業資金を貸し付ける融資制度の財源の一部を福島県に対して、貸付（23年度から累計703億円の貸付）。23年度からの累計949先の事業者に対し、158億円の貸付決定。うち6年度は、3先の事業者に対し、28百万円の貸付決定。 ○令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金について、以下の事業に活用。 ・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業（利子補給28件　総額：4,472,202円）。 ・令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業（利子補給14件　総額：399,137円）。		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1．当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビューシート	－

2．主要な経年データ							
	主要なアウトプット（アウトカム）情報						
	指標等	基準値 （前中長期目標期間最終 年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度 （参考資料） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	毎年度平均で前年度比 1． 0 5 %以上の効率化		▲4. 58				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
1. 顧客重視 (1) 顧客重視の業務運営	1. 顧客重視 (1) 顧客重視の業務運営 ○顧客重視の観点から各地域本部において支援現場の実態・課題・ニーズを把握し、これらを基に、新事業(成長企業支援、人手不足対策)の立案や新ツール(価格転嫁ツール)の開発につなげ、機動的に全国に展開。 ・顧客重視の支援の実現に向け、例えば、地域のスタートアップなど支援現場のニーズを把握すべく、地方公共団体や地域支援機関等との協力関係をより強固なものにするとともに、地域のスタートアップ等支援強化を図るため、帯広商工会議所内に帯広デスクを、名古屋市内のオープンイノベーション拠点「STATION Ai」内にサテライトデスクを設置し、サービス向上と業務パフォーマンスの向上を図った。 ・また、「2025 大阪・関西万博」における組織横断的な支援に向け、「万博連携支援室」において、万博協会との連携や機構内各事業による支援策の検討を実施。 ○中小企業等の多様で複雑化した経営課題に対して、適切かつ総合的に支援できるよう、機構の支援の方向性と組織基盤の強化のあり方を定めた「2030ビジョン」を策定。役員研修や職員との意見交換等を通じ、業務遂行にあたっての目的意識の明確化を図るとともに、経営方針の徹底、組織全体に関わる重要課題に対する認識を共有した。また、7年3月において、7年度以降の重点実施方針をとりまとめ、組織全体に係る全体課題を共有した。 ・本部各部門より組織見直しに係る要望を聴取し、事業運営の有効性及び効率性並びに組織力向上等の観点から、組織再編の取組を実施。例えば、6年8月に情報セキュリティに関する業務を総務部コンプライアンス統括室に集約した。第5期中期計画の重要課題である成長志向企業支援については、「成長企業支援室」（7年1月）を設置し、早期に支援を実施する体制を構築した。中小企業等の最大の課題となっている人手不足については、7年4月に「人手不足支援課」を設置すべく、準備を進めた。 ○支援範囲及び内容の拡充・補完に向け、支援機関等、政府関係機関との連携や新たな連携先の開拓に向け、以下の取組を実施。 ・地域金融機関や政府系金融機関と連携し共同で成長企業の掘り起しを実施。特にこれまで比較的關係の薄かった第一地銀を中心に、機構による成長企業支援の方針や支援内容に関する説明や意見交換（60機関以上）を行うなど連携を促進。 ・機構と自治体（東京都、京都市）、支援機関等（沖縄振興開発金融公庫、愛知県信用保証協会）と連携、その際に自治体や支援機関等との1対1のみならず、複数の支援機関等との連携を実施。インド（カルナータカ州政府）等新たに25機関と業務提携協定等締結。	<評価と根拠> 評価： A 根拠： 理事長のリーダーシップの下、今後の機構のあり方や支援の方向性を示す「2030ビジョン」を役職員や外部有識者の意見も反映して作成し共有。支援現場の課題に基づく新施策の企画と支援体制の強化を実施するとともに、人材育成等の組織力の向上を図った。また、支援手法の抜本的進化と業務の効率化を実現するため、機構内DX推進に係る基本方針と具体的取組を中小機構DX推進本部で策定。 根拠及び下記（1）～（3）を踏まえ本セグメントをA評価とした。 ○明確なビジョンに基づく組織力の強化 （1）組織パフォーマンス・組織力の向上（「2030ビジョンの策定と浸透」） ・機構の支援の方向性と組織基盤の強化のあり方を定めた「2030ビジョン」を策定（6年10月）。役員研修や職員との意見交換等を通じて機構内に浸透。 ・全職員対象の「エンゲージメント調査」を実施し、職員のモチベーションや職場内の風土・文化に係る意識を把握するとともに、各部門長へのフィードバックを通じた組織改善や理事長と全職員の1 on 1 ミーティングによる相互理解を促進。 ・職員のコミュニケーションの活性化のため、職場内チャット（Teams）の全機構的な活用や外部出向・留学中の職員によるBBLの開催等を促進。 （2）顧客重視 / 業務改善と新たなニーズへの対応 ・顧客重視の観点から各地域本部において支援現場の実態・課題・ニーズを把握し、これらを基に、新事業(成長企業支援、人手不足対策)の立案や新ツール(価格転嫁ツール)の開発につなげ、機動的に全国に展開。 ・業務改善と新たなニーズに対応するため、既存全事業の整理・見直しを行い、“断捨離” を実行(21事業を廃止・縮小等)。さらに今後の不断の見直しを全職員に理事長自ら宣言。	<評価に至った理由> 当該法人の業績向上努力により、今後の機構のあり方や支援の方向性を示す「2030ビジョン」を通じ、組織力強化、職員エンゲージメント向上、中小企業支援に関する貢献意識の向上が図られた点などの質的な成果等もあり、所期の目標を上回る水準であるA評価と判断した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> （経営に関する有識者からのコメント） ・中小機構内の組織力強化に寄与する取組を通じ、今後も機構の職員が一丸となって現場のニーズや課題に立脚した支援を実施することを期待。 ・重要性の相対的に下がった事業の廃止・縮小を進めている点について、経営資源を有効活用する取組として評価。	

	・業務提携覚書締結機関（累計）414機関 金融機関等242機関、支援機関等98機関、大学等19大学、地方公共団体等29機関、海外支援機関など26機関 ・日本政策金融公庫、日本貿易振興機構、地域金融機関等と連携し、海外への販売開拓・拡大を図る中小企業等に、課題やニーズの把握から海外ビジネスマッチング支援や金融支援までの一体的な支援として「海外ビジネス支援パッケージ」を実施。東北銀行、四国銀行等118地域金融機関が参画する支援体制を構築。（再掲） ・また、中小企業庁や経済産業局との連携のみならず、金融庁及び財務局との連携を引き続き強化。具体的には、新任財務局長業務説明会等において各財務局長等へ機構の業務説明を実施し、連携の推進を依頼。 ○機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J－N e t 2 1」内の特集サイト「中小企業のためのSDG s 活用」に、SDG s に取り組む企業の事例を新たに掲載するとともに、機構が実施した「中小企業のSDG s 推進に関する実態調査」を機構ホームページで公表することにより中小企業等や支援機関等のSDG s の意識醸成を図った。また、SDG s に関する相談窓口の運用、研修の実施、「J－G o o d T e c h（ジェグテック）」を通じたマッチングの実施（提案件数：3,439件）などにより、中小企業等のSDG s 推進を支援。 ・機構内においても、職員の課題や関心、今後取り組んでみたいこと等についてのアンケートやヒアリングを踏まえて、機構イントラ内に「つながるSDG s ～共感と行動をつなぐ掲示板～」のページを開設するとともに、他機関と共同で勉強会を開催し、機構イントラで掲載することにより、支援ノウハウを共有。さらに、管理部門を含む全部署において「中小機構におけるSDG s の取組」の見直しを行い、機構内のSDG s 推進。これらの取組により職員の支援力の向上を図った。	（3）業務の電子化の促進（D X の推進 / 情報システムの整備及び管理） ・企業支援手法の抜本的進化（「攻めのD X」）と機構内業務の効率化（「守りのD X」）に向け、「機構D X の推進のための今後の取組方針について」（7年3月）を策定。 ・主に①D X グランドデザインの策定、②アクション・プラン※の速やかな実施、③推進体制の強化（C D O「最高デジタル責任者」の設置等）、④D X 人材の育成、⑤「企業カルテ」システムの構築等について、全職員を挙げて実施。 ※機構内データの統合・利活用に向けたルールとシステム基盤の整備、A I 利活用推進、徹底的な業務見直し 等 ・また、機構内各部のシステムの利便性向上やデータの利活用及び管理の効率化に継続的に取り組むため、PMO※を通じたP J M O※の支援を実施（支援件数：324件）。 ※P M O：P o r t f o l i o M a n a g e m e n t O f f i c e ※P J M O：P r o j e c t M a n a g e m e n t O f f i c e 以上（1）～（3）のように、各項目において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。	
（2）認知度向上による支援施策の利用促進	（2）認知度向上による支援施策の利用促進 ○J－N e t 2 1において、国の重点施策や社会課題に対応した賃上げ・価格転嫁に関する新たな特設ページ（「価格転嫁に関する支援情報」）を開設。また、中小企業等の最大課題である人手不足に関しては、顧客目線を重視したページ構成に改変し、国や各地域の支援情報や好事例を収集し、コンテンツを拡充。大阪・関西万博に関しては、J－N e t 2 1 特設ページをリニューアルし、万博開催準備の進捗に応じた情報発信を展開し、万博の気運醸成に寄与。 ○新聞広告やS N S、関係機関のメディアへの寄稿、機構オウンド・メディアを通じた支援施策・好事例・関連記事・動画等を配信し、広報活動を継続。 ・各種メディア掲載件数：4,706件 ・機構ホームページ・特設サイトのセッション数：2,047万件 ・J－N e t 2 1 のセッション数：671万件 ・複数のテレビ番組の制作協力等を通じて、機構の支援企業の取組や当該企業に対する機構の支援内容を紹介するなど、露出拡大に係る取組を推進（「グロースの翼」等3番組17回）。 ・パブリシティ活動に関しては、メディアからの各種取材対応やブリーフィングを		

	積極的に実施したほか（年間で122件）、地方新聞社との意見交換会開催など、地方メディアとの良好なリレーション強化も推進。 ・機構業務等を紹介するメールマガジンにおいては、21.4万件の送付先に、機構及び支援施策に関する情報等を発信（年間の新規登録者数：4,192件）。また、SNSを活用した情報発信も積極的に実施。 ○機構業務に深い理解を有する中小企業応援士を対象とした意見交換会を地域毎と全国規模で開催し、中小企業応援士を通じた機構業務の周知活動を促進。 ・優れた広報事例の横展開を図るため職員向け広報研修を4回実施。また、役員・管理職員向けに危機管理広報研修を実施したほか、CSIRTインシデント対応訓練にも参画し、危機時の広報対応力を強化。 ○中小企業等の機構の認知度は、中小企業等の機構の認知度や施策の利用状況の調査結果を踏まえ、機構や支援施策の認知度向上の課題解決のため、機構特設サイト間の回遊性の向上や、機構ホームページにおける機構事業の紹介ページの見直し等を実施（7年3月現在35.3%）。また、新たに支援機関等を対象とした機構認知度と支援施策の利活用状況調査を実施。（支援機関等の機構認知度：67.1%） ○J-N e t 2 1の構成については、中小企業等が自社に合った解決策にアクセスしやすくなるように、経営課題に対する好事例等の情報発信を強化するものとし、具体的には好事例に対してカテゴリー別のタグ付けするとともに、記事の要約を作成する対応を実施。また、好事例の情報収集にあたっては、機構イントラネットの” 掲示板” 機能を活用した効率的な収集の仕組みを構築したほか、コンテンツの充実を図るため、中小企業庁やプロフェッショナル人材戦略拠点等の支援機関等とも連携し、各機関の支援事例を掲載することとした。 ・「中小企業の日」にあわせて、中小企業庁と連携し、特集記事「新規事業にチャレンジする後継者」を掲載。アトツギ甲子園で受賞した後継経営者を取材し、次世代による事業承継と新たな挑戦の姿を紹介。 ・e-中小企業庁&ネットワーク推進協議会の事務局として、巻頭コラムなど読者に 関心の高いコンテンツを執筆するなどしてJ-N e t 2 1のコンテンツを拡充するとともに、「e-中小企業ネットマガジン」でも配信（実配信先数：57,734先）。 ○機構ホームページについては、ユーザビリティや顧客目線に配慮した前年度のリニューアルについてアンケートを実施し「目的のページを見つけやすくなった」、「デザインが良くなった」など評価を得た。 ○令和6年能登半島地震への対応については、被災事業者に対し、J-N e t 2 1「能登半島地震特設ページ」を通じて、機構、国、地方公共団体等の復興支援施策等に係る迅速な情報提供を継続したほか、輪島塗仮設工房とその入居企業を対象としたテレビ番組制作に協力するなど復興に係る各種情報のメディア向け提供も実施。		
2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制	2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制 ○機構の行動指針について、徽章やクレドペーパー「Mission Guide Principles」を全職員に配布するとともに、定期的な理事長メッセージや新入職員研修での説明を通じて、役職員への浸透を図った。さらに、役職員		

	が日常的に行動指針を意識できるよう、執務室での掲示や機構内ポータルサイトでのバナー掲載、社内報での周知・啓発等を実施し、機構内での定着化を推進。 ・ 6 年12月に実施したエンゲージメント調査についても、機構の基本理念や行動指針に関する設問を盛り込むことで、職員一人ひとりの理解の促進と意識の向上を図った。 ○経営者等へのヒアリングを踏まえた機構独自の調査項目を用いて調査・分析を実施し、得られた結果については、役員会や役員研修会、部長会などを通じて議論し、エンゲージメントに関する状況や課題を組織全体で検討。各部門長へのフィードバックを通じた組織改善や理事長と全職員の1on1ミーティングによる相互理解を促進。本調査で認識した課題の改善に向け組織として検討していくとともに、継続的に実施。本調査で認識した課題の改善に向け組織として検討していくとともに、継続的に実施。 ・ 職員のコミュニケーションの活性化のため、職場内チャット（T e a m s）の全機構的な活用や外部出向・留学中の職員による B B L の開催等を促進。 ・ 職員のコミュニケーション促進、業務改善を推進するため、全部門・地域本部にて「みんなで改善実行運動」を実施するとともに、組織の模範となる改善活動を表彰しモチベーション向上を図った。さらに、この取組の成果を称えるための表彰選考過程においては職員が役員に対して直接プレゼンテーションを行うなど、取組内容の可視化と機構内での共有を図った。 ・ 業務改善に係る社内報「かいぜんだより」では職場・職員紹介に加え、能登復興支援で活躍する職員の様子を伝えた。社内ポータル内に設置した「機構スクエア」での各部門の取組発信により、組織内の業務理解及びコミュニケーションの活性化を図った。 ○業務改善と新たなニーズに対応するため、既存全事業の整理・見直しを行い、“断捨離” を実行(21事業を廃止・縮小等)。さらに今後の不断の見直しを全職員に理事長自ら宣言。具体的には、全事業に対し「廃止」、「大括り化」、「縮小」、「現状維持」、「その他改善」のいずれかで点検を実施。「廃止: 21 件」、「縮小: 2 件」、「大括り化: 2 件」、「その他改善: 7 件」（合計32件）を検討。 ・ 今後機構内 D X を推進していくために、機構内で関連部門の職員が議論を行い、7 年3月に「中小機構 D X 推進本部会合」において、データを活用した企業支援手法の抜本的進化(「攻めの D X」)と機構内業務の効率化(「守りの D X」)に向け、「機構 D X の推進のための今後の取組方針について」(D X グランドデザインの策定、アクション・プランの速やかな実施等)を策定。 ・ 顧客目線での活動、部門横断的な活動の実効性を高めていくため、D X 推進に係る部門横断的な組織体制である「顧客・経営管理ユニット」、「外部人材活用ユニット」、「支援機関連携ユニット」を設置。例えば「外部人材活用ユニット」では、専門家を一元的に管理し、組織全体で共有するシステムを開発・稼働するとともに、横断的な専門家の活用のための関連規程の改正を検討するなど、各ユニットにおいて取組を実施。 ○ 5 年度に実施した人事評価制度の評価結果について、6 年度の職員の賞与及び昇給の処遇に反映。	
--	--	--

		○海外機関との連携強化や国際会議への積極的な参加、さらには海外機関向けの専門的な研修を実施。韓国中小ベンチャー企業振興公団等の海外機関との往来訪、A P E C等の国際会議への参加を通じ、日本の中小企業の実情や支援施策の情報を発信。また、(独)国際協力機構（J I C A）が実施する海外研修生の受入事業への協力を通じ、140人の研修生に対して中小企業に関する研修を実施。		
3. 業務の改善と新たなニーズの対応	3. 業務の改善と新たなニーズの対応	○P D C Aサイクルの一層の徹底を図るため、前述の事業の整理・見直しを一過性のものとせず、次年度の実施施策の検討の中でこれを行うとともに、7年3月には、当該プロセスを毎年度定期的に行うことを機構内に周知するなど、不断の見直しとするよう仕組みを改善した。 ・新たな政策課題である成長企業に係る支援を実施する「成長企業支援室」を新たに設置（7年1月）。また、管理体制強化に向けたイノベーション助成グループやファンド事業部の改編、人材不足対応に係る支援の実施に向けた人材支援部の改編（人手不足対策課の設置）、地域経済振興ユニットの廃止を決定（8年度実施予定）等、計8件の組織再編を実施。 ・新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中するため、理事長のトップマネジメントの下、地域本部を中心に迅速に現場の実態把握や課題・支援ニーズの収集を行うとともに、新ツールの開発に繋げるなど、機動的に全国に展開。また、人手不足や人材確保の課題に対応するため、内閣府のプロフェッショナル人材戦略拠点や、大企業O B等の派遣団体（A B I C：国際社会貢献センター）との連携を強化し、効果的な他機関との連携型の政策運営を行った。 ○経営相談事業等各事業の実施に際しては、施策利用者に対し「役立ち度」等のアンケートを実施し、その声を反映した施策の企画・実行・評価を行い、事業成果の向上を図った。		
4. 業務の電子化の促進 (1) D Xの推進、情報収集分析	4. 業務の電子化の促進 (1) D Xの推進、情報収集分析	○今後機構内D Xを推進していくために、「機構D X推進本部会合」において次年度におけるD Xグランドデザインの策定や機構内D Xにおける推進に向けた道筋の整理について経営層・関係部署において着手。具体的には、データを活用した企業支援手法の抜本的進化(「攻めのD X」)と機構内業務の効率化(「守りのD X」)に向け、「機構D Xの推進のための今後の取組方針について」（7年3月）を策定。 ○①D Xグランドデザインの策定、②アクション・プラン(※)の速やかな実施、③推進体制の強化(C D O「最高デジタル責任者」の設置等)、④D X人材の育成等について明確化し、全職員に周知。 ※①機構内データの統合及び利活用に向けたルールと基盤の整備、②A I利活用の推進、③「機構D X年度計画（2025）」のとりまとめと各部門間連携の促進、④データアクセス権の解放、⑤機構D Xを通じた業務プロセス改善・業務効率化の具体的な進め方の整理・明示、⑥D Xによる業務の抜本的効率化の観		

	点を踏まえた情報システムの開発・更新等、⑦D Xの活用の前提となる徹底的な業務の見直しと大胆な外部リソースの活用・アウトソーシング、⑧PMOの機能強化 ○デジタル技術を駆使し、蓄積された情報の一元化・共有化のため、各事業で保持している支援実績情報を中心に、管理情報の整理を実施し、その上でデータ連携基盤に対して接続可能なシステムを順次追加。データ連携基盤で管理している情報を元にB Iツール上にて各種ダッシュボードを配信し、利用者へのデータ活用に向けた情報提供を実施。 ・データ活用の一例として、補助金事業の申請情報（構造化されていないテキストデータ）を、生成A Iを用いて分析し、企業の現状及び課題から今後目指すべき方向性を仮説として導出した上で、提供すべき施策を提示する実証実験を実施。本実証実験で得られた結果を踏まえつつ、他の支援実績情報やビッグデータを用いた検証を引き続き行っていく予定。 ○機構内の支援データと中小企業庁の施策関連データの連携を図るべく中小企業庁担当部署と協議を実施し、データ連携の取組を進めた。また、上記のB Iツールや補助金データのA Iによる分析の実証事件を実施するなど、分析機能の強化を図った。さらに、成長企業支援に関する機動的な情報共有・データ連携及びコミュニケーションの促進を図るため、中小企業庁が管理するT e a m sに機構が参画する準備（双方のセキュリティ要件や手続きの確認等）を実施。		
(2) 情報システムの整備及び管理	(2) 情報システムの整備及び管理 ○デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（3年12月24日デジタル大臣決定）に則った、情報システムの適切な整備及び管理を実施。PMOによるPJMOへの支援については、クラウドサービスの効果的な活用等、機構の情報システムの利用者に対する利便性向上やデータの利活用及び管理の効率化に貢献した。また、上述の7年3月に開催した「中小機構D X推進本部会合」において策定した「機構D Xの推進のための今後の取組方針について」において、PMOについては、機構内情報システムの整備及び運用に関し、システムのライフサイクルを踏まえつつ、統括的に調整・支援・管理していくこととして機能強化を図った。 ・PMOによるPJMOへの支援実績324件（令和7年3月末現在）。		
5. 基金・補助金の適切な執行・管理	5. 基金・補助金の適切な執行・管理 ○機構において管理している基金について、「基金の点検・見直しの横断的な方針」（令和5年12月20日 行政改革推進会議）に基づき基金規模の見直しを実施。新型コロナウイルス感染症基金においては1,384億円、中小企業等事業再構築促進基金においては1,639億円の国庫返納を実施。また、「基金の点検・見直しの横断的な方針」及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日 閣議決定）を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等については、中小企業庁での公表に向け、達成度の状況や基金規模の見直し状況等適切に情報提供を実施。		

6．業務経費の効率化	・基金・補助金の適切な執行・管理のための体制強化に向け、年間を通じ嘱託職員の新規採用等を実施し、体制を強化（21人採用）。特に債権管理等の専門性の高い業務については、専門職員も採用。また、確実な業務執行のため、1課1室体制から3課1室体制へ組織変更を行うために組織規程を見直す等、体制整備を実施。 ○令和6年補正予算（第1号）が措置されたことにより、新たに中小企業成長加速化補助金、中小企業新事業進出補助金、省力化投資補助金の一般型の公募にあたっては、加点要素や収益納付等の要件について中小企業庁と協議しながら公募要領を策定、またセキュリティ要件等を見直し、補助金適正化法を踏まえ適切な執行管理実施。 ○基金事業の業務プロセスについて、外部専門家を活用し業務フローの見える化と課題の棚卸を実施。効率的かつ安定的な業務運用に向けての課題を抽出。 6．業務経費の効率化 ○運営費交付金を充当して行う業務につき、一般管理費（所要額計上を必要とする経費を除く）及び業務経費（所要額計上を必要とする経費を除く）の合計について、新規追加部分を除き、毎年度平均で前年度比4.58%の効率化図った。 ○給与水準の適正化とコスト削減に向けた改革の取組み ・地域手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は1級地（東京特別区）20%のところ12%を維持。）。 ・広域異動手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は300km以上10%のところ3%を維持。）。 ・対国家公務員給与比較：115.2ポイント（5年度114.5ポイント）（・地域勘案108.9ポイント、・学歴勘案112.8ポイント・地域・学歴勘案107.5ポイント） ○適切な運営費交付金の会計処理 ・6年度運営費交付金の会計処理として、「独立行政法人会計基準」等に基づき業務達成に向け、収益化単位ごとに予算と実績の着実な執行管理を実施。事業の進捗等に応じて期中に予算配賦の見直しを適切に実施。 ○令和6年度調達等合理化計画に基づき、競争性のある契約における一者応札・応募回避に向けた調達の取組を実施した。 ・毎年度継続して実施している業務の調達については、仕様書とあわせて前年度実績報告書等をサンプルとして例示した。また、企画書提出型の調達においては、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより、競争参加の機会の拡大を図った。入札公告掲載までに6か月以上の期間を設けた年間調達計画を公表した。 ○調達等合理化計画に基づき契約担当者情報共有会議（年6回開催）の場を通じて、契約事務実務マニュアルと合わせて一者応札・応募削減に向けた取組チェックシートの活用を周知し、一者応札・応募の削減の意識づけを徹底。 ○障害者就労施設等への優先調達については、6年度調達方針を地域本部等と共有し取組んだが、当該年度実績は90百万円の調達となり、前年度実績額を下回ったものの、件数としては19件上回った（174件、5年度155件）。		
-----------------------	---	--	--

	○調達に関するガバナンス徹底の取組としては、随意契約に関する内部統制の確立のため、「入札・契約手続委員会」で検証を行い、新たに随意契約を締結した案件は16件と前年度（18件）より減少した。 ○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組として、各会計機関の会計担当職員を対象とした「契約担当者情報共有会義」を6回実施し、契約担当者のスキルアップを図るとともに、「官製談合防止法研修会」を1回実施し、入札談合等の不祥事の未然防止に努めた。 ○一定基準以上の案件の大規模調達案件に係る再委託、外注に関する適切性の確認については、大規模案件チェックシートを活用し契約監視委員会（2回開催）において実施した。6年度の入札について、複数年の契約期間による入札条件の設定や入札公告期間の十分な確保等本委員会から指摘を受けた事項に対しては、次回入札に向けて改善措置を行った。 ・地域本部等の契約担当職員へは、上記「契約担当者情報共有会義」を通じて、契約手続き等について、周知徹底及び情報共有を図った。 ○入札・契約の適正な実施について、監事による監査を実施。 ○調達等合理化計画及び自己評価等に関しては機構ホームページで下記（※）のとおりに公表。 ・第4期中期目標期間における競争性のある契約に占める一者応札・応募案件の平均比率（10.6%）を下回る（10.5%）。 ○社会課題への対応等に向けた新施策の企画及び実施体制の構築等を図るため、全事業を対象とし、事業の整理・見直しを実施。事業を廃止、縮小、大括り化、その他改善の視点で検証し、事業の廃止を含め計画的な見直しの方向付けを実現。さらに、管理体制強化に向けたイノベーション助成グループやファンド事業部の改編、人材不足対応に向けた人材支援部の改編、地域経済振興ユニットの廃止を決定（8年度実施予定）等、計8件の組織再編を実施した。 ■（※）調達等合理化計画対する実績 ○一者応札・応募削減に向けた取組 ・6年度の新規競争契約における一者応札件数は16件であり、前年度より2件減少した。 ○事務処理効率化等を目的とした調達の改善 ・年6回の契約担当者情報共有会議を開催し、調達等合理化計画の浸透を図るなど事務処理の効率化を図った。 ・外部専門家の旅費計算等の処理をアウトソーシングし、旅費手続きの効率化を図った。 ○障害者就労施設等への優先調達 ・6年度調達方針を地域本部等と共有し取組んだが、当該年度実績は90百万円の調達となり、前年度実績額を下回ったものの、件数としては19件上回った。 ○随意契約に関する内部統制の確立 ・入札・契約手続委員会で、新たに随意契約を締結した案件は16件。 ○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 ・各会計機関の会計担当職員を対象とした「契約担当者情報共有会義」を6回、	
--	---	--

	「官製談合防止法研修会」（２月）を１回実施。 ○大規模調達案件に係る再委託、外注に関する適切性の確認 ・契約監視委員会において、「小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）」事務局業務、「100億企業実行事務局業務」、「中小企業新事業進出促進補助事業」に係る事務局業務、「事業承継・M&A事業」事務局業務に係る再委託、外注に関する適切性について事後的に評価した。 ○６年度調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構ホームページで公表。 ○その他 ・中小企業大学校直方校、関西校の売却に伴い「中小機構の所有する不動産売買に伴い企画提案を審査した上で行う一般競争入札の取扱い（運用）」等を整備。 ・補助金等に不正行為等あった場合補助金交付等停止措置や公表を機構が自ら措置できるよう「契約競争参加資格停止措置要領」を「補助金交付等及び競争参加資格停止措置要領」として改定。		
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビューシート	－

2. 主要な経年データ							
	主要なアウトプット（アウトカム）情報						
	指標等	基準値 （前中長期目標期間最終 年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度 （参考資料） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組	1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 ■小規模企業共済勘定 ○小規模企業共済資産の運用においては、法令に基づき定める「運用の基本方針」に沿って、共済金の給付を将来にわたり確実に行えるよう、安全かつ効率的な運用を実施。6年9月にアセットオーナー・プリンシプルも受け入れ。 ・5年度の運用状況を7月の資産運用委員会に報告し、適切な運用と評価を受けた。また、6年度上期の運用状況についても12月の資産運用委員会に報告した。 ・基本ポートフォリオに関しては、7月開催の「資産運用委員会」で検証を実施し、その効率性が保たれていることを確認したほか、将来的な見直しに備え、課題の整理に着手。 ・運用利回り 6年度 0.43% （5年度 3.44%） ・当期総利益 5億円 ・利益剰余金 6年度 5,898億円 （5年度 7,334億円） ■中小企業倒産防止共済勘定 ○中小企業倒産防止共済制度に係る共済金貸付回収については、回収専門人材（経営セーフティ共済相談員等）や顧問弁護士の活用等、専門的なノウハウを導入した債権管理・回収体制を引き続き強化した。また、高額貸付先に対する貸付直後の現況確認、延滞発生直後の早期対応を徹底するとともに、長期延滞者に対する法的措置を実施するほか、個人保証の原則撤廃や償却基準の見直しにより、債務者の負担および管理コストの軽減を図るなどして、着実な債権回収を実施。 ○上記に加え、さらなる回収率の向上を目的に、貸付先の経営改善や経営悪化の防止を図るべく、経営セーフティ共済相談員による延滞発生前の貸付先に対する機構の経営支援策の周知を実施。 （累計回収率の推移：H20：85.2%、H21：85.3%、H22：85.3%、H23：85.3%、H24：85.3%、H25：85.3%、H26：85.4%、H27：85.4%、H28：85.5%、H29：85.6%、H30：85.7% R1：85.7%、R2：85.7%、R3：85.7%、R4：85.7%、R5：85.7%、R6：85.8% ■施設整備等勘定 ○入居率向上の取組として、入居率の低い施設について、各地域本部において、自治体・大学等の関係機関への協力依頼、イベントでの周知、新聞への広告掲載を行ったほか、本部においても、プレスリリースやSNSを活用した施設の周知活動を実施。 ○賃貸料については、従前の1.1倍に見直しを実施。7年度以降適用。 ○修繕計画について、例えば、突発的な不具合設備の修繕など入居者の安心・安全を最優先とし、優先順位を決めて見直し、メリハリある実施を通じて、業務経費の効率化を図った。	＜評価と根拠＞ 評価： B 根拠： 以下の通り、実施したため、B評価と判断。 （1）財務内容の改善に関する事項 ・小規模共済に係る資産運用においては、市場環境が変化する中、基本ポートフォリオを適切に評価・検証しつつ、これに沿って安全かつ効率的な運用を実施。また、6年9月には政府が策定したアセットオーナー・プリンシプルの受け入れを表明。 ・施設整備等勘定において、インキュベーション入居率向上の取組（自治体等の関係機関への協力依頼やイベントでの周知等）、修繕計画の見直しにより、可能な限り業務経費の効率化及び繰越欠損金の縮減に努めた。また、賃貸料の見直しに着手（従来の1.1倍）。なお、修繕については、優先順位を決める形で計画を見直し、適切に実施しているが、引き続き施設運営に影響がないよう計画的に実施していく。 ・出資承継勘定の三セク（構造転換三セク、繊維三セク）において、経営状況の把握、配当要求、株式処分の申入れ及び経営状況の改善を求めることについては、実績のとおり適切に実施。1社において配当収入（7百万円）を計上。 ・高度化事業における新規案件については償還可能性等に係る堅実な審査を行うとともに、正常償還先についても都道府県へのヒアリングや財務分析等による予兆管理を実施し、不良債権の発生を抑制。また、不良債権については、都道府県に対して債権回収方針に関する個別助言等の支援を拡充。これらにより、不良債権額を約43億円削減（約394億円から約351億円）。 ・債務保証事業では、不良債権を43百万円程度削減するなど着実な進展。 ・その他出資事業の三セク（高度化三セク、中心市街地三セク、FAZ三セク、頭脳三セク、OA三セク、新事業三セク）については、経営状況の把握、株式処分の申入れ及び経営状況の改善の要請を適切に実施。また、財務の健全性については、1社において清算（清算分配金計0百万円）が完了し、6社において配当収入（12.9百万円）を計上。 ・ファンド出資に当たっては、ファンド運営会社の投資実績・運営体制等を厳格に審査するとともに、投資後の継続的なモニタリングを強化。その結果、市況変動の中でも、年度損益で27.2	＜評価に至った理由＞ 小規模企業共済に係る資産運用において、安全かつ効率的な運用により利益剰余金を確保し、ファンド事業においても累積利益を拡大することにより、安定的な財務基盤を確保するなど、法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評価と判断した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ー ＜その他事項＞ （経営に関する有識者からのコメント） ・ファンド事業においては、堅実に事業を展開することで、黒字を確保している点は他のファンドと比較しても非常に評価できる。	

	○これらを通じ、繰越欠損金の縮減を図った。 ■出資承継勘定（構造転換三セク、繊維三セク） ○旧構造転換法、旧繊維法に基づき出資している４社を管理。 ○決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握し適切な配当を求めるとともに、極力、実際に株主総会に出席し、株式処分に向けての申入れや、経営状況の改善を求めるなど、適切な管理を実施。これらを通じて繰越欠損金の縮減を図った。 ・１社において配当を実施。配当収入７百万円。 ■高度化事業 ○新規貸付決定先Ａ方式９件、Ｂ方式11件について決算書及び診断報告書から事業計画、償還能力の妥当性を検証し確実な審査を実施した。 ・貸付けにあたっては、事業計画の進捗に合わせて複数回の現地支援を実施し、財務状況の精査、償還能力の確認等のほか、診断・助言への対応状況の確認を行うことにより適切な審査を実施した。 ○正常償還先については、都道府県ヒアリング、決算書による財務分析・実態バランスの把握、貸付先に対する個別ヒアリングの実施などにより予兆を管理し、適切な経営状況の把握と情報交換を実施した。 ・財務分析・実態バランスの把握　168件 ○高度化事業の債権の回収については、引き続き償還状況や完済の見通しに基づく貸付先の分類化を継続して、定期ヒアリング等を通じて貸付先ごとの分類を都道府県と共有したうえで、都道府県との回収方針の明確化を推進。 ・回収困難な貸付先を抱える都道府県については、オンライン会議システムを活用して、交渉前に回収方針に関する個別具体的な協議を実施し、都道府県の担当者に対し支援を実施。 ・債権管理、回収に係る都道府県への支援策として、機構サポーター（債権管理）業務、調査・アドバイザリー業務及び回収委託支援業務を引き続いて実施した。 a) 機構サポーター（債権管理）業務 ・機構サポーター（債権管理）を６人確保し、都道府県に対して活用を周知。122事案に対し、機構サポーター（債権管理）による債権管理・回収に係るアドバイスを実施。 b) 調査・アドバイザリー業務 ・債権回収調査会社３社による調査・アドバイザリー業務を12県で13件実施。 c) 回収委託支援業務 ・債権回収会社及び弁護士法人による回収委託支援業務を６県で11件実施したことにより、債務の削減に大きく貢献。 ○不良債権全体では約394億円から約351億円へと約43億円削減。 ○これらを通じ、高度化事業に係る不良債権の額の抑制を図った。 ■債務保証事業 ○債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応するとともに、自己査定を的確に実施。 ・６年度の保証履行（代位弁済）はなし。	億円の黒字、事業創設以来の実質的な累積利益は712億円。 ・機構の余裕金の運用においては、安全性・確実性を確保する等の原則に基づきつつ、環境負荷の低減や防災対策等を発行目的とするSDGs債を継続的に購入し、社会課題の解決・達成に対して間接的に貢献した。 （２）産業基盤整備勘定（財務省共管業務） ・債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応するとともに、自己査定を的確に実施。 ・また、三セクについては、経営状況の把握、配当要求、株式処分の申入れ及び経営健全化計画の進捗状況の管理など適切に実施。 ・経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施した。 （３）保有資産の見直し等 ・中小企業大学校直方校の売却時、最低入札価格方式に代わり新たな２段階入札方式※を実施し、円滑かつ適切に売却を完了。なお、旧関西校の施設及び土地について、引き続き処分に関し適切に対応する。 ※企画競争(第１段階)を行い、入札参加者を選定(点数による評価は無く合否判定のみ)。選定された入札参加者による価格競争(第２段階)によって契約者を決定する調達方式 ・６年度中に不要財産として認められる合計102億円について、着実な国庫納付を実施した。	
--	--	---	--

	※機構設立以降の新規保証40社／312億円 代位弁済 3 社／1.9億円 代位弁済率 0.6% ・求償権管理については、債権管理・回収の専門的知識と経験を有する専門員を活用し、求償先の状況を定期的に把握し、状況に応じた回収を実施。 ・6年度 求償権回収額：5 社11百万円 求償権償却：1 社73百万円 ・債務保証料収入 46百万円 求償権残高 1,371百万円 ■その他出資事業の三セク（高度化三セク、中心市街地三セク、F A Z 三セク、頭脳三セク、O A 三セク、新事業三セク） ○その他出資事業の65社について、決算時及び日常的なヒアリングを通じて、経営状況を適切に把握するとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、極力、実際に株主総会に出席し、株式処分に向けての申入れや、経営状況の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処。 ・高度化三セク 1 社の清算が完了した。清算分配金 0 百万円。 ・6 社において配当を実施。配当収入12.9百万円。 ■出資三セク事業（出資承継勘定を含む）全体のまとめ ○機構が株式を保有する第三セクターについては、6 年度期首時点では70社、6 年度期末時点では69社。 ・地方公共団体等との情報交換や協議は、本部担当部と地域本部等とで33社に対して延べ53回実施。経営改善等協議を行ったものは28社で延べ60回。 ■産業用地事業 ○個別債務先の財務内容を分析することなどにより、状況に応じた適切な管理を実施するとともに、返済条件変更に係る運用指針等に基づき、中長期的な資金収支等の検証を行い、債権回収の最大化に注力。 ・土地譲渡割賦債権等回収額 2 億円 ・土地譲渡割賦債権等残13億円（貸倒引当金 8 億円）、うち破産更生債権等 9 億円（貸倒引当金 8 億円） ■ファンド出資事業 ○組成後のファンドに対しては、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底。具体的には、投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を1,177回実施し、適切なファンド運営が行われるよう努めた。存続期限が迫っているファンドに対しては、早期の回収を図るよう他のL P（有限責任組合員）とともにG P（無限責任組合員）との折衝を重ねるなどの指導・交渉を実施。（再掲） ■機構の余裕金の運用等 ○安全性・確実性を確保する等の原則に基づきつつ、環境負荷の低減、防災対策等を発行目的とするS D G s 債を継続的に購入。 ・運用額/S D G s 債購入額 384億円/208億円 ・運用額に対するS D G s 債購入割合 54.2% ○経理上の問題点を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、中間決算を作成し、正確な年度決算に向けて期中の指標・数値等を把握。また、作成にあた	
--	---	--

	って、中間決算資料のビジュアル化を図り、わかりやすい資料を作成するとともに、機構として抱える財務上の課題を抽出。		
2. 保有資産の見直し等	2. 保有資産の見直し等 ○一般勘定資産について、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第4期目標期間迄に1,275億円国庫納付済）について、残余额のうち、527億円（後掲4,203億円の内数）を7月に国庫納付。 ○第4期中期目標期間の終了に伴い、5年度末の利益剰余金のうち、第5期中期目標期間の業務の財源とされたものを除き4,206億円を7月に国庫納付。 一般勘定 4,203億円 産業基盤整備勘定 3億円 ○一般勘定の前期損益修正益7億円を3月に国庫納付。 ○一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の償還金95億円を11月に国庫納付。（詳細P53自己評価欄参照） ○産業基盤整備勘定において、適正な事業規模を精査し債務保証業務に必要な金額を算出した結果、必要額を超える部分は生じていない。また、経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。 ○産業基盤整備勘定の第2種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じた不用額を6年度決算において算出し、国庫納付の準備を実施。 ○施設整備等勘定において、業務運営等に必要な資産額の検討を実施した結果、償還期限を迎えた有価証券等のうち必要額を超える分は生じていない。 ○中小企業大学校の施設について、研修利便性の向上に係るエレベータ改修工事、安全性の向上に係る外壁、屋根等の改修を実施。 ○旧直方校及び旧関西校売却のための入札を実施。旧直方校は7年2月に売買契約締結及び物件の引渡し完了。旧関西校は入札参加者がなく不調であったが、翌年度売却に向けた調整を実施。		
3. 自己収入の確保及び拡大	3. 自己収入の確保及び拡大 ○限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう自己収入の確保及び拡大を目指し以下の取組を実施。 ・引き続きハンズオン支援事業及び人材育成事業（有料研修）を推進し、自己収入の確保に努めた。 ・ハンズオン支援事業において、受益者負担額の見直しを行い自己収入の拡大に努めた。 ・また、施設整備等勘定の自己収入拡大に向け、インキュベーション施設の入居率の向上を図るとともに、賃貸料について従前の1.1倍に見直しを実施。 ・更なる自己収入の拡大に向け、機構ホームページ上に公開した支援ツール等へのWeb広告の可能性について検討を実施。		
4. 財務運営の適正化	4. 財務運営の適正化 ○令和6年度における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図るため以下の取組を実施。 ・予算、収支計画及び資金計画について、令和6年度補正予算（第1号）が成立したことに伴い適正に見直しを実施。 ・運営費交付金収入、貸付金利息収入等の自己財源収入を踏まえた支出計画を策定し、健全な財務体質の維持を図った。		

	・各勘定、経理別に予算計画を策定し、使途について適切に管理を実施。その上で、業務の運営方法の見直し等により業務経費の節減を行い、運営費交付金や収入見込みを踏まえて効率的かつ効果的に事業を実施するとともに、保有資産の規模やその使途について適切に管理を実施。 ■その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ○施設及び設備に関する計画 ・インキュベーション施設につき優先順位を決めて修繕計画を見直し適切に実施。 ・中小企業大学校の修繕及び改修工事等を実施。 ○中小企業大学校の修繕及び改修工事の実績 ・6年度実績：15百万円 旭川校、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校 ○インキュベーション施設 ・6年度実績：228百万円 13施設 ○人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） ・運営費交付金や自己資金等の財源の状況を踏まえ、適切な職員数の管理に努め、新卒採用のほか、社会人採用や任期付職員採用を実施し、事業の実施に必要な人員を確保・配置（常勤職員数（任期付職員等を含む）779人）。 ■積立金の処分にに関する事項 ・主務大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金（8,756億円）については、下記の事業・業務等に充当（6年度充当額2457.0億円）。 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 8,756億円 ・一般勘定（ファンド出資事業に係る出資業務等） 6年度充当額 1,104.9億円 6年度末前中期目標期間繰越積立金残高 315.5億円 ・産業基盤整備勘定（自己財源取得償却資産に係る減価償却費等） 6年度充当額 158万円 6年度末前中期目標期間繰越積立金残高 0万円 ・小規模企業共済勘定（小規模企業共済勘定に係る共済業務等） 6年度充当額 1,350.8億円 6年度末前中期目標期間繰越積立金残高 5,983億円 ・中小企業倒産防止共済勘定（自己財源取得償却資産に係る減価償却費等） 6年度充当額 1.2億円 6年度末前中期目標期間繰越積立金残高 0.1億円		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビューシート	－

2. 主要な経年データ							
	主要なアウトプット（アウトカム）情報						
	指標等	基準値 （前中長期目標期間最終 年度値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度 （参考資料） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B
1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等	X. その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ○各部門におけるリスクの把握・評価を基に、機構全体としてリスクマップを作成して重大リスクを可視化。これを内部統制委員会及びコンプライアンス委員会で報告してリスク対応を推進。内部統制態勢の強化を図るため、内部統制関連の委員会を整理・再編して規程を改正し、①リスク管理委員会は金融関連業務に係る定量的リスクを議論する場とし、②その他の定性的なリスクについては、新たに設置したコンプライアンス委員会で議論を行い、それぞれの委員会における結果を内部統制委員会に報告。 ○災害対策支援部及び地域本部が連携して機構内の防災担当者向けの防災マニュアルに係る初動対応等の説明会を開催するとともに、防災用備蓄品の入替と充実、防災・安否確認訓練や研修を実施することにより機構の事業継続力を強化し、BCPの有効性を維持。 ○高度化事業を含む金融関連業務（ファンド事業、債務保証、共済事業等）に関するリスク管理状況について、内部統制委員会及びリスク管理委員会へ報告（6年11月）してガバナンスの維持・向上を図った。 ○高度化事業等リスク管理評価委員会を開催（6年9月）し、高度化事業に係る信用リスク管理態勢の強化に向けた対応状況等について審議及び評価を受け、その内容について内部統制委員会及びリスク管理委員会へ報告。 ○内部監査については、リスクベースに基づき個別監査テーマを選定。事前調査等により監査ポイントを明確にした内部監査実施計画を策定し、より適切な監査を実施。情報セキュリティ監査は、より高度な専門的知見を必要とするため、外部専門機関を活用して監査を実施。また、監査結果に対する被監査部門の改善措置について、モニタリングを適切に実施。監事とは適宜、情報交換を実施し、監事・会計監査人による「三様監査連絡会」も5回実施する等、監査に係る情報共有を推進し、より適切な監査を実施。 ○役職員のコンプライアンス意識の更なる醸成及び対外的なコミットメント発信のため、「コンプライアンス宣言」を理事長より発出（6年10月）。各部門長からも組織内に向けたコンプライアンスメッセージを発信。また、部門毎のコンプライアンスミーティング、階層別・分野別の研修を実施。さらに、近年の機構外の関係組織の情報漏洩等に対応するため、コンプライアンス担当役員をCISO（最高情報セキュリティ責任者）に指名することで、機構を取り巻く環境を含むコンプライアンスの推進を一層強化。 ・6年度コンプライアンス・プログラム※に基づき研修・啓発等を推進。当該プログラムの進捗等については内部統制委員会及びコンプライアンス委員会で報告。あわせて、規程を改正して「コンプライアンスリーダー」を設置し、内部統制推進体制を強化。※役職員等が法令・社会理念はもとより中小機構の基本理念及び行動指針に基づき積極的に行動・実践するためのプログラム	<評価と根拠> 評価： A 根拠： 内部統制の明確化の観点から、機構内の委員会の再編や、組織全体でのコンプライアンスの徹底・情報セキュリティの確保のための体制整備により、確実性と信頼性の高い業務運営体制を構築。専門的かつ効果的な支援の実現のため、DX人材や国際人材等の幅広い人材育成に取り組むことで、組織基盤を強化。 根拠及び下記（1）～（3）を踏まえ本セグメントをA評価とした。 （1）内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・役職員のコンプライアンス意識の更なる醸成及び対外的なコミットメント発信のため、新たな「コンプライアンス宣言」を理事長より発出（6年10月）。各部門長からも組織内に向けたコンプライアンスメッセージを発信。また、各部門及び地域本部ごとのコンプライアンスミーティング、階層別・分野別の研修を実施。 ・内部統制関連の各委員会の役割を整理・再編し、「内部統制委員会」の下に、「リスク管理委員会」と並んで「コンプライアンス委員会」を設置するなどコンプライアンスに係る体制を強化。 ・近年の情報漏洩等の事案に対応するため、コンプライアンス担当役員をCISO（最高情報セキュリティ責任者）に指名。加えて、補助金事務局の委託先等における管理の確認のため、「オフサイトモニタリング」を新たに実施。 （2）専門的かつ効果的な支援の実現に向けた人材育成 ・実効性のある業務遂行を徹底するため、階層や能力開発段階に応じたマネジメント研修や部門別専門スキル研修等を実施。 ・機構DXの推進に向け、DX人材育成に係る基本方針や具体的な進め方に係る検討を進めるとともに、ITパスポートの受験の義務化（初年度：194人取得済）等を実施。 ・中小企業の海外展開ニーズへの対応力向上のため、国内外の留学や出向の充実化を図り、グローバルマインドを醸成。 ・「令和6年能登半島地震」等の被災者支援において、現場経験の機会の拡大の観点も含め、現所属部署に関わらず自発的に参	<評価に至った理由> アウトプットとアウトカムのつながりや会計検査院からの指摘事項を受けたこと等に対し、原因分析や再発防止を明確にする対応を組織全体で行ったことなど、法人の業績向上努力の貢献度合い等を踏まえ、所期の目標を達成している水準であるB評価と判断した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ①会計検査院から「補助金交付に関する指摘事項（3件）」を受けた。再発防止策として検査体制の強化を行うと共に、検査時の確認事項の整理等を実施するなどの対策を講じ、委託先や執行先における不正の検知の改善を実施。 ②「出資金（貸付事業）に係る償還金の国庫納付漏れ」に関する会計検査院からの指摘を受け、関係部署の管理体制を強化し、会計システムの見直しを行うなど、具体的な再発防止策を策定し、迅速に国庫納付の対応を実施。 ③「仮受金振替漏れによる国庫納付の遅延」が発生したが、管理体制強化としてルール化、マニュアル整備等を実施する等、組織内の情報の共有強化を行った。将来的には仮受金処理のシステム化も検討することとした。 <その他事項> （経営に関する有識者からのコメント） ・内部統制の明確化の観点から、中小機構内の委員会の再編や組織全体でのコンプライアンスの徹底等を実施するとともに、専門的かつ効果的な支援の実現のために、DX人材や国際人材等の人材育成に取り組むなど業務全体に対して真摯に取り組んでいる姿勢は高く評価。	

2. 様々な専門スキルを持った人材の育成・確保	○機構WAN業務において、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理（状態の変化の察知）、CSIRTによるインシデント管理の内容を踏まえ、引き続き機構WAN業務の運用マニュアルの見直し・整備を進めた。 ○その他、補助金執行や出資金返還に係る会計検査院の指摘事案や令和5年度仮受金決算処理の案件につき、原因究明・再発防止策を実施し、的確に対応。（詳細P53自己評価欄参照） 2. 様々な専門スキルを持った人材の育成・確保 ○6年度研修計画に基づき、職員の適性や能力開発段階に応じた育成を図るため多様な研修制度を運用。コミュニケーションの活性化や質的向上を図るため集合型研修及び宿泊型研修を実施するほか、オンライン研修やeラーニングを活用して実施。 ・職員の専門性向上、施策知識や支援ノウハウ習得、ネットワーク構築や視野の拡大を図るため、中小企業診断士養成課程へ4人、省庁や外部研修機関が実施する新政策、会計事務、内部監査、プロジェクトマネジメント、システム開発等の専門分野の研修に延べ29人の職員を派遣。 ・資格取得等を支援する業務能力開発教育制度は、延べ143人が活用。 ・部長、地域本部長を対象に、各々に求められる役割・期待行動、リーダーシップをテーマとした研修を実施したほか、各階層に求められる職務遂行能力向上を図った。また、新入職員に対するOJTについて、職場で実際に指導するトレーナー向け研修を実施。 ・研修：49テーマ、研修回数：66回、受講者数延べ：3,200人 ○若手の将来の機構職員としてのキャリアパスが描きやすくなるよう、各部門の体制を考慮した上で、機構職員に必要な共通的・基盤的専門性を習得できるような配置換えを実施。一方、中堅職員に関しては、人事調書をもとにした本人の意向、職歴及び保有資格を総合的に勘案し、各々の専門性を高める人事異動を推進。 ・職員の現場力向上のため、内部人材マッチング制度を活用して、「令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨」の被災者支援のため、延べ50人を金沢事業者支援センターに派遣。 ・職員一人ひとりが、自分の将来像についてより明確なイメージを持つとともに、新しい経験にもチャレンジしながら、主体的な学びが得られるよう各種研修制度等の充実による職員のキャリア形成・維持の活動を支援する「キャリア形成支援ポータルサイト」を開設。 ○業務効率の向上と組織を活性化する観点から、全管理職を対象に、管理者としての評価、観察、フィードバックや質問手法などを学ぶ評価者研修（アドバンス）を実施。また、6年度人事評価制度において、管理職は部下の成長目標達成のための「育成目標」を自らの目標として設定し、目標達成に向けて伴走支援を行うことで現場マネジメント力の向上に取り組んだ。また、他機関の女性管理職を講師とした勉強会を開催し、他機関における女性活躍やワークライフバランスの取組に関する意見交換を実施し、女性の能力発揮の推進に取り組んだ。 ○機構職員の国際能力の向上及び国際感覚の更なる醸成のため、国際関係や海外をテーマとした勉強会を定期開催。台湾の中小企業動向や日米文化の違いなどをテーマに年6回開催し、計128人が参加。そのほか、英語ネイティブスタッフによる	加した50人が金沢事業者センターで支援(相談対応)を実施。 ・職員の支援ノウハウの横展開等の観点から、業務遂行における職員の創意工夫を役職員向けに発表する「支援事例報告会」の実施(約140人が参加)や、職員の意欲的な業務活動を評価する表彰制度(「功績・功労表彰」)を拡充・成果の共有。 (3) 情報セキュリティの確保 ・情報セキュリティの確保・向上を図るため、①クラウドサービス利用や業務委託の際のセキュリティ対策をリスト化・全職員に展開し、自己チェックを実施、②職員以外の専門家の使用端末に係るリスク分析及び改善計画の策定、③再発防止に向け前年度の重大インシデント対応事例の機構内共有等を実施。 以上(1)～(3)のように、各項目において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。 【指摘事項への対応】 ■会計検査院指摘に基づき改善の処置を講じた事項（5年度決算検査報告） (1) 補助金交付に係る指摘事項について ○会計検査院からの指摘を受け、即座に理事長・監事以下役員に対し報告するとともに、中小企業庁に対して報告・対応を協議。同時に、指摘事案に対する実態の把握を行った上で、交付決定の取消や補助金返還等の措置をとるとともに、原因究明及び指摘事案以外の案件に対する調査などを実施。役員会等にて事案詳細から措置内容、再発防止策に至るまで組織内に共有を図るとともに、機構全体で課題や認識を共有し、再発防止策の徹底を図った。 ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金における補助目的未達での補助金の交付について ・補助事業者である全国中小企業団体中央会に対し、間接補助事業者が補助事業の虚偽報告（事業未完了での補助金請求）を行った結果、交付された補助金（1,000万円）について、全国中小企業団体中央会と対応を協議。中央会が補助金額の再確定を実施し、当該補助相当分について6年6月27日に返還を受けた。再発防止策として、事務局に対して改善を図るように指示し、対応策について中小企業庁と協議、検査時の確認事項を整理し、引き続き全件検査を実施し、不正の検知に努めている。 ②中小企業等事業再構築促進補助金における補助対象外経費分の補助金の交付について ・補助事業者における過大請求（事業未完了での実績報告・補助期間外の費用の請求）に基づき交付を行った補助金（2,666万円）について、交付決定の取消を実施。当該補助金相当分及び加算金（3,263万円）については、6年11月1日及び29日に返還を受けた。再発防止策として、実績報告時の審査内容の見直
------------------------------------	--	--

	英語電話対応マニュアルの作成を行い、機構内で配布。 ○機構職員のグローバルマインドの醸成のために、上記の勉強会等のほか、海外機関の情報等を一元化して機構内で共有。 ○事業ニーズに適合する実務経験を有する人材を社会人採用として15人採用したほか、外部機関への職員派遣（15機関25人）を実施。新たに内閣府科学技術・イノベーション推進事務局に職員1人派遣、日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所1人を派遣予定（7年4月）。あわせて、国外大学への長期派遣研修として、ドイツ・イギリスに各1人を派遣。 ○D X推進の実効性を高めるため、前述の7年3月に開催した「中小機構D X推進本部会合」において策定した「機構D Xの推進のための今後の取組方針について」において、人材育成計画の方向性を固めた。また、機構職員全体のI T資質向上に向けた取組を計画的に行う「D X人材の育成およびD Xリテラシーの向上のためのスキルアップ施策」を策定。 ・機構のD X推進に向けて、I Tパスポート受験の義務化を開始し、194人が資格を保有。	し、検査体制の強化について事務局に指示を行った。また、中小機構においても嘱託職員を約20人採用、会計検査や不正事案の対応に向けた体制強化を実施したほか、「助成管理課」の創設に向けて組織規程の見直しを行った。 ③サービス等生産性向上I T導入支援事業費補助金における補助金の過大な交付について ・複数事業（41事業主体が実施した55事業）において、事業主体が実質的還元もしくはそれ以外の虚偽申請等による不正、導入したツールの1年以内解約等による計147,559千円の交付について、サービスデザイン推進協議会による交付決定の取消を実施。全41事業主体に対し返還請求を継続的に実施し、現在6割の返還を確認（返還に応じない事業者に対して、催告書の送付を実施済）。また、不正を主導したI T導入事業者の登録取消や、全事業者に対する不正認識の有無や解約調査を兼ねた全数調査を実施し、H P上で調査実施を周知するなど同様の案件がないかの確認も併せて実施。再発防止策として、事務局に対して改善を図るように指示し、対応策について中小企業庁と協議、立入調査マニュアルを随時更新するなど不正の検知に努めている。 （2）出資金に係る国庫納付について ○被災中小企業施設・設備整備支援事業（貸付事業）に係る償還金の国庫返納について ・使途に制約のある東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業における償還金（約95億）について、「保有は適切でない」との会計検査院の指摘を受け、即座に理事長・監事以下役員に対し報告するとともに中小企業庁に対して報告・対応を協議。改めて資金需要の見込みがないことを確認し、6年11月27日に不要財産として同償還金を国庫納付。加えて、今後道県から機構に償還があった場合には、年度ごとに国庫納付を行う旨、第5期中期計画を変更（7年3月24日認可）。類似の事案が生じないよう、本事案について役職員に周知を図った。 ■令和5年度仮受金振替漏れに伴う国庫納付について IT導入補助金及びものづくり補助金の交付決定取消となった案件の返還金（716,460,087円）について、仮受金から雑益への振替処理を行うべきところ事務処理漏れにより、令和5年度決算としての利益剰余金が過少計上となる事案が発生。事案の発覚後、理事長・監事以下役員に対し報告するとともに、中小企業庁に対して報告・対応を協議。即座に是正措置をとることとして、6年度中に国庫納付を実施（7年3月26日）。令和6年度損益計算書において、臨時利益欄に前期損益修正益、臨時損失欄に国庫納付金として計上。同時に発生原因の究明を行うとともに、再発防止に向け関係部署のみならず会計監査人との意見交換を行い、関係部署の管理体制の強化や会計システムの見直し等具体的な再発防止策を策
3. 情報公開による透明性の確保	3. 情報公開による透明性の確保	
4. 情報セキュリティの確保	4. 情報セキュリティの確保	

		定。 一連のプロセスにおいては、役員会等において議論を行い、機構全体で本件を重要な事案として受け止め、原因や課題の認識を共有したうえで、組織における再発防止策の徹底を図った。 【再発防止策】 1．現業部門及び財務担当部門における管理体制の強化 以下についてルール化の上、マニュアルを作成し、関係者へ周知徹底する。 ①仮受金振替処理依頼メールについては、財務担当部門ライン及び決算処理担当者を宛先とし、事案の共有を図る。 ②仮受金振替に係る資料の共有フォルダを作成し、財務担当部門及び現業担当者全員が事務の進捗を適宜確認し、処理漏れを防止する。 ③財務会計システムにおける仮受金等の処理状況の閲覧権限を現業担当者にも付与し、同担当者が事務の進捗状況を適宜確認し、処理漏れを防止する。 ④同様な事案が生じないように、その他仮受金についても同様の措置を講じる。 2．決算担当課の管理体制の強化 ①決算事務期間中において、仮受金をリスト化し内容を精査の上、管理職に報告する。 ②同様な事案が派生しないよう、全勘定において半期ごとに仮受金等の残高確認の上、妥当性を判断する。 3．監査法人への依頼 ・金額的重要性の如何に関わらず、仮受金という性格に鑑み仮受金の内容についても妥当性を注意深く確認するよう依頼する。 4．財務担当部門での中期的な対応 ①新たな財務会計システムの構想策定に向け、内部統制が不足している部分について洗い出し、仮受金の処理を含めシステム化等を検討。 ②決算業務体制について、他法人等と比較・分析し監査法人に助言を受け、適正な体制構築について検証を行う。	
--	--	--	--

4．その他参考情報

項目別調査NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
・Ⅰ－1 地域牽引・成長志向の中小企業への支援	Ⅲ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 機構は、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援及び支援機関等と連携した支援等を実施し、中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出を後押しする。加えて、支援機関等への支援により全国の中小企業等に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、事業承継や事業継続の推進、経営体力強化に貢献する。さらに、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化、緊急時への対応などを図れるよう適切な支援を行うことが重要である。	Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 機構は、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援及び支援機関等と連携した支援等を実施し、中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出を後押しする。加えて、支援機関等への支援により全国の中小企業等に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、事業承継や事業継続の推進、経営体力強化を推進する。さらに、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化、緊急時への対応などが図れるよう適切な支援を実施する。 具体的には、以下の取組を実施する。	Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 第5期中期目標・中期計画をうけて、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）は、地方公共団体、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関、その他土業等専門家（以下、「支援機関等」という。）と連携し、①地域牽引・成長志向の中小企業への支援、②企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、③スタートアップの創出・成長への支援、④事業継続・経営体力強化への支援、⑤経営環境変化対応への支援の5つの柱に据え業務を実施する。 具体的には、令和6年度においては以下の取組を実施する。
	1．地域牽引・成長志向の中小企業への支援業務 （1）成長を促す一貫した支援 地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等は、外需獲得や投資の拡大、賃上げに貢献するなど、地域社会のみならず我が国経済の発展をもたらす重要な存在であり、こうした中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出に向け、重点的な支援を推進する。	1．地域牽引・成長志向の中小企業への支援 （1）成長を促す一貫した支援 地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等は、外需獲得や投資の拡大により、賃上げ等を可能にする持続的な利益の創出に貢献することから、こうした中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出に向けた相談・助言から、個々の経営課題やニーズに応じたハンズオンによる一貫した支援を行う。また、成長意欲の高い中小企業を発掘し支援するにあたっては、経営者との対話と傾聴を通じて本質的な課題設定を重視するとともに、必要に応じて支援機関等と連携して実施する。 令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、成長志向の中小企業による飛躍的成長を実現するため、中小企業生産性革命推進事業において、大胆な設備投資を支援するとともに、中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等に活用する。 令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。	1．地域牽引・成長志向の中小企業への支援 （1）成長を促す一貫した支援 ・地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等に対して、専門家による相談助言やハンズオン支援により、成長・挑戦への支援を推進する。具体的には、新事業展開や成長分野への参入、事業再構築など新たな取組に挑戦する成長意欲が高い企業や研究開発・技術の高度化に取り組む企業等に対して、事前ヒアリングや調査を実施し本質的な課題を設定の上、ハンズオン支援や機構内外の他の施策と連携して支援を実施する。 ・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、成長志向の中小企業による飛躍的成長を実現するため、中小企業生産性革命推進事業において、大胆な設備投資を支援するとともに、中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等に活用する。
	（2）多様な経営課題への対応 中小企業等が直面する多様な経営課題に対し、中小企業支援	（2）多様な経営課題への対応 中小企業等が直面する経営課題は成長分野への参入、生産性	（2）多様な経営課題への対応 ・成長分野への参入、生産性向上、事業再構築、IT化、販路

	の経験豊富な専門家等を活用した仕組による効果的・効率的な相談・助言等の支援を提供する。	向上、事業再構築、I T化、販路開拓、ものづくりの高度化等、多様化しているため、機構のネットワークを活用し、各課題に即した専門家による相談・助言などを複合的に組み合わせて実効性の高い支援を行う。	開拓、ものづくりの高度化等、中小企業等の多様な経営課題に対し、対面又はW e bにて専門家による相談・助言を行う。また、相談内容に応じて各地域の支援機関等への橋渡しや機構の支援策を複合的に組み合わせて、解決に向けた実効性の高い支援を実施する。
	(定量指標) 指標 1－1：ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）5，000社以上 指標 1－2：ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」(※)の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る（アウトカム指標）【重要度高】 【困難度高】 ※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費	(定量指標) 指標 1－1：ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）5，000社以上 指標 1－2：ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」(※)の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る（アウトカム指標）【重要度高】 【困難度高】 ※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費	○指標 ・ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）：1，000社以上 ・支援の派遣開始から2年経過後の「売上高」または「付加価値額」※の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る ※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費 ・経営アドバイス等の相談・助言利用者の「役立ち度」が5段階評価において上位2段階の評価を得る割合：70%以上
	<目標水準の考え方> 指標 1－1：ハンズオン支援の実施においては、経営者との対話と傾聴を通じて本質的課題を設定する「課題設定」の段階から支援を開始することが重要であり、そのプロセスが企業の主体的な課題解決への取組や事業成果へと繋がる。また、経営者の意欲や課題解決の実現可能性等を見極めることも必要なため、ハンズオン支援に向けた事前ヒアリングや調査を実施した事業者数を指標とする。なお、水準感については、伴走型の支援手法を丁寧にかつ広く普及していく必要があることから、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、これまでのハンズオン支援事業や4年度から開始した事業再構築相談助言事業を踏まえて推計した4年度の実績値を基準として、指標を設定する。 指標 1－2：前期においてハンズオン支援の目標が中小企業実態基本調査のデータと比較して1割以上上回ると設定していたこと等から、今期は、より高度な伴走型の支援を実施していくことを踏まえ、より成長度合いを高めることを目標とし、前期よりも高い指標を設定する。		

	<重要度高・困難度高の設定理由> 指標 1－2 【重要度高】: 地域での良質な雇用創出、経済の底上げに貢献する成長志向の高い中小企業等へ 5/16 の伴走支援の必要性は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 3」にも掲げられており、地域社会のみならず我が国経済の発展において極めて重要度が高い。 【困難度高】: 支援にあたっては、個々の中小企業等が抱える多様な課題へ柔軟な対応が求められるとともに、顧客や競合等の外部環境を踏まえた差別化された戦略、戦術作りなど、質の高い実践的な支援が必要となり、また前期の目標よりも 2 倍高い水準の成果を目指すことから、達成の困難度は高い。		
	<想定される外部要因> 想定される外部要因としては、初年度を基準として業務遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外貨規制の改善など輸出環境の整備が進むこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。 以下 2～5 のセグメントにおいても同様。		

・I－2 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援	2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援 (1) 新市場開拓支援 経済社会の変革に対応し、中小企業等が成長・発展していくためには、新たな事業展開や海外等の成長市場における需要の取込みが必要となる。そのため、特に海外展開等に向けた経営戦略の立案・具体的な準備に係る伴走支援や他の支援機関等との連携支援といった取組を通じ、中小企業等の外需獲得を含む成長分野への展開を推進する。	2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援 (1) 新市場開拓支援 人手不足、物価高、国内市場の縮小など厳しい経済環境下に置かれる中小企業等が成長・発展していくためには、新事業展開や成長する海外市場等の需要の取り込みが必要である。機構では、海外展開に挑戦する中小企業等への相談助言やハンズオン支援を行い、海外展開に向けた経営課題への取組を支援する。また、優れた製品、技術、サービス等を有する中小企業等と、大手・中堅企業や海外企業との新規取引・業務提携等を促進するプラットフォームの運営や、プラットフォームと連動した展示・商談会の実施を通じて新市場開拓を支援する。	2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援 (1) 新市場開拓支援 ・外需を獲得してさらなる成長を目指す中小企業等の海外展開に向けた取組について、専門家による相談・助言、セミナー等を通じた情報提供等を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決を支援する。また、海外展開に向けた事業戦略の立案、事業計画の仮説検証を含む具体的な準備、海外展開後の事業再編や撤退等の事業計画の見直し等について、ハンズオン支援を実施する。 ・優れた製品、技術、サービス等を有する中小企業等と国内外企業を繋ぐWebプラットフォーム「J－GoodTech（ジェグテック）」を運営し、SDGs・カーボンニュートラル（以下、「CN」という。）等社会的な課題や新製品の開発、共同研究・共同開発等のニーズなど新たなビジネス展開に向けたビジネスマッチングを推進する。運営に当たっては、機構の各種事業や支援機関等による商談会等との相乗効果を図るとともに各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進等の強化によりサイトの活用を促進する。 ・また、「J－GoodTech（ジェグテック）」と連動して、中小企業等とパートナーとなる海外企業との合弁会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託、輸出等の事業連携を促進するため、海外CEOとの商談会等を開催する。具体的には、海外政府機関等の協力による海外企業選定、「J－GoodTech（ジェグテック）」を活用した事前コーディネート、商談におけるサポート及び商談後のフォローアップ等を実施する。 ・また、中小企業等が開発した優れた製品、技術、サービス等を展示し、販売先・業務提携先などとの国内外のマッチングを促進する「新価値創造展」等を実施する。 ・「J－GoodTech（ジェグテック）」及び展示会・商談会の実施にあたっては、令和7年4月から開催される「2025大阪・関西万博」を踏まえた取組を企画し、より一層の海外市場向けマッチングの強化を図る。
	(2) 他機関との連携による支援 中小企業等の成長段階に応じた課題解決のため、他の独立行政法人や支援機関等との関係構築・連携を推進する。	(2) 他機関との連携による支援 中小企業等の成長段階に応じた支援を行うため、国内外の支援機関や民間企業等との関係構築・連携を強化する。特に中小企業等の海外展開支援については、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「日本貿易振興機構」という。）等につなぐことで、海外展開の実現性を高める。また、日本貿易振興機構とは両機構の機能を踏まえ、海外展開のポテンシャルを有する中小企業等や海外展開の実現によって新たな経営課題が生じた中小企業等に対する連携した支援を強化する。	(2) 他機関との連携による支援 ・中小企業等の成長段階に応じた支援を行うため、業務連携・提携機関を行っている機関等をはじめとした国内の支援機関等、海外政府関係機関や、民間パートナー企業と連携・協働した支援に取り組む。特に、海外展開の実現性を高めるため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）との連携強化に取り組む。 ・令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれた「新規輸出1

			万者支援プログラム」に引き続き取り組み、案件の発掘に努めるとともに輸出実現に向けて、機構の各種支援ツールを活用するとともに、日本貿易振興機構をはじめとした支援機関等とも連携・協働した支援に取り組む。 ・中小企業等の成長段階に応じた新市場開拓支援に資するため、海外の支援機関との関係構築・連携を強化する。また、日本の中小企業等の海外展開に係る投資環境整備を目的として、海外の中小企業支援機関や国際協力機関に対し、支援ノウハウの共有や提供を行う。
	(定量指標) 指標 2－1：海外展開を志向する企業への支援件数 5 0， 0 0 0 (※) 件以上 ※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数 指標 2－2：海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数） 7， 5 0 0 件以上（アウトカム指標）【重要度高】 【困難度高】	(定量指標) 指標 2－1：海外展開を志向する企業への支援件数 5 0， 0 0 0 (※) 件以上 ※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数 指標 2－2：海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数） 7， 5 0 0 件以上（アウトカム指標）【重要度高】 【困難度高】	○指標 ・海外展開を志向する企業への支援件数： 1 0， 0 0 0 件以上 ・海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数）： 1， 5 0 0 件以上
	<目標水準の考え方> 指標 2－1：4 年度実績は 1 1， 0 0 0 件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、支援件数については、前期(元年～4 年度)実績の平均を基準に指標を設定する。 指標 2－2：4 年度実績は 1， 4 0 0 件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、前期(元年～4 年度)実績の平均を基準とし、その 2 割増となるより高い指標を設定する。		
	<重要度高・困難度高の設定理由> 指標 2－2 【重要度高】：国内外の様々な構造的変化によって経済社会の変革が進む中、中小企業等が持続的な成長・発展を図るためには、既存の国内市場の開拓に留まらず、海外等の成長・拡大する新市場の開拓に挑戦し、新たな需要を獲得することが必要であり、重要度は高い。 【困難度高】：海外展開の比較的初期段階の中小企業等に対する商材・サービスの磨き上げに加え、販路開拓力の強化、経営戦略の見直し、海外展開の実現可能性検証等の多様で専門的支援が必要であり、また前期の実績よりも高い水準の成果を目指すことから、困難度は高い。		

Iー3 スタートアップの創出・成長への支援	3. スタートアップの創出・成長への支援 (1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給 「スタートアップ育成5か年計画（以下、「SU5か年計画」という。）」において、スタートアップへの投資額を5年後の2027年度に10兆円規模とするとともに、将来においては、スタートアップを10万社創出するという目標が掲げられていること、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（以下、「実行計画2023」という。）」において、成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、M&A等の取組について集中支援を行うとされていること等を踏まえ、これらの計画に貢献すべく、GP（無限責任組合員）に対する適切な審査を確保しながら、引き続き出資機能の強化を図る。	3. スタートアップの創出・成長への支援 (1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給 スタートアップ育成5か年計画（以下、「SU5か年計画」という。）等を踏まえ、成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドに出資し、スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進する。 また、設立間もない初号・2号ファンドに対する出資や、若手キャピタリストが組成するファンドへの資金流入を促進するための出資枠・制度等を設けることで、国内ベンチャーキャピタル等のプライベート・エクイティ・ファンドの運営者の育成支援を行う。 中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。その際、地域金融機関との連携や、例えば「サーチファンド」のような高度な経営人材の中小企業等への流入を促進する観点等も視野に入れて取り組む。 また、産業競争力強化法に規定する革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者、地域再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者及び中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画又は経営力向上計画の認定を受けた事業者等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。 令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、M&Aや新事業展開等により成長を目指す中小企業等に対して、メザニン・ファイナンス等によるリスクマネーの供給を実施する100億企業育成ファンド出資事業に活用する。 令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。	3. スタートアップの創出・成長への支援 (1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給 ・「スタートアップ育成5か年計画」等を踏まえ、スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進するため、成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドに出資する。また、ベンチャーキャピタルの裾野の拡大と多様化を促進するため、設立間もない初号・2号ファンドに対する出資や若手キャピタリストが組成するファンドへ積極的に出資を行う。 ・中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。具体的には、令和5年度補正予算に基づき、「中小グループ化・事業再構築支援ファンド」に出資する。また、地域本部や事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センターという。」）との連携を強化しつつ、高度な経営人材の中小企業等への流入を促進する「サーチファンド型ファンド」の出資拡大に取り組む。 ・ファンドへの出資に当たっては、民間資金の呼び水としての役割に徹しつつリスク分散を考慮し事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視したうえで外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な審査を行う。 ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対して機構の支援ツールや他の支援機関等の有効なツール等の情報提供を行うことで、投資先企業の事業成果の向上につなげる。 ・また、産業競争力強化法に規定する革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証に引き続き取り組むことで、ディープテックスタートアップが行う大型のデット調達を後押しするとともに、指定金融機関の拡大を推進する。 ・その他、産業競争力強化法に規定する外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けたファンド、地域再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者及び中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画又は経営力向上計画の認定を受けた事業者等の借入等に対する債務保証を行う。
--------------------------	---	--	---

			・当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。 ・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、M&Aや新事業展開等により成長を目指す中小企業等に対して、メザニン・ファイナンス等によるリスクマネーの供給を実施する100億企業育成ファンド出資事業に活用する。
	（2）スタートアップへの支援 「SU5か年計画」において「地方におけるスタートアップの創出の強化」等が掲げられていることから、インキュベーション機能や産学官のネットワーク等を通じた全国でのスタートアップの担い手の確保・育成への支援の強化を図る。	（2）スタートアップへの支援 「SU5か年計画」の「地方におけるスタートアップの創出の強化」を踏まえ、全国でのスタートアップの担い手の確保・育成のため、情報提供・助言等を通じて全国的な潜在起業家の発掘を行う。また、将来の地域中核企業等の創出のために、創業支援機関等やベンチャーキャピタル、事業会社、大学、起業家等のスタートアップ・エコシステムと連携し、インキュベーション事業やアクセラレーションプログラム等を通じて、スタートアップの事業化と地域のイノベーションの創出を推進する。 加えて、支援先事業者の成長促進を強化するため、スタートアップ支援等機関連携協定「Plus」に参画等する公的機関等との連携を深める。	（2）スタートアップへの支援 ・支援機関等や大学、金融機関、ベンチャーキャピタル等のスタートアップ・エコシステムと連携し、スタートアップの担い手の確保・育成のため、情報提供・助言、インキュベーションマネージャーの派遣等を通じて全国的な潜在起業家の発掘、支援を行う。 ・インキュベーション施設のインキュベーションマネージャーが、各地域の支援機能と効果的な連携を行い、施設入居者の様々な支援ニーズに対応することにより入居者の事業化の促進に取り組む。これらの取組を通じ、退去企業の施設退去時における売上計上を目指す。また、施設退去後2年経過後の支援先の売上高及び従業員数の増減率、資本規模、地域への定着状況等の調査・分析等を行う。 ・インキュベーション施設入居者や地域における起業者等に対し機構が行うアクセラレーションプログラムやマッチング等の支援機能、その他公的支援機関等の支援機能を複合的に活用し、スタートアップ支援を推進する。 ・起業事例として模範的な経営者等を発掘・表彰する事業（Japan Venture Awards）を行うとともに、創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成に向けて、セミナー等により創業やスタートアップの取組事例を紹介する。
	（定量指標） 指標3-1：各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数を70本以上（※） ※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。 指標3-2：出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上（アウトカム指標）【重要度高】	（定量指標） 指標3-1：各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数を70本以上（※） ※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。 指標3-2：出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上（アウトカム指標）【重要度高】	○指標 ・各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数を14本以上（※） （上記のうち中小企業支援ファンド（バイアウト型）への出資件数を4本以上に努める） ・出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を330社以上 （上記のうち中小企業支援ファンド（バイアウト型）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を32社以上に努める） ※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド、グローバルスタートアップ成長投資ファンドへの出資件数（再

			生ファンドは除く)。 ・インキュベーション施設退去時における退去企業売上計上率：70%以上
	＜目標水準の考え方＞ 指標3-1：ファンド事業は市場の変動に特に左右されること、官民ファンド幹事会での指標設定方法も直近10年平均で設定されていることから、同様に直近10年の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業等へのリスクマネー供給やG Pによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）は20本以上の出資となるよう最大限努める。 指標3-2：投資件数は増加傾向にあるものの、市場の動向に大きく影響を受けること等から過去10年間の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やG Pによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）は160社以上となるよう最大限努める。		
	＜重要度高・困難度高の設定理由＞ 指標3-2 【重要度高】：国内外の様々な構造的変化によって経済社会の変革が進む中、中小企業等が持続的な成長・発展を図るためには、既存の国内市場の開拓に留まらず、海外等の成長・拡大する新市場の開拓に挑戦し、新たな需要を獲得することが必要であり、重要度は高い。 【困難度高】：「SU5か年計画」において海外のベンチャーキャピタルも含めて、ベンチャーキャピタルへの公的資本の有限責任投資による投資の拡大、ベンチャーキャピタルと協調した政府によるスタートアップへの支援の拡大等を進めること、「実行計画2023」において、成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、M&A等の取組について集中支援を行うことが掲げられており、スタートアップや成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やG Pによるハンズオン支援強化の重要度は高い。		

I－4 事業継続・経営体力強化への支援	4. 事業継続・経営体力強化への支援 (1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援 ① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点） 中小企業等が抱える課題は、業種・業態、企業のライフステージ等によっても複雑多岐に亘り、また、経営者の高齢化等による事業継続のための対応も喫緊の課題である。機構はこれらの課題に対応するため、中小企業庁、経済産業局、支援機関等と連携を図り、各地の協議会、センター及び拠点の連携を促進するとともに、効率的・合理的な支援体制の構築を推進し、地域において中小企業等に寄り添った支援を着実に実施するための支援体制強化に貢献する。	4. 事業継続・経営体力強化への支援 (1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援 ① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点） 3機関連携については、国の方針に沿って都道府県単位での取組が進められているが、地域の産業構造や各機関の支援領域など事情が異なっており、取組の実施状況には地域差が見られることから全国的に同等な取組レベルとする必要がある。 このため、機構は各機関における取組の実施状況を把握し、連携上の課題等の解決のために必要な助言や支援事例等の情報提供を行う。また、各事業に対する理解の増進及び中小企業者等の掘り起こしのための支援機関等向け講習会、3機関連携の推進に資する合同相談会など、それぞれの個別事情に応じて、中小企業等に寄り添った支援を実施する。こうした取組を通じて3機関の連携取組の進化を目指す。	4. 事業継続・経営体力強化への支援 (1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援 ① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会・よろず支援拠点） ・地域における中小企業等の支援体制強化に向けて、3機関間での連携が円滑に行われるよう、経済産業局等と連携を図りながら、3機関主催の定例会議への参加等を通じて、連携状況と問題点の把握、連携上の課題に対する助言や、他地域の連携事例の情報提供等を行う。また、地域での3機関の活用や連携が促進されるよう、経済産業局や支援機関等と連携を図りながら支援機関等向け講習会や合同相談会等を実施する。
	②事業承継・引継ぎへの支援 事業承継に係る支援を全国の中小企業等へ幅広く届けることの重要性に加え、民間のM&A会社が顕著に増加し、中小M&A市場が急速に拡大する中、セカンドオピニオンの実施等、公的な支援機関として助言・支援を行う事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）への期待は高まっている。また、各都道府県においてセンターを中心とした事業承継ネットワークが構築されているが、各地域において、更なる事業承継支援の定着、自走化を進めるためには、支援機関等の支援能力の向上や面的支援の推進が必要である。そのため中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部を担う機構は、センター及び支援機関等への支援を通じて、事業承継支援能力の向上と事業承継ネットワークの活性化を図る。	②事業承継・引継ぎへの支援 機構の持つ他の支援機関支援ツール等も活用し、事業承継前後の支援機関等の伴走支援力強化に努める。また、地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、面的支援を進めるべく、支援ネットワークの構築を支援する。主に親族内承継における事業承継計画策定支援において、事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）と機構が連携し、地域における円滑な事業承継の推進に取り組む。 事業承継に係る支援を全国の中小企業等へ幅広く届けることの重要性を踏まえ、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部を担う機構は、センター及び支援機関等を通じた支援ニーズの掘り起こしや早期・計画的な取組の促進等の支援体制・仕組を確保する必要がある。そのため、支援機関等に対する情報提供及び支援力強化の取組に加え、センターの支援力強化に繋がるノウハウや知識等の習得を目的とした研修の充実と優良事例の共有等に注力する。 また、センターが利用するデータベースについて、必要な機能強化を行い、相談者のマッチング機会の創出・増加及びセンターの業務効率化を図る。 中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する（再掲）。	②事業承継・引継ぎへの支援 ・地域での事業承継の推進のため、相談・助言、講習会等を通じて基礎自治体との連携を強化し、地域に根差した支援ネットワークの構築を支援する。 ・地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、主に親族内承継における事業承継計画策定に関して、専門家派遣による助言や講習会等により支援機関等の支援能力の向上を図る。 ・機構の持つ他の支援機関支援ツール等も活用し、支援機関等向けの講習会等により事業承継前後の支援機関等の伴走支援力強化を図る。 ・中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部として、全国のセンターの事業目標の達成に向け、支援力強化につながるノウハウや知識等の相談・助言、研修及び優良事例の共有、セカンドオピニオンへの対応等を行う。 ・センターが利用するデータベースの機能強化を行い相談者のマッチング機会の創出・増加を図る。また、センター業務の標準化・効率化を図るため、業務標準化に向けた調査を行う。 ・中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。具体的には、令和5年度補正予算に基づき措置された、「中小グループ化・事業再構築支援ファンド」に出資に注力する。また、地域本部やセンターとの連携を強化しつつ、高度な

			経営人材の中小企業等への流入を促進する「サーチファンド型ファンド」の出資拡大に取り組む。（再掲） ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、各種情報提供やセンター及び中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）との連携等を行うことにより、中堅企業、中小企業等の事業承継を支援する。
	③全国の中小企業活性化協議会への支援 コロナ禍を経て増加する債務に苦しむ中小企業等が増える中、中小企業活性化協議会（以下、「協議会」という。）への相談件数はコロナ禍前を上回る水準で推移しており、「中小企業の駆け込み寺」として、収益力改善・経営改善、事業再生、再チャレンジ等の各支援段階に応じ、資金繰りに悩む中小企業等に寄り添っていく必要がある。また、「地域における支援の最大化」を実現するためには、金融機関、信用保証協会、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、認定経営革新等支援機関、民間専門家等との実効的な連携に向けた一層の取組が重要である。そのため機構は、中小企業活性化全国本部として、協議会の支援能力の底上げのための取組を充実させるとともに、他の関係機関との連携を促進するための支援を推進する。	③全国の中小企業活性化協議会への支援 機構は、中小企業活性化全国本部（以下、「活性化全国本部」という。）として、中小企業活性化協議会（以下、「協議会」という。）の円滑な活動の強化のため、中小企業庁等との連携のもと、中小企業等の再生にあたり共有すべき支援策や事例等の情報提供を行うとともに、協議会が事業方針に沿って目標を達成できるよう、助言や専門家の紹介等を行い、協議会の支援能力の底上げを図る。特に毎年度活性化全国本部が実施する事業評価において低評価が固定した協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁や認定支援機関と連携し、業務改善計画のフォロー等を行う。また、新たなネットワークシステムを提供し、協議会及び活性化全国本部における効率的な情報分析・情報共有を実現する。併せて、協議会の活動に関わる専門人材の不足や、地域毎の偏在も踏まえ、特に弁護士・会計士等の民間支援専門家を対象とした研修による人材育成に取り組む。 その他、経営改善計画策定支援事業については、中小企業等が全ての認定経営革新等支援機関から質の高い支援が受けられるよう、協議会に対し経営改善計画策定時などに行う助言機能の強化に向けた支援を行う。 さらに、コロナ禍を経て増大する債務に苦しむ中小企業等が増える中、事業再生支援を加速するべく、地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、協議会とも連携・協働し、中小企業等の事業再生の取組に貢献する。 また、産業競争力強化法に規定する事業再編計画の認定を受けた事業者等、特定認証紛争解決手続き又は機構等による調整の下で事業再生を図ろうとする事業者及び農業競争力強化支援法に規定する事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者並びに中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンド等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。	③全国の中小企業活性化協議会への支援 ・中小企業活性化全国本部（以下「活性化全国本部」という。）として、全国の協議会に対して、中小企業等の再生にあたり「再生支援の総合的対策」等の周知すべき施策上の方針や事例等の情報提供を行うとともに、助言や専門家の紹介等を行い、協議会の支援能力の底上げを図る。 ・協議会の活動に関わる専門人材の不足や、地域毎の偏在も踏まえ、特に弁護士・会計士等の民間支援専門家を対象とした研修による人材育成に取り組む。 ・毎年度活性化全国本部が実施する事業評価において低評価が固定した協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁や認定支援機関と連携し、業務改善計画のフォロー等を行う。 ・協議会及び活性化全国本部における効率的な情報分析・情報共有を実現するため、新たなネットワークシステムの提供に向けた準備を進めるとともに、事業承継・引継ぎ支援センター及びよろず支援拠点との連携を効果的に促進するためのデジタルツールの活用について検討を行う。 ・経営改善計画策定支援事業については、「挑戦する中小企業応援パッケージ」に基づき金融機関による早期経営改善計画の利用が開始されたことを受け、金融機関向けのF A Q等を整備するとともに、協議会に対する情報提供機能を強化する。 ・地域金融機関等やファンド運営者と連携して再生ファンドを組成し、協議会とも連携・協働し、中小企業等の事業再生の取組に貢献する。 ・能登半島地震で被災した中小企業の二重債務問題に対応するための「能登半島地震復興支援ファンド」への出資を通じ、G P（無限責任組合員）及び関係機関と緊密な連携を図り、地域の実情に即した実効性の高い支援を行う。 ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファ

			ンド運営者に対する再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を通じて、事業成果の向上につなげる。 また、産業競争力強化法に規定する事業再編計画の認定を受けた事業者等、特定認証紛争解決手続き又は機構等による調整の下で事業再生を図ろうとする事業者及び農業競争力強化支援法に規定する事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者並びに中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンド等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため金融機関を中心に周知を行う。
	④全国のよろず支援拠点への支援 中小企業等の経営に関する相談をワンストップで対応する「よろず支援拠点（以下、「拠点」という。）のワンストップ機能、コーディネート機能、高度な経営アドバイス機能は、地域に欠かすことのできない中小企業等支援の重要なインフラとなっている。機構は、よろず支援拠点全国本部として、中小企業等に対する拠点の支援能力の一層の向上及び他の支援機関等や政府系機関との連携を促進する。	④全国のよろず支援拠点への支援 機構は、よろず支援拠点の全国本部として、中小企業庁、経済産業局等との連携のもと、ワンストップ機能、コーディネート機能、高度な経営アドバイス機能を持つよろず支援拠点（以下、「拠点」という。）の支援能力の向上及び他の支援機関等や政府系機関との連携を促進する。具体的には、拠点が設定する目標を達成するため、拠点運営や拠点による中小企業等に対する支援活動に関する助言、支援能力の向上に向けたノウハウや知識等の習得を目的とした研修の実施、政府等の支援施策の情報提供や優れた拠点の支援事例の共有、拠点の取組の広報等の支援を行う。また、拠点が実施する業務の実績を把握し、中小企業庁が定める方針に基づき、拠点の評価に関する業務を適切に実施する。	④全国のよろず支援拠点への支援 よろず支援拠点（以下、「拠点」という。）の全国本部として、拠点が設定する目標を達成し、PDCAサイクルを回していくことができるよう、拠点運営や支援活動に関する研修や助言、施策等の情報提供、優れた支援事例や拠点運営の共有、拠点の取組の広報等の支援及び各拠点の実績管理・評価を行う。なお、拠点運営に改善すべき課題のある拠点に対しては、当該拠点ごとに改善計画を作成させ、重点的に支援を行うことで、全国の拠点の支援能力の底上げを図る。
	（２）支援機関等の支援力の強化・向上支援 ①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上 中小企業等を取り巻く経営環境の変化は著しく、直面する課題も多岐に亘る。広く全国の中小企業等へ支援を届け、地域の中小企業等の事業継続と経営体力強化を図るためには、支援機関等との連携や支援機関同士の連携促進による支援のすそ野拡大、支援機関等の支援力向上が重要である。 機構のリソースには限りがあるため全国の中小企業等へ支援を届けるためには、支援機関等と連携し支援の幅の拡大が必要となっている。また、多様な中小企業等の経営課題に対応するため、支援機関等はより専門的な知識、具体的な提案能力等が求められていることから、これらに対する取組を強化する。 また、地域における創業の促進は、地域社会が抱える課題解決や地域経済の牽引に大きく貢献するものとして期待されており、支援機関等には、創業機運の醸成や創業時の経営に関する知識・ノウハウの提供、資金調達等の支援が求められている。	（２）支援機関等の支援力の強化・向上支援 ①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上 全国の中小企業等への施策普及のため、支援機関等に対し、IT、海外展開、カーボンニュートラル（以下、「CN」という。）などの中小企業等が直面する課題や支援機関等の課題・ニーズなどに即した情報提供、経営課題に対する相談・助言などの支援力の強化・向上に資する講習会等のほか、IT化支援に係る相談対応や支援ツールの提供、支援ノウハウの伝授等の支援を実施する。また、これらの活動を通じて、支援機関等の意向や支援施策の活用状況等を踏まえた適切なサポートを行い、支援機関等自らの自己変革・行動変容を促す。 また、支援機関等が創業支援を行うにあたり国の政策要請等も踏まえ、必要な知識、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言を行うための支援力の強化・向上に資するツールの提供、講習会、OJT等を実施する。	（２）支援機関等の支援力の強化・向上支援 ①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上 - 国の政策要請等を踏まえ、支援機関等による中小企業等の支援に必要な知識、施策情報、支援ツールの提供を行うとともに、国の政策要請に応じたテーマを中心とした全国規模の講習会等のほか、地域や支援機関等の状況に応じた個別のテーマによる講習会等を行う。 - IT化が進んでいない中小企業等やそうした企業との接点が多い地域の支援機関等に対して、①IT化支援に有効なツールの提供、②「IT経営サポートセンター」による相談対応、③専門家によるIT導入・定着支援のサポートなどを行う。 - 産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受けた自治体等に対し、支援能力向上のためのノウハウや施策情報等の提供のための講習会等を行う。また、創業に関する調査・分析を行い、認定を受けた自治体等がより効果的な創業支援等事業を実施するために必要な情報を提供する。

			・起業家教育を実施する高等学校等に対し、教員の指導力の向上等のためのノウハウやツールの提供、起業家・専門家等の派遣等を行う。 ・A I ・ I Tを活用した起業の準備者への情報提供・助言を行い、地域の創業支援機関等を適切に紹介する。 ・中小企業大学校東京校施設の一部を、創業者の育成を行う地域の拠点として運営し、支援運営内容の充実化を図り、創業者への施設提供と起業家等による相談・助言等を一体的に行う。
	②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献 地域経済を支える中小企業等が連携・共同化、集積の活性化、経営の革新に取り組む事業に対し、都道府県等との連携を強化し、協働することで、その事業成果の向上を図る。 また、中心市街地や商店街等の課題解決や活性化に向け、助言や情報提供等の面的伴走支援を促進する。	②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献 高度化事業を通じて、地域経済を支える中小企業等が連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化に取り組む事業に対し、都道府県等との連携を強化し、協働することで、その事業成果の向上のため、診断・助言と資金支援を実施する。 また、中心市街地や商店街等の課題解決や活性化に向け、地域情報やこれまでの支援実績データを活用し、専門家による助言や情報提供等の面的伴走支援を実施する。	②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献 ・都道府県との連携を強化し、中小企業等が連携・共同化、経営の革新、産業集積の活性化に取り組む事業に対して、都道府県と協働し、診断・助言と資金支援を実施する。 ・これまでの商団連・工団連の会員組合以外にも、高度化事業の利用が見込まれる組合等への訪問活動を実施する。 ・加えて、支援機関等を訪問し、中小企業のニーズ把握と案件発掘等の協力を依頼する。 ・一方、高度化事業が利用される環境整備のため、都道府県に対して、各種事例の提供、研修の実施及び相談対応により、新規案件の組成等を支援する。 ・また、多額の不良債権により新規案件の対応ができない都道府県を支援するため、償還財源確保のための貸付先への経営支援や、不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービサー派遣等を実施することで、不良債権額の抑制を図る。 ・中心市街地や商店街等が抱える課題の解決を図るため、その解決に資する情報提供を行う。また、中心市街地の活性化やエリア価値向上に資する事業推進体制の強化等に向け、外部専門家を派遣し適切な助言等を行うとともに、外部専門家を中心とした体制の強化及び地域情報や支援実績データを基にした地域カルテデータベースの整備・活用を通じ、支援の実効性を高めた面的伴走支援を実施する。 ・産業用地事業の全ての用地に企業立地が実現したことを踏まえ、事業終了に向けた取組を着実に実施する。
		③情報収集・提供の積極的な推進 中小企業等の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業等や支援機関等に対し、中小企業等の経営課題に即応するために必要な情報提供を行う。	③情報収集・提供の積極的な推進 ・中小企業等の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を行うとともに、調査結果の更なる活用と、調査のオンライン化及び集計システムの刷新を進める。また、政策課題や支援のあり方に関する調査を実施しW e b等での情報提供を行う。
	(3) 経営安定や事業継続のための支援 地域経済を支える中小企業等の経営の安定は重要であり、ま	(3) 経営安定や事業継続のための支援 将来の事業廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連	(3) 経営安定や事業継続のための支援 ・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る令

	た、自然災害や感染症拡大等の影響は、個々の事業者だけでなく、サプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、中小企業等の経営の安定化のための共済制度の着実な運用や自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進する。 経営の安定化を図り、また、自然災害等への実効性の高い事前対策を講じて、災害等の発生時の事業活動への影響の軽減・事業継続をさせることで、顧客の信用及び地域の雇用を維持し、企業価値の維持・向上ひいては地域経済の活性化に貢献する。	鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の着実な運営を行う。そのための取組の一つとして、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき普及活動を行い、両共済制度の安定的な加入の確保に努める。 また、２０２３年９月に両共済制度の加入等一部の手続きについてオンライン申請可能なシステムの運用を開始したところであり、機構自らの営業や広報を強化することで更なるオンライン手続きの促進に努める。さらに、「いつでも・どこでも・スピーディ」なサービスの提供による顧客利便性の向上と業務フローの見直しによる業務の効率化・合理化を図るために両共済制度の業務・システムの刷新に取り組む。 自然災害等への事前対策をより強化するため、全国中小企業強靱化支援協議会及び支援機関等とのネットワーク、並びに全国に配置した専門家の知見、支援ノウハウ等を活用しつつ、中小企業等の単独又は複数事業者による事業継続力強化計画の策定支援及び策定された計画の見直しや訓練等を促進させる実効性向上に向けた支援を行う。 また、これらの事前対策を支援する人材の育成を図るとともに、サイバー攻撃等の事業活動に対する新たな脅威への事前対策の重要性に関する普及啓発に取り組む。	和６年度加入促進計画を策定し、普及及び加入促進を図る。特に小規模企業共済制度については、現在の在籍者数を維持できる水準の獲得を目指す。 ・インターネット広告など機構が直接実施する広報を強化し、普及及び加入促進並びにオンライン手続きの利用率の向上を図るとともに、共済契約者向けの広報を実施することにより、共済契約者におけるオンライン手続きの利用率向上を図る。 ・委託機関との意見交換を行い、オンライン手続きの利用率を向上させていくための実現性の高い方策を検討する。 ・業務・システム刷新プロジェクトについて、関係者間での工程管理を徹底し、計画の実現に向けて取り組む。 ・機構が有する支援機関等のネットワークやこれまで培ってきた経営支援ノウハウを活かし、中小企業等又は複数事業者による事業継続力強化計画策定支援及び策定された当該計画の見直し、訓練等を促進させる実効性向上支援を行うとともに、これらの策定等を支援する人材の育成、情報提供・普及啓発活動に取り組む。さらに、サイバー攻撃等の新たな脅威に対する事前対策の重要性に係る普及啓発活動を実施する。
	（定量指標） 指標４－１：支援機関等の支援する者への支援件数１００，０００件以上 指標４－２：講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数１，２００件以上（アウトカム指標） 【重要度高】【困難度高】 指標４－３：地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数８０，０００人以上 指標４－４：支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数（※）１０，０００機関以上（アウトカム指標） ※支援機関等サポート事業（支援機関ＩＴ化支援サポート事業含む。以下同じ。）において提供した機構ノウハウ・ツールを活用した機関数	（定量指標） 指標４－１：支援機関等の支援する者への支援件数１００，０００件以上 指標４－２：講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数１，２００件以上（アウトカム指標） 【重要度高】【困難度高】 指標４－３：地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数８０，０００人以上 指標４－４：支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数（※）１０，０００機関以上（アウトカム指標） ※支援機関等サポート事業（支援機関ＩＴ化支援サポート事業含む。以下同じ。）において提供した機構ノウハウ・ツールを活用した機関数	○指標 ・支援機関等の支援する者への支援件数：２０，０００件以上 ・講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数：１５０件以上 ・活性化全国本部の協議会に対する相談対応・助言等が協議会の課題解決につながったとする協議会の割合：７０％以上 ・拠点への研修受講者数：８００人以上 ・拠点への研修の実施後、研修を通じて得られた支援事例や支援ノウハウ等を参考に、拠点運営の改善を図り、成果があったとする割合：８０％以上 ・地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数：１６，０００人以上 ・支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数：２，０００機関以上 ・中心市街地・商店街等診断・サポート事業（巡回型支援、パッケージ型支援）及び中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業の役立ち度：７０％以上 ・小規模企業共済の新規加入者数：６０，０００者以上 ・連携事業継続力強化計画支援件数：３００件

	<目標水準の考え方> 指標４－１：４年度実績は２４，３２７件であり、着実に支援件数は増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期(元年～４年度)実績の平均を基準に指標を設定する。 指標４－２：本指標は機構主催の講習会等により事業承継計画策定等を学んだ支援機関等が、実際に計画を策定した件数をカウントするものであるが、現状、事業承継計画策定は事業承継・引継ぎセンターが行っており、支援機関等はほとんど計画策定を行っていない。そのため、５年度の策定見込み件数は年間３０件と見込んでいることから、これを５年後に１０倍にすることを目標とし指標を設定する。 指標４－３：機構が実施する講習会等を通じて、重要な政策テーマに係る支援スキルをインプットした支援機関等の職員の数（８テーマ(※)を２，０００機関（全国の主要な支援機関等の約半数）の職員が受講した数、１６，０００人）を基準として指標を設定する。 ※重要な政策テーマとは、売上拡大（販路開拓、経営計画等）、ＩＴ、経営改善（事業性評価等）、創業、事業承継、人手不足、カーボンニュートラル（以下、「ＣＮ」という。）、その他（インボイス、知財、ＳＤＧｓ、ＢＣＰ等）の８テーマ。 指標４－４：前期で成果目標としていた対象はＩＴプラットフォームの活用機関数のみであったが、今期ではそれ以外の支援ツール等の活用機関数も加味することとなるため、前期(元年～４年度)実績の平均（１，４４７機関）に(※)、新たに加味する他の支援ツール等の活用見込み(約５００機関)を勘案したものを基準として指標を設定する。 ※４年度のＩＴプラットフォームの活用機関数の実績は２，００４機関であり、着実に増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期実績の平均を採用する。		
	<重要度高・困難度高の設定理由> 指標４－２ 【重要度高】:事業承継ガイドラインや中小M&Aガイドライン		

	による事業承継の進め方についての理解の促進、 中小M&A推進計画等に基づく各種支援施策等、 円滑な事業承継・引継ぎに向けて国の取組は認識 されつつある。一方で、依然として中小企業等 における高齢の経営者や後継者未定の割合は高く、 経営資源の散逸や地域経済への悪影響を防ぐた めに、事業承継を促進する重要度は高い。 【困難度高】: 地域における事業承継支援の定着、自走化を進め るため、支援機関等の相談対応力の向上や事業承 継計画の策定スキル習得に向けた支援の強化が 必要であり、また、5年度の策定見込み件数は年 間30件に対し、これを5年後に10倍にすること から、困難度は高い。		
--	--	--	--

I ― 5 経営環境変化対応への支援	5. 経営環境変化対応への支援 (1) 経営環境変化への対応 経営環境変化（C N・グリーントランスフォーメーション（以下、「G X」という。））等への対応に向けた支援ニーズが今後さらに高まることを踏まえ、中小企業等及び支援機関等の双方への支援を拡充していく必要がある。そのため、第一義的には、中小企業等及び支援機関等へ広く施策対応の必要性への理解促進に繋がる活動、またそれだけに留まらず、実際の事業活動を促す支援を推進する。	5. 経営環境変化対応への支援 (1) 経営環境変化への対応 経営環境変化（C N・グリーントランスフォーメーション（以下、「G X」という。））等への対応に向けた支援ニーズが今後さらに高まることを踏まえ、中小企業等及び支援機関等への支援により、中小企業等のC N・G Xの取組を拡充していく必要がある。そのため、中小企業等及び支援機関等へ広く施策対応の必要性への理解を促進するとともに、中小企業等のC Nに向けた具体的な取組のための脱炭素と経営を両立させるための計画策定等を支援する。 また、支援機関等に対する支援ノウハウの提供を通じて支援機関等からのプッシュ型による支援の拡大を目指す。	5. 経営環境変化対応への支援 (1) 経営環境変化への対応 ・C N・グリーントランスフォーメーション（以下、「G X」という。）の普及・啓発を図るため、支援機関等と連携を図るなどして、中小企業等に対するセミナー等を実施する。 ・全国の地域本部にC N相談窓口等を設置し、中小企業等からの各種相談に対応するほか、専門家によるC O 2 排出量の算定支援や削減に向けた課題整理やそれに対応するための行動計画の策定等に向けた支援を行う。 ・支援機関等の中小企業等に対するC N・G X支援の取組の促進に向けて、支援機関等が中小企業等に対してC N・G Xに係る助言等を適切に行うことができるよう、支援機関等に対し講習会等を実施し、C N・G X支援に必要な知識や情報を提供する。
	(2) 経営基盤の強化 ①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等 国の中小企業政策が掲げる「経営者の経営力強化」、「戦略の実現のサポート」に応じた研修が求められており、急速な技術の進歩等経営環境の変化が著しい中、新たな知識やスキルの獲得を目指した人材育成が重要であり、中小企業等の中核人材を育成することは、経営の基盤を強化することに繋がる。機構は全国規模の公的機関として、中小企業等経営管理者の経営スキル、支援機関等職員の支援スキルを高め、中小企業活性化の一助となる研修を実施し、能力向上を図る。デジタル化や働き方改革等が進展している中、利便性やニーズ等に対応した研修手法を強化することが必要である。	(2) 経営基盤の強化 ①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等 更なる研修効果と質の向上を図るため、中小企業等の経営者、管理者及びこれらの候補となる中核人材等に対し、経営知識の習得に加え、経営に関する分析力、洞察力など経営に必要な能力の向上等経営の基盤となる人材の育成を支援する実践的な研修、国の政策課題に対応した研修、及び著しい経営環境の変化に対応した研修を実施する。また、支援機関等の支援人材に対し、実践的な研修と国の政策課題に対応した研修を実施する。 中小企業等や支援機関等が、時間・距離・コストの制約を超えてアクセスできるI Tを活用した遠隔研修、支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中小企業大学校を活用した研修を強化するとともに、新たに地域本部と一体で運営する都市型中小企業大学校での研修を展開し、利便性の向上やリーチの拡大を目指す。	(2) 経営基盤の強化 ①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等 ・中小企業等の経営力強化や生産性向上を支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる中核人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、I T活用、デジタル化、生産性向上等の研修、また国の政策課題や経営環境の変化へ対応した事業再構築、D X、C N、事業承継等に関連した科目等を含む研修について、経営課題解決に資する実践的な事例研究や演習などを用いて実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などを目指す。 ・都道府県や地域の支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした研修、政策課題や経営環境の変化に対応した研修を実施する。研修は、中小企業等の成功事例等を取り入れた研修教材を用いて、演習等を交え実践的に行う。 ・中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第31条に規定する認定経営革新等支援機関の中小企業支援能力の向上のための研修を実施する。 ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の認定に必要となる中小企業経営改善計画策定支援研修を実施する。 ・時間・距離・コストの制約を超えてアクセスできるI Tを活用して、経営課題の解決に向け遠隔地間でディスカッションをするゼミナール、支援能力の向上を目的としたe ラ

			ーニングによる研修を実施する。 ・地域の支援機関等と連携した研修である「サテライト・ゼミ」に加えて、地域の都市部など地域本部等でも研修を実施する。 ・地域の支援機関等や企業に働きかけ、機構の知見・ノウハウを活用した自主研修を実施する。 ・ITを活用して小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資するような動画配信を実施する。 ・新たに地域本部と一体で運営する中小企業大学関西校および九州校においては、ハンズオン支援や窓口相談を行う専門家の講師起用、インターバル期間中の相談対応など、都市型・地域本部一体型の特徴を活かした研修企画や運営等を行う。
	②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援 経営環境変化や経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った新分野展開や事業転換といった事業再構築を支援し、日本経済の構造転換を図っていく必要がある。中小企業等は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応していくことが必要である。機構には、これらを後押しするため、資金的な支援として補助事業の確実な運営を行う。 さらに、補助金事業で蓄積されたデータを活用し、個社の課題を抽出できるようシステム面・体制面を整備し、より適切な支援をプッシュ型で提供する方策を検討し、支援を実現する。	②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援 経営環境変化や経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った新分野展開や事業転換といった事業再構築を支援し、日本経済の構造転換を図っていく必要がある。中小企業等は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応していくことが必要である。機構は、これらを後押しするため、資金的な支援として補助事業の確実な運営を行う。 さらに、補助金事業で蓄積されたデータを活用し、個社の課題を抽出できるようシステム面・体制面を整備し、より適切な支援をプッシュ型で提供する方策を検討し、支援を実現する。 令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。 令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。	②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援 ・中小企業等再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施するとともに、経営の革新に資する果敢な事業活動等に対し、補助事業を通じて必要な資金供給を支援する。 ・補助事業を活用して経営の革新を行った個別事例等を特設サイトに掲載する。掲載事例については、課題設定プロセスにスポットを当てることにより、中小企業等の気付き、腹落ちを促すものとする。 ・補助事業が中小企業等に与える影響について分析を行うとともに、機構の支援ツールの活用も含めた、補助事業のあり方について検討を行う。 ・補助事業を通じて得られたデータを活用し、個別の中小企業等の経営課題や支援ニーズに即した支援をプッシュ型で提供する方策を検討する。 ・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。 上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。 ・更なる補助事業活用を促すため、補助事業を活用して経営の革新を行った支援事例の掲載等、特設サイトを充実化する。
	（3）緊急時への対応 経営環境に甚大な影響を与える地震・風水害等の自然災害による突発的な事態に対応するため、機構の知見・ノウハウを結	（3）緊急時への対応 自然災害や感染症など経営環境に影響を与える事態に対応し、被害を受けた中小企業等に寄り添った伴走型支援、地域支	（3）緊急時への対応 ・大規模な自然災害等が発生した場合には、関係機関と連携をとり機構の知見とノウハウを結集し、中小企業等への支援を

	集した態勢の下、関係機関と連携し、機動的に復興・再生に向けた国の政策を展開することが重要である。 特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島において、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業等の帰還促進等やALPS処理水の処分に伴う風評被害を受け得る中小企業等に対して、関係機関等との連携した支援も求められている。	援機関とのネットワークを生かした、連携・相互補完による支援など、これらに関する知見・ノウハウを結集した態勢の下、国の政策展開や関係機関と連携し機動的に復興・再生支援を実施する。 特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島においては、引き続き国の復興計画や政策展開に基づき、中小企業等の帰還促進等に資する支援策を実施する。 加えて、ALPS処理水の処分に伴う風評被害を受け得る中小企業等への支援については、国や日本貿易振興機構等の関係機関と情報共有等の連携を図りつつ、丁寧な相談対応等を実施する。 また、令和6年能登半島地震で被害を受けた中小企業等に対して機構の総力を結集し、国及び地域の支援機関等と連携して支援することにより、地域の特性を活かした、持続可能な地域経済の再生に貢献する。 令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。 - 令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 - 令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。	国の政策展開と連携し機動的に行う。 - 令和6年能登半島地震により被災した石川県、富山県、福井県及び新潟県の中小企業等の求めに応じて、専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。 また、被災した地方公共団体からの求めに応じ、地方公共団体が整備する仮施設に対する技術支援及び整備等費用の助成を行う。 - この他、国の要請・法令等に基づき、必要な支援施策を講じる。 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更（令和3年3月9日閣議決定）を踏まえ、地域により復興の異なる進捗状況に合わせ機構の知見とノウハウを最大限活用し、被災した地域及び中小企業等の復興と自立化に貢献する。 - 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に基づき著しい被害を受けた中小企業等のための工場・事業場・店舗等の仮施設整備及び当該施設の有効活用（移設・撤去等）に係る支援については、福島県原子力災害被災12市町村からの依頼等に基づき、引き続き実施する。 - 原子力災害により被災した中小企業等の事業・生業の再建、自立化を支援するため、国・福島県・民間で設置する福島相双復興官民合同チームへ参画し、被災中小企業等への個別訪問等を通じて実態の把握等を行うとともに、これをきっかけとして、事業再開や自立化に向かって再スタートを果たそうとする意欲のある被災中小企業等に対し、機構の知見、ノウハウを活かし多様な支援策を提供していくことで福島の産業復興の加速化に貢献する。 「ALPS処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日）及びに「ALPS処理水処分に伴う当面の対策のとりまとめ」（令和3年8月24日）を踏まえ、国等と連携しながら、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（令和5年1月）に基づき、ALPS処理水の処分に伴う風評影響を受け得る北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中企業等へ専門家派遣等の支援を行う。 - このほか原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、被災中小企業等の事業再開と自立化に貢献する。 - 東日本大震災で被害を受けた中小企業者等の二重債務問題に対応するため、2011年度に設立された産業復興機構への出資等を行う。加えて、産業復興機構の運営者に対する事務経費
--	---	---	--

			の支援を行う。 ・大規模な自然災害等により特別貸付等を受けた被災中小企業等に対して利子補給を行う自治体、財団等に助成を行う。 ・大規模な自然災害等により被害を受けた中小企業等を対象とする都道府県が実施する貸付制度への支援を継続する。 ・原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業等を対象とする福島県が実施する貸付制度への支援を継続する。 ・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。 ・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 ・令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業
	（定量指標） 指標5－1：政策テーマ（C N・G X）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数18,500件以上 指標5－2：政策テーマ（C N・G X）等の事業者による機構支援施策等の利用件数2,200件以上（アウトカム指標）【重要度高】 指標5－3：有料研修における受講人日数464,000人日以上 指標5－4：研修受講による業務への貢献数11,700件以上（アウトカム指標） ※研修終了から2～3ヵ月後に行うアンケートにて調査	（定量指標） 指標5－1：政策テーマ（C N・G X）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数18,500件以上 指標5－2：政策テーマ（C N・G X）等の事業者による機構支援施策等の利用件数2,200件以上（アウトカム指標）【重要度高】 指標5－3：有料研修における受講人日数464,000人日以上 指標5－4：研修受講による業務への貢献数11,700件以上（アウトカム指標） ※研修終了から2～3ヵ月後に行うアンケートにて調査	○指標 ・政策テーマ（C N・G X）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数：3,700件以上 ・政策テーマ（C N・G X）等の事業者による機構支援施策等の利用件数：440件以上 ・有料研修における受講人日数：92,800人日以上 ・研修受講による業務への貢献数：2,340件以上
	＜目標水準の考え方＞ 指標5－1：本事業は、政策上の要請により、機構として積極的に推進する必要がある事業という認識の下、今後のC N・G X支援の体制の拡充を図っていくことが必要であることから、5年度実績見込みに今後、積極的に事業を推進することを踏まえた6年度の伸びを加味したものを基準に指標を設定する。 指標5－2：水準感については上記の考えと同様。 指標5－3：4年度実績はおよそ10万人日である。実績は着実に伸びており、回数を増加させることも重要である一方、機構の研修のキャパシティに加え、質の高い研修を充実させることも考慮する必要があることから、前期(元年～4年度)実績および5年		

	度見込みの平均を基準として指標を設定する。 指標 5－4：本指標は、新たな考えに基づき設定するものであり、参考となる実績が存在しない。そのため指標を算定するのに際しては、試行的に実施したアンケートにより貢献したと回答があった件数をもとに、想定される研修回数から貢献があると回答される件数を求めた推計値(2,340/年)を基準に指標を設定する。		
	<重要度高・困難度高の設定理由> 指標 5－2 【重要度高】：「GX実現に向けた基本方針」において、2050年CNの実現に向けて、中堅・中小企業のGXは極めて重要であると位置づけられおり、中堅・中小企業のGXの推進のため、機構の支援を通じたCNの実現への対応策を知るための支援や中小企業等の取組を支援機関等からプッシュ型で支援する体制の構築等の対応が求められていることから、施策推進に係るため重要度は高い。		

Ⅱ－１ 顧客重視	Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項 １．顧客重視 （１）顧客重視 ・業務の縦割り等を排し、顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．顧客重視 （１）顧客重視 ・顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。 ・顧客の多様で複雑化した経営課題に対して、適切かつ総合的に支援できるよう機構の各事業の連携、職員の業務遂行にあたっての目的意識の明確化が図られるような仕組の構築を行う。 ・支援範囲の拡充・補完のため、引き続き支援機関等及び政府関係機関との連携並びに新たな連携先の開拓を図る。	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １．顧客重視 （１）顧客重視の業務運営 ・顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。 ・顧客の多様で複雑化した経営課題に対して、適切かつ総合的に支援できるよう機構の各事業の連携、職員の業務遂行にあたっての目的意識の明確化が図られるような仕組の構築を行う。 ・経営方針の徹底及び組織全体に関わる重要課題への対応を行い、そのために必要な組織体制の見直しを図る。 ・支援範囲及び内容の拡充・補完のため、引き続き支援機関等及び政府関係機関との連携及び新たな連携先の開拓を図る。 ・中小企業ＳＤＧｓ応援宣言に基づき、中小企業等へのＳＤＧｓに関する普及・啓蒙、幅広い相談対応、個社への支援等を実施する。 ・そのために、ＳＤＧｓに係る相談対応や支援機関等と連携した取組から得られる支援ノウハウを共有することにより、職員の支援力のさらなる向上を図る。
	（２）認知度向上による支援施策の利用促進 ・支援施策の利用促進には、顧客に機構及び提供するサービスを認知してもらい、機構のプレゼンスを高めることが不可欠である。そのため、支援成果や社会変化に即した情報、支援施策等のコンテンツの充実を図り、目的と対象者に応じたアプローチやメディアツールを使い分けて発信する。 ・更なる知名度の向上、提供するサービスの高度化に向けて、中小企業庁との連携による支援策・事例等の紹介を拡充することを初め、中小企業等及び支援機関等にとって機構サービスの利用喚起に繋がる戦略的広報・発信の充実を図る。	（２）認知度向上による支援施策の利用促進 ・支援施策の利用促進には、顧客に機構及び提供するサービスを認知してもらい、機構のプレゼンスを高めることが不可欠である。 ・そのため、第５期中期目標期間においては、目的と対象者に応じたアプローチやメディアツールを使い分けて発信するなど、機構全体の広報力向上も含め、戦略的な広報活動を行う。 ・具体的には、新聞やテレビなどのマスメディアを活用した情報発信のほか、ＷＥＢ、ＳＮＳ、動画配信等のデジタルを活用した情報発信を強化するとともに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「Ｊ－Ｎｅｔ２１」においては、それぞれの役割と機能に即した運用を適切に行う。 ・また、更なる知名度の向上及び提供するサービスの高度化に向けて、機構の認知度や支援施策の利活用状況を把握、分析、検証することで、情報発信の改善を行うとともに、「Ｊ－Ｎｅｔ２１」等において、支援成果や社会変化に即した情報や中小企業庁と連携した支援施策・事例等のコンテンツを拡充するなど、ユーザー目線に立った最適な環境を整備する。	（２）認知度向上による支援施策の利用促進 ・機構と支援施策に関する支援現場に即した情報を、国の重点政策や社会課題と関連させるなどしてタイムリーに分かりやすく発信する。 ・ＳＮＳ、動画配信等のＷｅｂメディア、新聞・テレビ等のマスメディア、パブリシティ活動、ロコミによる情報拡散等を目的と対象者に応じて活用する。 ・組織的な広報活動の実現に向けて、広報ノウハウやスキルの共有等を行うとともに、優れた広報活動の横展開を行う。 ・機構の認知度や支援施策の利活用状況を把握、分析、検証することで、情報発信の改善を行う。 ・「Ｊ－Ｎｅｔ２１」については、中小企業庁、関係機関等と連携しつつ、中小企業等の経営環境の変化に対応する情報、支援施策、支援事例等のコンテンツを拡充する。 ・機構ホームページは、ユーザビリティに配慮しつつ、顧客目線に合った情報発信を行う。 ・令和６年能登半島地震の被災事業者に対して、特設サイトやメディア・関係機関との連携強化により、迅速に支援策や情報を届ける。

・Ⅱ－２ 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制	２．組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制 ・基本理念を実現するため、各役職員が行動指針に基づいて行動する。 ・この行動を促すため、職員の育成、組織内のコミュニケーションの活性化に資する活動、組織内の情報共有の仕組の深化について引き続き取り組む。 ・関連する政策の変化、業務の進捗状況に応じ、理事長のトップマネジメントの下、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、支出の増加の抑制を図るため、事務・事業の見直しに努めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、D Xの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。なお、新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。 ・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に反映する。	２．組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制 ・基本理念を実現するため、各役職員が行動指針に基づく行動により、顧客の期待と信頼に応え質の高い支援を提供する。 ・この行動を促すため、職員の育成、組織内のコミュニケーションの活性化に資する活動、組織内の情報共有の仕組の深化について引き続き取り組む。 ・関連する政策の変化、業務の進捗状況に応じ、理事長のトップマネジメントの下、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、支出の増加の抑制を図るため、事務・事業の見直しに努めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、D Xの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。なお、新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。 ・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に反映する。 ・海外向け情報発信及び海外との交流や協力を通じた国際社会における機構のプレゼンス向上を図る。	２．組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制 ・機構の行動指針について、階層別研修をはじめとした職員研修やイントラネット・機構内ポータルサイト等を通じて浸透・徹底を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上により、顧客の期待と信頼に応えた質の高いサービスを提供する。 ・業務改善やコミュニケーションの円滑化等を推進し、業務の充実・効率化と組織の活性化を行う。 ・事務・事業の見直しに務めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、D Xの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。 ・人事評価制度により、前年度の評価結果を職員の賞与及び昇給・昇格の処遇に反映させる。 ・海外向け情報発信及び海外との交流や協力を通じた国際社会における機構のプレゼンス向上を図る。
・Ⅱ－３ 業務の改善と新たなニーズの対応	３．業務の改善と新たなニーズの対応 ・中期目標の達成に向け、P D C Aサイクルに基づいて業務実績・活動を把握し、一層の業務改善、効率化に取り組むこととする。また、新たなニーズに対応するため、不断の業務の見直しを図る。	３．業務の改善と新たなニーズの対応 ・中期目標の達成に向け、P D C Aサイクルに基づいて業務実績・活動を把握し、一層の業務改善、効率化に取り組むとともに、新たなニーズに対応するため、不断の業務の見直しを図りながら対応する。 ・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実行」、「業績の評価・検証」及び「事業の再構築等」の観点から、事業成果を向上する。	３．業務改善と新たなニーズへの対応 ・P D C Aサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、政策的な使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の支援機関等との類似のサービスについては、その必要性を検討し、改善又は廃止することで、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中することを検討する。 ・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実行」「業績の評価・検証」及び「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。
・Ⅱ－４ 業務の電子化の促進	４．業務の電子化の促進 （１）D Xの推進、情報収集分析 ・中小企業等が置かれている状況に応じて適切なサポートを選択的に受けられるよう、機構は中小企業庁が保有する補助金交付実績などの過去の支援実績等のデータとハンズオン支援など支援情報等のデータの連携を進め、支援の連続性を持たせることで、支援効果の最大化を目指す。 ・さらに、それらを中小企業等支援に有効活用するため、両者それぞれのデータ基盤の整備状況を踏まえ、システム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進め、支援の効果的な	４．業務の電子化の促進 （１）D Xの推進、情報収集分析 ・顧客本位のサービスの向上のため、機構のD Xを推進し、データ連携や効果的なデータ利活用を通じた中小企業等支援への有効活用に向けた取組や必要となる環境、基盤の整備を行う。 ・具体的には、デジタル技術を駆使し、蓄積された中小企業等や専門家等の情報の一元化・共有化、提供するサービスの迅速化、ユーザーアクセスの容易化、付加価値業務への集中化などを図り、機構の総合力を発揮するためのデータ	４．業務の電子化の推進 （１）D Xの推進、情報収集分析 ・顧客本位のサービスの向上のため、機構のD Xを推進し、データ連携や効果的なデータ利活用を通じた中小企業等支援への有効活用に向けた取組や必要となる環境、基盤の整備を行う。 ・具体的には、デジタル技術を駆使し、補助金事業をはじめ、蓄積された中小企業等や専門家等の情報の一元化・共有化、提供するサービスの迅速化、ユーザーアクセスの容易化、付加価値業務への集中化などを図り、機構の総合力を発揮する

	運用を図る。 ・ 共済事業のオンライン化については、顧客利便性の向上及び運営主体としての生産性の向上を目的として、業務フローの見直しによる業務の効率化・合理化を行うとともに、システムの刷新を進める。	基盤を整備する。 ・ 中小企業等が置かれている状況に応じて適切な支援を選択的に受けられるよう、機構と中小企業庁それぞれのデータ基盤の整備を踏まえ、支援情報等のデータやシステム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進める。	ためのデータ基盤を整備する。 ・ 中小企業等が、その置かれている状況に応じて適切な支援を選択的に受けられるよう、機構と中小企業庁それぞれのデータ基盤の整備を踏まえ、支援情報等のデータやシステム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進める。
	(2) 情報システムの整備及び管理 ・ デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則った、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	(2) 情報システムの整備及び管理 ・ デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則った、以下の情報システムの適切な整備及び管理を行う。 ・ PMO (Portfolio Management Office) を通じて、PJMO (Project Management Office) への支援を実施し、クラウドサービスの効果的な活用等、機構の情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。・PMOによるPJMOへの支援実績	(2) 情報システムの整備及び管理 ・ デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則った、以下の情報システムの適切な整備及び管理を行う。 ・ PMO (Portfolio Management Office) を通じて、PJMO (Project Management Office) への支援を実施し、クラウドサービスの効果的な活用等、機構の情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。 ・ PMOによるPJMOへの支援実績
・Ⅱ－5 基金・補助金の適切な執行・管理	5. 基金・補助金の適切な執行・管理 ・ 現在機構において管理している基金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合にあつては、「基金の点検・見直しの横断的な方針」(令和5年12月20日行政改革推進会議)及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。 ・ 現在機構において執行している補助金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合にあつては、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第百七十九号)を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。	5. 基金・補助金の適切な執行・管理 ・ 現在機構において管理している基金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合にあつては、「基金の点検・見直しの横断的な方針」(令和5年12月20日行政改革推進会議)及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。 ・ 現在機構において執行している補助金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合にあつては、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第百七十九号)を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。	5. 基金・補助金の適切な執行・管理 ・ 現在機構において管理している基金及び令和6年度に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合にあつては、「基金の点検・見直しの横断的な方針」(令和5年12月20日行政改革推進会議)及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。 ・ 現在機構において執行している補助金及び令和6年度に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合にあつては、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第百七十九号)を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。
・Ⅱ－6 業務経費の効率化	6. 業務経費の効率化 ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費(所要額計上を必要とする経費を除く。)及び業務経費(所要額計上を必要とする経費を除く。)の合計について、新規追加分、拡充分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。 ・ 新規追加分、拡充分は、翌年度から1.05%以上の効率化	6. 業務経費の効率化 ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費(所要額計上を必要とする経費を除く。)及び業務経費(所要額計上を必要とする経費を除く。)の合計について、新規追加分、拡充分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。 ・ 新規追加分、拡充分は、翌年度から1.05%以上の効率化	6. 業務運営の効率化 ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、第5期中期目標期間中、一般管理費(所要額計上を必要とする経費を除く)及び業務経費(所要額計上を必要とする経費を除く)の合計について、新規追加部分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。 ・ 給与水準の適正化に引き続き取り組み、その検証や取組状況

	を図ることとする。 ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。 ・政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・中小企業庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合を進める。	を図ることとする。 ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成２７年５月２５日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。 ・政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・中小企業庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合を進める。	を公表する。 ・運営費交付金の会計処理として、「独立行政法人会計基準」等に基づき、業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 ・令和６年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件回避に向けた調達の取組として、複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書に前年度実績報告書等をサンプルとして例示することとする。また、企画書提出型の調達においては、類似の内容かつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会を拡大する。 ・なお、契約事務実務マニュアル及び調達等合理化計画に基づくチェックシートの活用を徹底することにより、発注担当者に対して競争性の確保に向けた意識付けを行うこととする。 ・障害者就労施設等への優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して定めた同計画の調達方針に基づき前年度実績を上回る調達に努めるものとする。 ・調達に関するガバナンスの徹底の取組として、随意契約に関する内部統制の確立のために新たに随意契約を締結する案件については、「入札・契約手続委員会」で検証を行うこととする。 ・不祥事の発生の未然防止・再発防止については、各会計機関の契約担当職員を対象として、定期的に研修を行うとともに、本部調達担当者による指導や情報交換を通じて、契約担当職員のスキルアップを図る。さらに、入札談合を未然に防止するために必要な知識、法制度について、役職員等を対象とした研修を実施し、不祥事の未然防止等に努めることとする。 ・一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保するとともに、事後評価については外部有識者や監事を委員とする「契約監視委員会」において点検を行う。契約監視委員会等で指摘された事項については、実効性等を検討しその後の調達手続きに反映するなど、契約手続きの一層の改善に向けた不断の見直しに引き続き取り組むとともに、地域本部等の契約担当職員への周知徹底及び情報共有を図る。 ・また、入札・契約の適正な実施については、監事等による監査を受けるものとする。 ・なお、調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構のホームページで公表する。 ・政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・
--	--	---	---

			効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・中小企業庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合を検討する。 上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。 ・第４期中期目標期間における競争性のある契約に占める一者応札・応募案件の平均比率を下回る。
--	--	--	---

Ⅲ― 1 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組	Ⅴ. 財務内容の改善に関する事項 1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）に基づき定める「運用の基本方針」に沿った運用を行い、安全かつ効率的に運用するための措置を講じる。また、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言をうけ、運用に係る資産構成の見直し等適切な措置を講じる。 ・繰越欠損金が存在する等の理由により財務の健全化を確保すべき業務については、自己収入の確保や出資事業（ファンド出資事業を除く）における早期の株式処分等を進めるための措置を講じる。また、貸付に係る不良債権額の抑制及び債務保証に係る代位返済率の抑制等を図るための措置を講じる。 ・特に施設整備等勘定については、計画的に繰越欠損金の解消を図ることが必要であり、インキュベーション施設に係る入居率の向上、賃料増加、管理コストの削減等の収支改善策の着実な実施を図る。これらの収支改善策を通じて、繰越欠損金の着実な縮減が図られないことが明らかになった場合には、要因分析を行ったうえで、同勘定で実施している事業のあり方について、政策的な意義も踏まえ、事業そのものの大幅な縮小等も含む抜本的な見直しを行うものとする。 ・ファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査の維持、継続的なモニタリング、出資先管理の徹底等を行うなどの措置を講じる。また、管理報酬、成功報酬の水準について、公的性格を有する独立行政法人が負担するものとして適正かどうか検証した上でその適正化に取り組む。	Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項 1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第25条第1項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ（運用に係る資産の構成）等の見直しを検討する。 ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。 ・施設整備等勘定については、入居率の向上、賃貸料の見直しのほか、修繕計画の見直しなど可能な限り業務経費の効率化を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。 ・出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。 ・高度化事業においては、貸付時に適正な審査を行い、貸付後に経営状況の適切な把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県等と連携した経営支援等により不良債権の額の抑制を図る。 ・債務保証業務は、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権による回収管理の徹底、適切な償却処理を行う。 ・その他出資事業（ファンド出資事業を除く）は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。 ・ファンド出資事業では、引き続きG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査の維持、継続的なモニタリング、出資先管理の徹底等を行う。	Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項 1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組 ・小規模企業共済資産の運用においては、法令に基づき定める「運用の基本方針」に沿って、共済金の給付を将来にわたり確実に行えるよう、安全かつ効率的な運用を実施する。 ・資産運用状況については、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価・助言を受けるとともに、必要に応じて課題について整理し、見直しに向けた検討を行う。 ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収については、個人保証の原則撤廃や償却基準の見直しなど、債務者の負担軽減や回収事務の低減を図り、回収専門人材（経営セーフティ共済相談員）の活用等により、着実な債権回収を進めるとともに、延滞発生前の貸付先に対する機構の経営支援策の周知等により、貸付先の経営改善や経営悪化の防止を図るなど、回収率の向上に努める。 ・施設整備等勘定については、入居率の向上、賃貸料の見直しのほか、修繕計画の見直しなど可能な限り業務経費の効率化を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。 ・出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。 ・高度化事業における貸付審査においては、事業計画を精緻に把握し、実現可能性・返済財源の妥当性を精査するなどして、事業性評価を含め貸付先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行う。 ・多額の不良債権により新規案件の対応ができない都道府県を支援するため、償還財源確保のための貸付先への経営支援や、不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービス派遣等を実施する。（再掲） ・これらを通じて、高度化事業に係る不良債権の額の抑制を図る。 ・債務保証業務の実施に当たっては、各制度趣旨に鑑み利用の促進を行い、代位弁済率が抑制されるよう、確実な審査を実施する。 ・また、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を実施するとともに、求償権の回収管理の徹底を図り、適切な償却処理を行う。 ・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとと
---	--	--	--

			もに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分等の対応を図る。 ・産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進める。 ・ファンド出資事業では、引き続きG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査の維持、継続的なモニタリング、出資先管理の徹底等を行う。 ・機構の運用において、収益を損なうことなく、環境負荷の低減、防災対策等を発行目的とするSDG s 債を継続的に購入し、社会課題の解決・達成に対して間接的に貢献する。 ・経理上の問題点を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、中間決算を作成し、正確な年度決算に向けて期中の指標・数値等を把握する。
・Ⅲ－2 保有資産の見直し等	2. 保有資産の見直し等 ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。	2. 保有資産の見直し等 ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2, 0 0 0億円（第4期中期目標期間迄に1, 2 7 5億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業等対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。 ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、適正な事業規模等を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を算出し、必要額を超える部分が生じた場合には、事務費の確保に留意しつつ適切に国庫返納を行う。 ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。 ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。	2. 保有資産の見直し等 ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。 ・令和6年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったり、あるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。 ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、適正な事業規模等を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を算出し、必要額を超える部分が生じた場合には、事務費の確保に留意しつつ適切に国庫返納を行う。 ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。 ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。 ・中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施するこ

		・中小企業大学校の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・移転に伴い事業の用に供しなくなった中小企業大学校直方校と中小企業大学校関西校の施設及び土地については、処分に関し適切に対応する。 ・一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る政府出資金においては、道県から機構に償還のあった額について、年度ごとに国庫納付を行うこととする。	と、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・移転に伴い事業の用に供しなくなった中小企業大学校直方校と中小企業大学校関西校の施設及び土地については、処分に関し適切に対応する。 ・一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る政府出資金においては、道県から機構に償還のあった額について、年度ごとに国庫納付を行うこととする。
・Ⅲ－３ 自己収入の確保及び拡大	３．自己収入の確保及び拡大 ・第一期から第四期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。	３．自己収入の確保及び拡大 ・第１期から第４期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。	３．自己収入の確保及び拡大 ・第１期から第４期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。
・Ⅲ－４ 財務運営の適正化	４．財務運営の適正化 ・第５期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、業務ごとの経理を明確化するとともに、保有資産の規模やその用途について適切に管理する。その上で、自己収入の確保・拡大や業務経費等の節減に努め、自己資金を十分に確保することで、運営費交付金をはじめとした国の財政負担の抑制に取り組む。	４．財務運営の適正化 ・第５期中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、業務ごとの経理を明確化するとともに、保有資産の規模やその用途について適切に管理する。その上で、自己収入の確保・拡大や業務経費等の節減に努め、自己資金を十分に確保することで、運営費交付金をはじめとした国の財政負担の抑制に取り組む。	４．財務運営の適正化 ・令和６年度における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、業務ごとの経理を明確化するとともに、保有資産の規模やその用途について適切に管理する。その上で、自己収入の確保・拡大や業務経費等の節減に努め、自己資金を十分に確保することで、運営費交付金をはじめとした国の財政負担の抑制に取り組む。

IV―1 その他業務運営に関する重要事項	VI. その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・理事長のリーダーシップに基づくトップマネジメントとともに、法令順守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて、規程や体制の見直しを図る。また、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。	VI. その他業務運営に関する重要事項等 1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・法令等を遵守し業務を行い、機構の使命を有効かつ効率的に果たすため、機構業務の適正を確保する。 ・内部統制については、その維持・向上を図るため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスについて維持・向上を図る。具体的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。 ・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。 ・災害その他の危機発生時における迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるなど機構に内在するリスクの管理を適切に行う。 ・業務の適正かつ公正な運営に支障及び支障が生じる恐れのある事実の発生時において、速やかに対応できるよう引き続き対策を講じるとともに役職員の意識の向上に努める。 ・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践する。 ・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。 ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。	X. その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・内部統制の維持・向上を図るため、引き続きリスクの把握、評価及び対応を行い、内部統制委員会及びリスク管理委員会で報告するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行い、適正なガバナンスを確保する。 ・また、関係部署と連携して、機構のBCPの充実を図り、実効的な事業継続力を高める。 ・金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図るため、金融業務ごとの特性に応じたリスク管理状況について内部統制委員会及びリスク管理委員会で報告するとともに、必要に応じて関連規程等の見直しを行う。 ・また、高度化事業等リスク管理委員会も開催し、当該委員会の意見や助言を踏まえて適切な業務運営を行う。 ・外部専門家等を活用して職員の能力向上を図り、事業別収支情報等について情報公開を行う。 ・内部監査については、業務の一層の適正化・効率化を行うためリスクベースに基づいた監査テーマや監査対象部署を選定し、ポイントを明確にした監査計画を策定する。さらに、監事や会計監査人との連携を密に行うとともに、外部専門機関からの助言等を受け、より適切な監査を実施する。また、過去の監査結果に基づく改善内容の確実な実施を確保するため、改善措置状況のモニタリングを適切に実施する。 ・役職員として法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき研修等を着実に実施することでコンプライアンスを徹底する。 ・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理（状態の変化の察知）、CSIRTによるインシデント管理を行うことで、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行うとともに、マニュアルの見直しや整備に取り組む。 ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。
・IV―2 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保	2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保 ・中小企業等のニーズや課題、経営環境の変化、DX推進等に対応できる人材の育成を図る研修や勉強会等の実施及び人材確保並びに人事制度等の改善を積極的に推進する。	2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保 ・中小企業等の抱える様々な経営課題の解決の一端を担い、成長・挑戦する中小企業等への支援や支援機関等への支援による施策普及を通じ、日本経済の活性化と付加価値向上に向け	2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保 ・職員の専門性の向上を図るため、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、研修の実施及び資格取得の支援を行う。具体的には、階層ごとに求められる役割を効果的に発揮するための階層別

	・また、職員の専門性向上に取り組み、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進するとともに、専門家等を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上も図る。加えて、職員の国際感覚の更なる醸成に努め、中小企業等の海外展開ニーズへの対応力を高める。	た役割を果たしつつ、時代の要請に合わせたメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。 ・こうした考えの下、限りあるリソースのなか、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化をはじめ、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援を的確に提供し、効率的かつ着実に成果を挙げていくため、戦略的な人材確保・育成方針を策定する。具体的には、多種多様な支援を提供できる機構ならではの複合的な支援のほか、高度な支援施策の企画立案、実効性のある業務遂行やD Xを推進するための効果的なジョブローテーションのほか、専門的な知識・スキルの習得のための研修等の実施により職員の専門性の向上を図る。特に、中小企業等の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際マインドの更なる醸成に努める。さらに、定期的新卒採用にこだわらない採用や民間を含む関係機関との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。	研修、支援施策を理解し適切に対応できる力を養うための現場力強化研修、事業部門別人材育成体系に定められた業務遂行能力向上のための各種研修をはじめ、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣、通信教育、e ラーニングなど多様な手段を講じ、人事グループと事業部門が連携して計画的に職員の専門性向上に努める。 ・若手職員には将来のキャリアパスを描くための業務経験を積ませ、中堅職員には専門性を磨く人事運用に努める。 ・業務効率を向上し、組織を活性化することによりお客様のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、管理職層のマネジメント力の向上のための研修等を行う。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の制定に伴い、女性職員の意識やスキルの向上のため、外部機関の研修等を活用するなど、女性の能力発揮の推進に取り組む。 ・職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努めるため、海外研修等の機会を提供する。 ・機構職員のグローバルマインド醸成に資する取組や情報提供・共有を行う。 ・事業ニーズに適合する高度な専門性を有する優秀な人材を確保するため、新卒採用にこだわらない採用や民間を含む関係機関との人事交流を行う。 ・また、D X推進の実効性を高めるため、D X人材育成計画を策定し、D Xを中核的に推進する人材の育成、また機構職員全体のI T資質向上に向けた取組を計画的に行うほか、経験者採用等による人材の確保及び育成に努める。 上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。 ・D X推進の実効性を高めるため、D Xを中核的に推進する人材の育成、また機構職員全体のI T資質向上に向けた取組を計画的に行うD X人材育成計画を策定する。
・IV―3 情報公開による透明性の確保	3. 情報公開による透明性の確保 ・組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。	3. 情報公開による透明性の確保 ・組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。	3. 情報公開による透明性の確保 ・組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。
・IV―4 情報セキュリティの確保	4. 情報セキュリティの確保 ・「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。	4. 情報セキュリティの確保 ・「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。	4. 情報セキュリティの確保 ・「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。